

有珠火山防災計画

平成19年11月

有珠火山防災会議協議会
(伊達市・洞爺湖町・壮瞥町・豊浦町)

有珠火山防災計画

目 次

第1編 総論

第1章 計画の目的	1- 1
第1節 計画の目的	1- 1
1 計画の目的	1- 1
2 計画の位置づけ	1- 1
3 適用する災害	1- 2
4 用語の定義	1- 2
第2節 計画の概要	1- 3
第3節 計画の修正	1- 3
第2章 防災ビジョン	1- 4
第1節 有珠火山防災計画の方針	1- 4
第2節 防災ビジョン	1- 5
第3節 基本方針	1- 6
第3章 有珠火山防災会議協議会及び防災関係機関等	1- 8
第1節 有珠火山防災会議協議会	1- 8
1 有珠火山防災会議協議会	1- 8
2 協議会構成機関及び役割	1- 9
第2節 防災関係機関	1-10
第3節 近隣市	1-12
第4節 住民、自主防災組織等	1-12
第4章 有珠火山	1-13
第1節 有珠火山の概要	1-13
1 有珠火山の地形概要	1-13
2 有珠火山の活動史	1-14
第2節 2000年噴火	1-18
1 噴火活動の状況	1-18
2 防災関係機関の対応	1-20
3 被害の状況	1-21

第2編 火山噴火対応計画

第1章 火山噴火への対応	2- 1
第1節 火山噴火の想定	2- 1
第2節 火山噴火対応計画のながれ	2- 3
第2章 組織と情報	2- 4
第1節 防災体制の確立	2- 4
1 全体の防災体制	2- 4

2	関係市町の防災体制	2- 4
第2節	情報の収集伝達体制	2- 6
1	火山情報の発表・伝達	2- 6
2	火山観測の強化	2- 9
第3章	噴火対応Ⅰ期	2-10
第1節	避難対策	2-10
1	避難区域の設定	2-10
2	避難広報	2-11
3	避難活動	2-13
4	避難所の開設	2-15
5	避難完了の確認	2-15
第2節	応援・派遣対策	2-15
1	自衛隊の派遣要請	2-15
2	輸送機関への要請	2-16
3	広域応援対策	2-16
第3節	交通対策	2-17
1	交通規制	2-17
2	交通機関の対策	2-17
第4節	家畜等の避難対策	2-17
1	避難対策	2-17
2	応急飼育	2-18
3	ペットの避難対策	2-18
第4章	噴火対応Ⅱ期	2-19
第1節	救助救出・応急医療対策	2-19
1	救助救出対策	2-19
2	応急医療対策	2-19
第2節	遺体の収容処理・埋葬対策	2-21
1	遺体の収容処理	2-21
2	遺体の埋葬	2-22
第3節	避難対策	2-22
1	避難者の把握	2-22
2	避難所運営体制	2-23
3	避難所環境整備	2-23
4	避難者の生活支援活動	2-24
第4節	保健医療対策	2-25
1	保健医療活動体制	2-25
2	避難所保健医療救護活動	2-26
3	診療対策の要請	2-26
第5節	食料・飲料水・物資供給対策	2-26
1	食料の供給	2-26
2	飲料水の供給	2-27
3	物資の供給	2-27

4	救援物資の取り扱い	2-27
第6節	広報対策	2-28
1	住民への広報	2-28
2	報道対応	2-29
第7節	交通対策	2-29
1	交通規制	2-29
2	被災者への支援	2-30
第8節	ライフライン等対策	2-30
第9節	住宅対策	2-31
1	被災者要望等の調査	2-31
2	公営住宅の供給	2-31
3	応急仮設住宅の供給	2-31
第10節	衛生対策	2-32
1	ペット対策	2-32
2	清掃・衛生	2-32
第11節	教育・保育対策	2-33
1	園児・児童・生徒の確認	2-33
2	教育・保育活動	2-33
3	就学支援措置	2-34
第12節	災害時要援護者対策	2-34
1	避難生活における支援	2-34
2	福祉サービス支援	2-35
第13節	ボランティア対策	2-36
1	ボランティア活動体制	2-36
2	ボランティアの受け入れ、活動	2-36
第14節	生活支援対策	2-37
1	生活資金等の支援	2-37
2	緊急雇用の確保	2-37
第15節	産業対策	2-38
1	中小企業への支援	2-38
2	農林水産業者への支援	2-38
第5章	噴火対応Ⅲ期	2-40
第1節	降灰対策	2-40
1	降灰への対応決定	2-40
2	火山灰の除去	2-40
第2節	広域避難対策	2-41
1	広域避難対策	2-41
2	避難生活	2-42
第6章	噴火対応Ⅳ期	2-43
第1節	避難の解除	2-43
1	避難区域のカテゴリー区分	2-43
2	避難区域への一時立ち入り	2-43

3	避難区域への一時帰宅	2-44
4	一時帰宅・避難解除のためのライフライン等整備	2-45
5	避難解除	2-46
第2節	土砂災害への対策	2-46
1	土砂災害の防止	2-46
2	警戒避難体制の強化	2-47
第7章	災害復旧・復興	2-48
第1節	災害復旧事業	2-48
第2節	激甚法による災害復旧事業	2-48
第3節	災害復興方針の決定	2-50
1	災害復興方針の原則	2-50
2	災害復興方針	2-50
第4節	災害復興計画の策定	2-51
1	災害復興計画策定の体制	2-51
2	災害復興計画の策定	2-51

第3編 火山災害予防計画

第1章	有珠山の理解	3- 1
第1節	有珠山火山防災マップの整備・活用	3- 1
1	有珠山火山防災マップの活用	3- 1
2	有珠山火山防災マップの更新	3- 1
第2節	防災教育・啓発活動	3- 1
1	住民への啓発活動	3- 1
2	児童・生徒への防災教育	3- 2
3	観光客・観光業者への啓発	3- 2
第3節	火山専門家との連携強化	3- 3
1	情報交換	3- 3
2	講演会・見学会等の開催	3- 3
第2章	地域及び行政の防災力向上	3- 4
第1節	職員の防災力強化	3- 4
第2節	住民、事業所、観光施設の防災対策強化	3- 4
1	住民の自主防災活動の推進	3- 4
2	事業所の自主防災活動の推進	3- 4
3	学校における防災管理体制の確立	3- 5
4	ホテル・観光施設等の防災対策の推進	3- 5
第3節	防災訓練	3- 6
1	総合防災訓練の実施	3- 6
2	個別訓練の実施	3- 6
第3章	災害に強い地域づくり	3- 7
第1節	砂防・治山施設の整備	3- 7

第2節	防災施設の整備	3- 7
1	防災拠点施設の整備	3- 7
2	避難のための施設整備	3- 7
3	情報伝達施設等の整備	3- 8
4	交通ネットワークの整備	3- 8
第3節	より安全をめざした土地利用	3- 9
1	災害危険区域設定と予防対策	3- 9
2	安全をめざした土地利用	3- 9
第4章	実践的な災害応急計画の確立	3-11
第1節	避難体制の確立	3-11
1	避難計画の見直し	3-11
2	災害時要援護者の避難支援対策の確立	3-11
第2節	応援体制の確立	3-12
1	関係機関との連携強化	3-12
2	国・北海道・自衛隊との協力体制の確立	3-12
3	ボランティア団体等との連携	3-13
第3節	被災者対策実施体制の確立	3-13
1	長期避難に備えた支援体制の確立	3-13
2	食料・物資等の供給体制の確立	3-14
3	救護体制の整備	3-14
第4節	シナリオ型対策の策定	3-14

資料編

1.	有珠火山防災会議協議会規約	資料 1- 1
2.	2000年噴火時各機関の対応・避難状況	資料 2 -1
3.	災害対策本部の組織(四市町)	資料 3- 1
4.	避難施設一覧(四市町)	資料 4- 1
5.	避難施設・避難経路図(三市町)	資料 5- 1

第1編 総論

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第44条の規定に基づき、有珠山の火山活動に対し、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町（以下「関係市町」という。）が関係機関と連携して行うべき防災について有珠火山防災会議協議会が策定したものである。

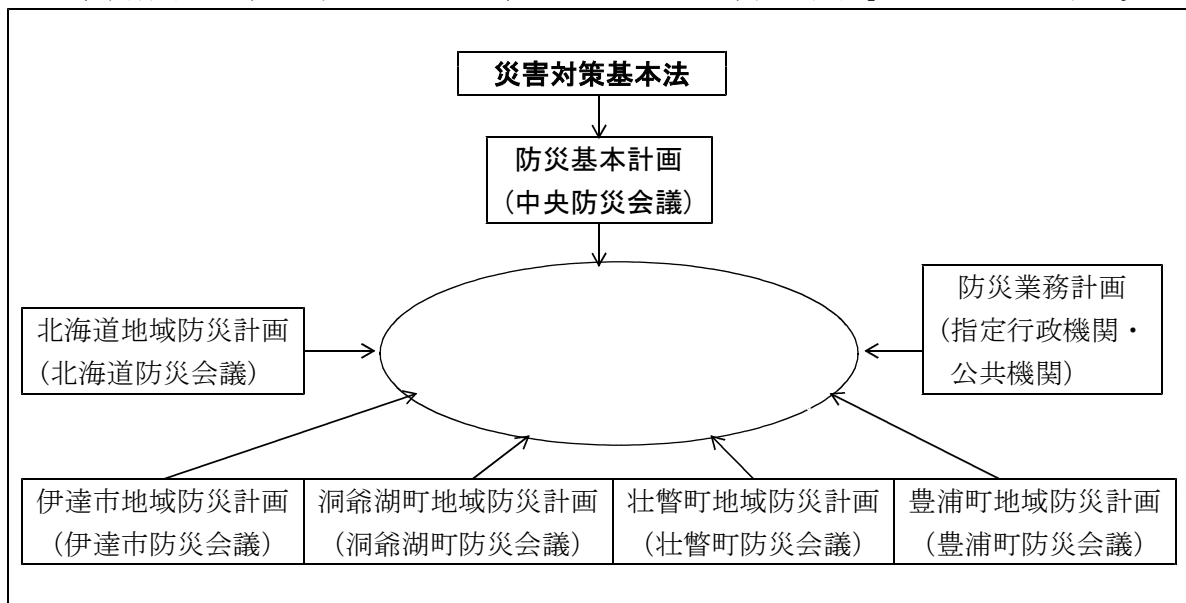
本計画の目的を次のように定める。

住民や観光客などの生命・身体・財産を有珠火山災害から守るため、
災害に強いまちづくり及び防災体制の確立をめざす。

2 計画の位置づけ

本計画は、有珠火山に対する防災業務について定めた独自のものであるが、防災に関する基本方針を定めた「災害対策基本法」に基づく、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関、公共機関）と密接な整合及び関連をもつものである。

また、関係市町の個別対応については、それぞれの「地域防災計画」によるものとする。



＜計画の位置づけ＞

3 適用する災害

本計画が適用する災害は、有珠火山の異常現象の発見から、活動がほぼ終息するまでに至る一連の活動にともなう災害とする。

<有珠山における火山活動の種類>

火山活動に直接ともなう現象	火砕流・火砕サージ、噴石、火山ガス、降灰、空振、地殻変動、火山性地震、融雪型泥流、火口噴出型泥流、岩屑なだれ
二次的な現象	降雨型泥流（土石流）、がけ崩れ、地すべり、噴火活動による津波、地盤の液状化

4 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

有珠山	一般に有珠山をさす表現とする。
有珠火山	火山活動に関して有珠山をさす表現とする。
火山活動	平常時を含み有珠火山で発生する全ての火山現象をいう。
噴火活動	噴火から終息にいたるまでの様々な火山活動にともなう現象をいう。
終息	火山噴火予知連の見解を受けて気象庁から「噴火活動がほぼ終息した」との内容の発表があったときをいう。
協議会	有珠火山防災会議協議会をいう。
関係市町	協議会を構成する伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町をいう。

第2節 計画の概要

本計画の構成及び内容は、次のとおりである。

有珠火山防災計画	
第1編 総論	計画の目的、計画の基本方針（防災ビジョン）、協議会の役割及び関係する機関、有珠火山の噴火史などをまとめたもの
第2編 火山噴火対応計画	有珠火山が噴火したときの対応をまとめたもの 噴火活動の想定……噴火の影響範囲、噴火の段階と火山噴火対応計画の流れ 組織と情報……噴火活動全般を通じた災害対策本部組織と情報の収集・伝達の対策 噴火対応Ⅰ期……異常現象の発見から避難を完了するまでの対策 噴火対応Ⅱ期……噴火活動が継続し、避難生活が長期化するときの対策 噴火対応Ⅲ期……大規模な噴火活動が継続し、遠隔地への避難を行うときの対策 噴火対応Ⅳ期……噴火活動が縮小し、避難解除を行うときの対策 復旧・復興……噴火活動が終息し、災害復旧・復興を行うときの対策
第3編 火山災害予防計画	次の噴火に備えて、平常時に行うべき防災対策をまとめたもの
資料編	有珠火山防災計画に関する資料をまとめたもの

第3節 計画の修正

有珠火山防災計画は、有珠火山をとりまく社会状況の変化や、防災対策の推進状況などに応じて、協議会において随時見直しを行い、必要に応じて修正する。修正するときは、災害対策基本法第44条第3項で準用する同法第42条第3項の規定により、あらかじめ知事に協議を行う。

第2章 防災ビジョン

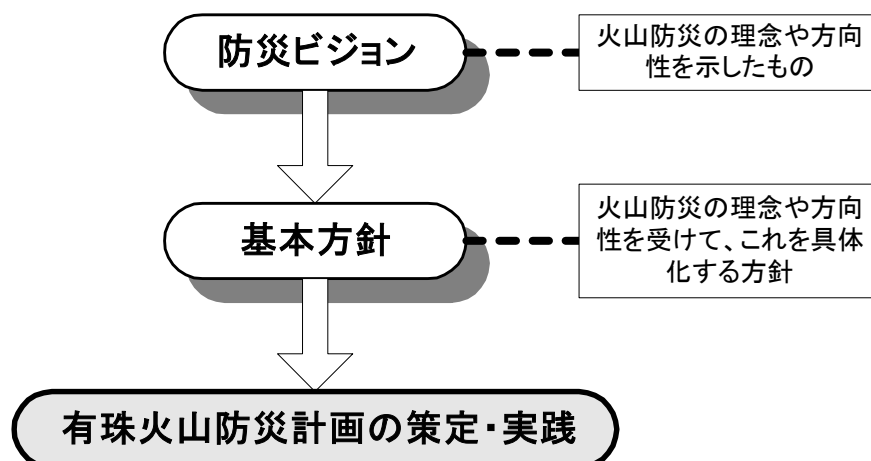
第1節 有珠火山防災計画の方針

有珠火山は、3市町にまたがっており、噴火した場合は、噴火活動の長期化が懸念されることから、関係市町だけでなくその影響は非常に広範囲に及ぶ。特に、有珠火山周辺は、北海道の代表的な観光地であり、多くの観光客が訪れるため、観光客を含めた避難活動や地域の産業に与える影響は多大なものがある。

このような火山災害から住民や観光客などの生命・身体・財産を守るためには、一つの自治体のみで対策にあたるのは非常に困難なことである。

そこで、関係市町が中心となって、共通した方針や方向性の認識のもと、北海道、近隣市町村、防災関係機関等と協力しながら、火山防災対策の推進を図る必要がある。さらに、中長期的な視野にたって、実施すべき対策の目標を設定し実現を図ることも必要である。

ここでは、有珠火山防災計画の理念や方向性及び方針を次のように位置づける。

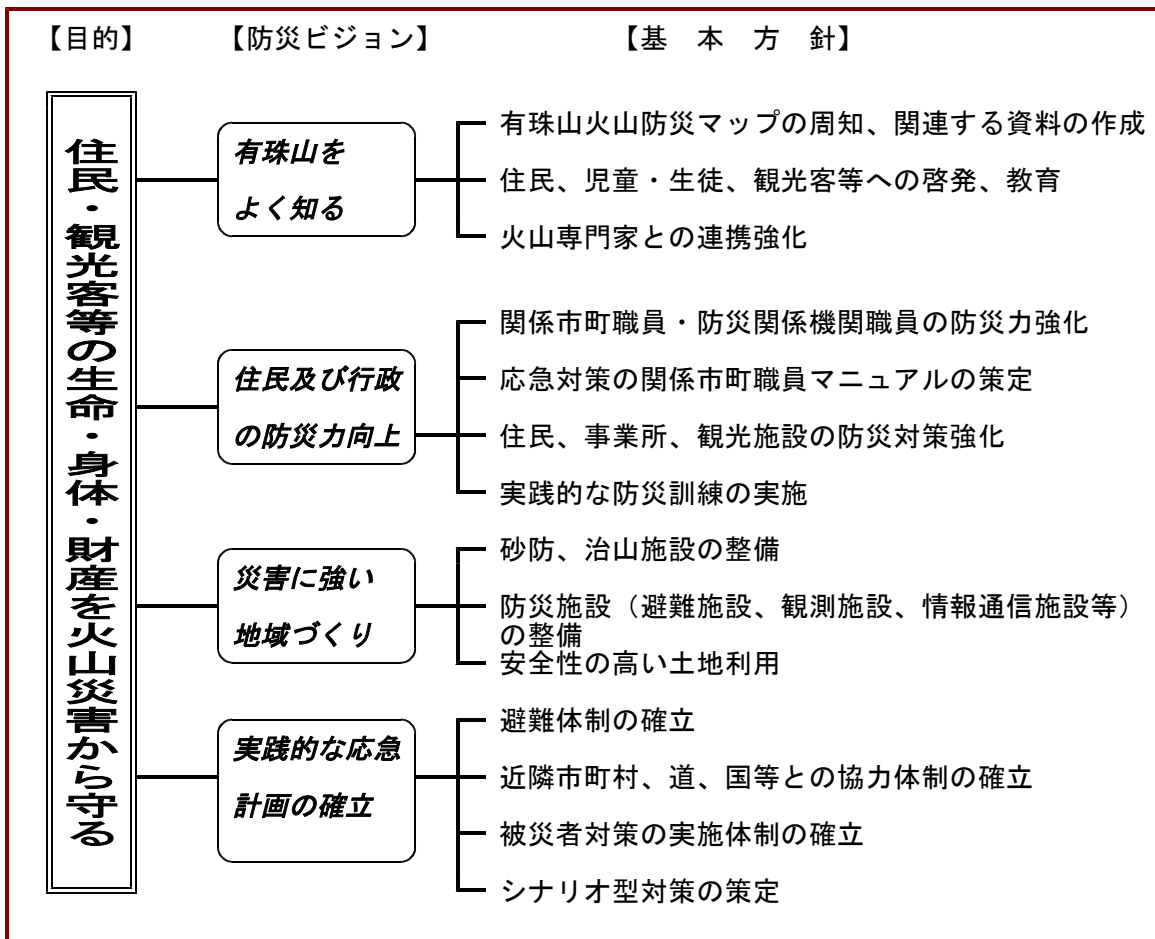


第2節 防災ビジョン

有珠山における防災の進むべき方向として、次の4点を防災ビジョンとして掲げる。

- 有珠山をよく知る
- 住民及び行政の防災力向上
- 災害に強い地域づくり
- 実践的な応急計画の確立

住民や観光客などの生命・身体・財産を火山災害から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本方針を次のとおりとする。



第3節 基本方針

基本方針をより具体化するものとして、次の対策があげられる。有珠火山防災会議協議会は、来るべき火山噴火災害に備え、国、道及び関係機関と連携してこれらの予防対策を実施する。

1 有珠山をよく知る

<p>(1) 有珠山火山防災マップの周知、関連する資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有珠山火山防災マップの周知（住民、行政内部） ○ 有珠山火山防災マップの更新（新しい形式、異なる媒体に）
<p>(2) 住民、児童・生徒、観光客等への啓発、教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 啓発活動の推進、支援 ○ 啓発、教育活動を実施していない団体、地域等への啓発・教育活動の指導 ○ 観光客への広報、観光業者への指導
<p>(3) 火山専門家との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動等に関する情報交換 ○ 火山専門家による講演会の開催

2 住民及び行政の防災力向上

<p>(1) 関係市町職員・防災関係機関の防災力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町職員及び防災関係機関職員の技術、知識、行動力の鍛錬と向上 ○ 近隣市町村、道・警察等関係機関、民間関係機関との連携強化
<p>(2) 応急対策の関係市町職員マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策としての事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化
<p>(3) 住民、事業所、観光施設の防災対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の結成と育成強化 ○ 事業所の自衛防災組織結成と地域への貢献推進 ○ 地域と事業所の協力による、助け合いの防災体制の強化 ○ ホテル、観光施設等での観光客安全対策の推進
<p>(4) 実践的な防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係市町、防災関係機関、事業所、観光施設及び住民の多くが参加できる実践的な防災訓練の実施 ○ 訓練実施による応急計画や職員マニュアルの効果検証、不十分な内容の検討

3 災害に強い地域づくり

<p>(1) 砂防、治山施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流・泥流対策の継続的推進 ○ 治山施設の整備 ○ 地すべり・がけ崩れによる危険性の解消
<p>(2) 防災施設（避難施設、観測施設、情報通信施設等）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難道路、港湾、ヘリポート、一時集合場所等の整備 ○ 安全な区域での避難施設の確保、整備（関係市町以外にも） ○ 火山観測、土石流監視施設の整備 ○ 火山情報伝達ネットワークの整備 ○ 火山活動、避難情報等伝達施設（設備）の整備
<p>(3) 安全性の高い土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流・泥流流下危険区域での土地利用の制限 ○ 災害予想区域での土地利用の制限 ○ 避難のための必要な空間の創出

4 実践的な応急計画の確立

<p>(1) 避難体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な集合場所、避難路、避難場所の確保 ○ 避難誘導體制の確立 ○ 避難時における交通手段の確保・実施体制の確立 ○ 災害時要援護者の避難支援対策の確立
<p>(2) 近隣市町村、北海道、国等との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣市町村、北海道、警察、消防、交通関係機関等との協力体制確立 ○ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体との機能・役割の明確化
<p>(3) 被災者対策の実施体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期にわたる避難生活支援への体制の確立 ○ 食料、物資、資機材等の確保、供給体制の確立 ○ 災害時要援護者対策、傷病者等救護、医療体制の整備
<p>(4) シナリオ型対策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火の規模と現象の推移にあわせた対策の確立 ○ 各対応の基準、ルールづくり

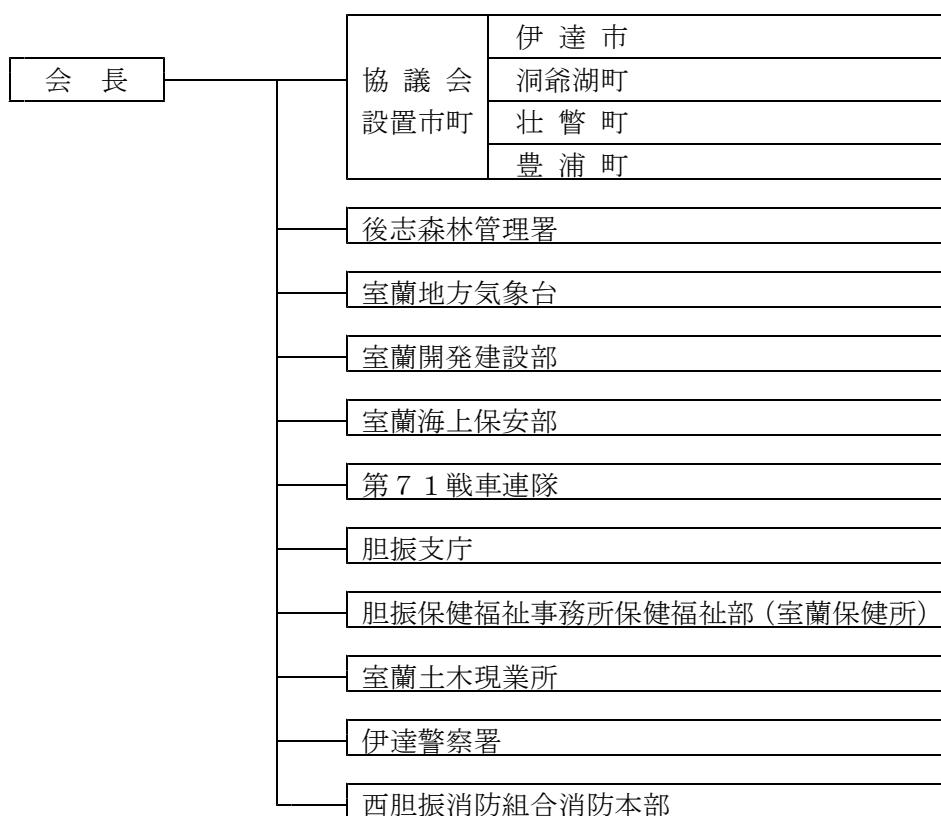
第3章 有珠火山防災会議協議会及び 防災関係機関等

第1節 有珠火山防災会議協議会

1 有珠火山防災会議協議会

1. 1 協議会の構成

有珠火山防災会議協議会は、防災計画を策定し、有珠火山噴火災害に適切に対処することを目的として、災害対策基本法第17条第1項の規定に基づき設置したものである。本協議会の構成は次のとおりである。



＜協議会の構成機関＞

※資料編1 有珠火山防災会議協議会規約

1. 2 協議会の役割

有珠火山防災会議協議会の役割は次のとおりである。

- (1) 有珠火山防災計画を作成（修正）し、その実施を推進すること
- (2) 有珠火山に関する情報収集及び提供に関すること
- (3) 協議会を構成する機関の行う防災対策の情報交換、調整を図ること

2 協議会構成機関及び役割

協議会構成機関の役割は、次のとおりである。

1 伊達市、洞爺湖町、 壮瞥町、豊浦町	(1) 火山防災に関する組織の整備を図ること (2) 物資、資機材の備蓄など予防対策を行うこと (3) 防災知識の普及啓発、防災訓練など自主防災活動を推進すること (4) 災害発生時に災害応急対策及び災害復旧を行うこと
2 後志森林管理署	(1) 治山事業に関すること
3 室蘭地方气象台（札幌管区气象台）	(1) 火山の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 火山情報の発表に関すること (3) 防災知識の普及及び啓発に関すること
4 室蘭建設開発部	(1) 一般国道の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること
5 室蘭海上保安部	(1) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること (2) 災害時において災者、救援物資、避難者等の海上輸送に関すること
6 第71戦車連隊	(1) 有珠火山防災会議協議会の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害派遣要請に基づき部隊等の派遣をすること (3) 海上・航空自衛隊及び他師団等の災害派遣について調整を図ること
7 胆振支庁	(1) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (2) 関係市町及び防災関係機関の行う対策の支援及び総合調整に関すること (3) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
8 胆振保健福祉事務所 保健福祉部（室蘭保健所）	(1) 医療救護活動に関すること (2) 医薬品及び衛生材料等の確保に関すること (3) 避難所における保健活動及び精神保健活動（心のケア）に関すること (4) 環境衛生対策及び食品衛生対策に関すること

9 室蘭土木現業所	(1) 火山活動土砂災害に関する観測に関すること (2) 火山砂防事業に関すること (3) 道道の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること
10 伊達警察署（北海道警察本部）	(1) 住民の避難誘導及び救出救助に関すること (2) 緊急交通路の確保に関すること (3) 避難場所、危険区域等の警戒に関すること (4) 犯罪の予防及び取締りに関すること (5) 危険物に関する保安対策に関すること (6) その他関係市町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること
11 消防関係機関（西胆振消防組合消防本部、消防団等）	(1) 火山情報の収集伝達に関すること (2) 自主避難及び避難勧告・指示の伝達、誘導に関すること (3) 災害警戒、救助救出・救急に関すること

第2節 防災関係機関

協議会は、次の防災関係機関に災害対策の協力を要請する。

1 東日本高速道路(株)	(1) 高速道路の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関すること
2 札幌食糧事務所苫小牧支所	(1) 災害時における米穀の確保、供給及び緊急輸送に関すること (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じた必要な措置の実施に関すること
3 伊達郵便局及びその他郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること (2) 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること (4) 災害ボランティア口座の取扱いに関すること
4 北海道旅客鉄道(株)	(1) 災害時における鉄道輸送の検討に関すること (2) 災害時における避難者の輸送等について、関係機関への支援検討に関すること
5 民間バス会社	(1) 災害時における避難者の輸送に関すること
6 日本通運(株)室蘭支店及び(社)室蘭地区トラック協会	(1) 災害時における緊急及び救援物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること
7 日本放送協会室蘭放送局	(1) 火山情報及び被害情報に関する報道をするなど、防災広報等の業務に関すること

8 北海道放送㈱、札幌テレビ放送㈱、北海道テレビ放送㈱、北海道文化放送㈱、(株)テレビ北海道、(株)エフエム北海道、(株)エフエムノースウェーブ	(1) 火山情報及び被害情報に係る報道をするなど、防災広報等の業務に関する事
9 東日本電信電話㈱、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、その他移動通信事業者	(1) 気象官署からの警報等の伝達に関する事 (2) 非常及び緊急通信の取り扱いに関する事 (3) 電報電話の利用制限を実施し重要通信の確保に関する事
10 北海道電力(株)室蘭支店	(1) 電力供給施設の防災対策に関する事
11 石油・ガス事業者	(1) 石油・ガス供給施設の防災対策に関する事 (2) 災害時における石油・ガスの円滑な供給に関する事
12 日本赤十字社北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協力に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務の実施に関する事 (2) 防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整に関する事 (3) 災害義援金募集（配分）委員会の運営に関する事
13 社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の支援対策に関する事 (2) ボランティアの募集、受付、活動支援に関する事
14 (社)胆振西部医師会 (社)室蘭市医師会	(1) 災害時における救急医療に関する事
15 (社)室蘭歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関する事
16 農業協同組合・漁業協同組合・森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関する事 (3) 共済金支払いの手続きに関する事
17 いぶり農業共済組合	(1) 農作物被害の調査に関する事 (2) 共済金の支払いに関する事
18 伊達市商工会議所・洞爺湖町商工会・壮瞥町商工会・豊浦町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に関する事 (2) 被災商工業者に対する金融対策の実施に関する事
19 (社)北海道獣医師会	(1) 災害時における産業動物の保護に関する事 (2) 災害時におけるペットの保護に関する事

23 観光協会(ホテル・旅館等観光事業者)	(1) 観光施設の防災対策に関すること (2) 観光客等の自主避難及び避難勧告・指示の伝達、誘導を行うこと
24 伊達土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと (2) 農業水利施設の応急対策及び復旧対策を行うこと

第3節 近隣市

室蘭市、登別市	(1) 相互応援に関すること
---------	----------------

第4節 住民、自主防災組織等

住民、自主防災組織等は、次の自主防災活動を実施するものとする。

1 住民	(1) 噴煙や地割れなどの異常な現象の通報をすること (2) 非常持出し品を準備すること (3) 自主防災活動への参加、協力すること (4) 自主避難及び避難勧告・指示による避難をすること (5) 避難所運営に協力すること
2 自主防災組織(自治組織)	(1) 防災訓練、防災知識の普及など自主防災活動を行うこと (2) 自主避難及び避難勧告・指示の伝達、誘導を行うこと (3) 災害時要援護者の避難に対する支援を行うこと (4) 避難所の自治組織の運営を行うこと
3 自衛防災組織(事業所)	(1) 防災訓練、防災知識の普及など自主防災活動を行うこと (2) 自主避難及び避難勧告・指示の伝達、誘導を行うこと

第4章 有珠火山

第1節 有珠火山の概要

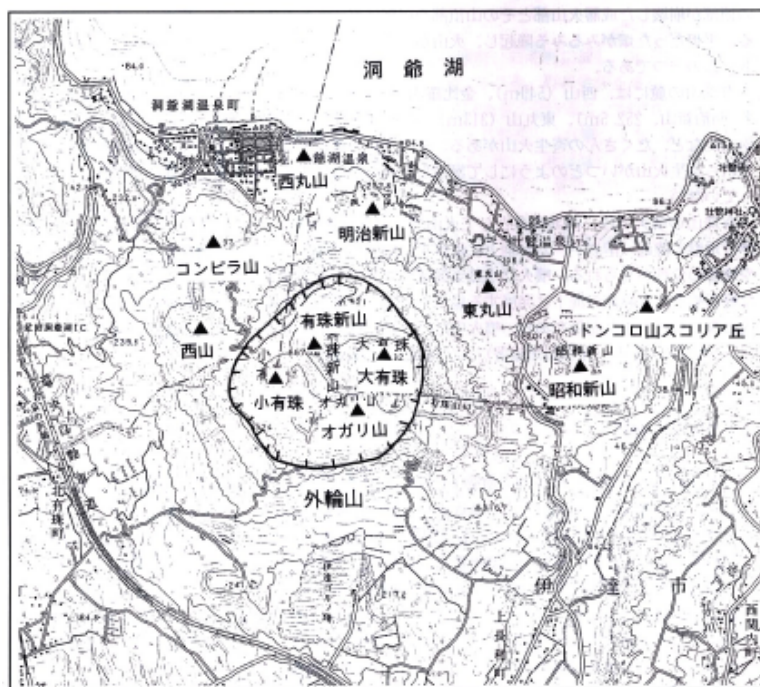
1 有珠火山の地形概要

有珠山は内浦湾の北東側に位置し、洞爺カルデラの南壁に生じた二重式の火山である。有珠山は直径1.8kmの外輪山をもつ玄武岩～安山岩の本体火山とその側火山（ドンコロ山）及び3個のデイサイト溶岩ドーム（小有珠、大有珠、昭和新山）と7個あまりの潜在ドーム（西山、金比羅山、西丸山、明治新山、東丸山、オガリ山、有珠新山）から構成されている。

有珠山の南麓には、多数の小丘（流れ山）をもつ岩屑なだれ堆積地形が見られる。これは山頂部の大崩壊により形成されたもので、崩壊により馬蹄形のカルデラが生じたが、現在ではその姿ははっきりと確認できない。また、北東から南麓には、成層火山形成時に流出した溶岩がある。

有珠山の母胎となる洞爺カルデラは、直径13kmのほぼ円形のカルデラで中央に7個の溶岩ドーム群からなる中島がある。洞爺カルデラは、約9～13万年前に大規模な火砕流（軽石流）の噴出を伴った噴火によって形成されたものであるが、1回の火砕流により形成されたものではなく、何回かの噴火によって陥没したものと考えられている。そのうち最後の噴火による火砕流（洞爺火砕流）は、体積が約200億立方メートルを上回り、降下した火山灰は北海道～東北地方のほぼ全域に分布している。

その後、約4～5万年前ごろにカルデラ中央に安山岩質溶岩からなる火山が噴出し、中島が形成された。



<有珠火山の地形>

2 有珠火山の活動史

有珠山の活動は、おおよそ1万5千～2万年前に始まり、玄武岩～安山岩質の成層火山やスコリア丘（ドンコロ山）を形成したが、7,000～8,000年前に有珠山の山頂部で大崩壊が起こり、岩屑は南麓に広く流下して流れ山や噴火湾の小島をつくった（善光寺岩屑なだれ）。有珠山はその後数千年の間ほとんど活動を休止していたが、寛文3年（1663年）に有史以来初めての噴火が山頂部で発生した。この噴火は、以前の噴火とマグマの質が全く異なった流紋岩質のものに変わっていたため、24億5000万立方メートルを超える軽石や火山灰が一気に噴出する爆発的な噴火となった。この大噴火以降、有珠山は今日までの約340年に9回の噴火の記録がある。

【2000年噴火を除く有史時代の8回の噴火については、勝井・石川(1981)*、大白山焼崩日記より抜粋（一部加筆）する。】

2.1 寛文3年(1663年)の噴火

旧暦7月11日から地震が頻発し、14日に噴火が始まり、15日には地震、噴火ともに激しく、火山雷を伴った。降灰が著しく、南西海上は岸から約5km沖合まで降下物が厚く浮遊して陸のようになったという。噴煙柱は津軽地方からも見え、空振は盛岡及び庄内地方まで感ぜられた。降灰により家屋が埋没・焼失して、住民5名が死亡した。噴火は7月末まで続いた。

この活動で18億5000万立方メートルに及ぶ流紋岩質のUs-b降下軽石が東方に堆積した。軽石噴火に引き続き、火山岩塊・火山灰の放出が繰り返され、山麓へ火砕サージが何回も流下した。これら一連の堆積物（Us-b1-b6層）の層厚は山麓で1～3m、山腹では数10mに達し、大小の岩塊が混ざっている。記録にはないが、この活動の最後、あるいは後述の1769年の活動の最後に小有珠溶岩ドーム（“フシコヌプリ”古山の意）が形成されたと推定されている。

2.2 17世紀末の噴火

2000年噴火のあと地質調査により噴火が判明。古文書等の記録にもない。

2.3 明和5年(1769年)の噴火

旧暦12月16日噴火がおこり、この噴火の後半に“一面に火降り”、南東麓の民家が残らず焼失した。噴火に先立ち、地震が起こった。このとき軽石・火山灰からなる降下火砕物が山麓で層厚30～50cm堆積している。火災は、降下軽石・火山灰の活動に引き続いて起こった火砕流（明和熱雲）によって発生したもので、この火砕流堆積物は東南側のみならず、南西及び北麓の谷沿いにも分布しており、多量の発泡の悪い軽石を含んでいる。小有珠溶岩ドームの形成は、明和の噴火の最後に行われたものかもしれない。

2.4 文政5年(1822年)の噴火

旧暦1月16日に地震がおこり、次第に頻度を増し、19日に噴火がはじまった。噴火は次第に激しくなり、22日には最初の火砕流が山麓近くまで流下した。噴火はさらに続き、2月1日に

*勝井・石川（1981）：「有珠山の活動史、噴出物調査およびDisaster Mapと災害評価」

文部省科学研究費 自然災害特別研究研究成果「自然災害の特質とHazard Mapの作製およびそれによる噴火災害の予測」代表研究者 下鶴大輔

は前回よりも大きな2回目の火砕流が発生し、南東麓から西麓にかけて森林が一面焼き尽くされた。海岸のアブタ（現在の入江）の集落は、この火砕流によって焼失し、103名死亡、多数負傷、多数の馬も死傷した。これらの火砕流を文政熱雲と呼んでいる。噴火は2月9日まで続いた。

文政の活動の最後に、おそらくオガリ山潜在ドームが形成された。ただし、オガリ山（“成長する山”の意）が火口原の中の小丘として認められるようになったのは、明治年間（1890年頃）らしい。オガリ山は1977-1978年の活動で大断層により南北に2分され、北側が著しく隆起して、断層崖にはドーム内部の溶岩・火砕物を露出している。

2.5 嘉永6年(1853年)の噴火

旧暦3月5日から地震・鳴動がおこりはじめ、次第に激しくなって、15日には山頂部の北東側で噴火がはじまった。22日には激しい噴火がおこり、27日ごろまで続いた。3月28日、地震は未だおきていたが、「一面に赤く光る」大有珠溶岩ドーム（“アシタヌプリ”新山の意）が現れはじめた。ドームは2年後もいたるところから白煙を放出していた。1853年の降下軽石・火山灰層の上位に厚さ2～3mの淘汰の悪い軽石・火山灰からなる堆積物が分布している、これは噴火の後期に発生した火砕流（嘉永熱雲又は立岩熱雲）の堆積物で、森林を焼き多数の炭化樹幹を含んでいる。1853年の噴火の最後に生じた大有珠溶岩ドームは、その後も成長を続けたらしく、その高さは、明治22年595m、同38年692m、同42年700m、同44年740mと測定されている。

2.6 明治43年(1910年)の噴火

7月19日から地震が多発し、25日夜、北麓の金比羅山で最初の噴火がおこり、次いで西北西-東南東方向の延長2.7kmの地帯に沿って大小合計45個の爆裂火口を生じた。噴煙は最大約700mの高さに達し、火口周辺に降灰をもたらした（Us-II a層）。火山岩塊は火口から300m以内に落下した。これらの噴火は、すべて水蒸気爆発で、新しいマグマに由来する物質は放出されなかった。小規模な火山泥流が合計5個の火口から流出し、洞爺湖に最大速度40km/時で流下し、1名がそのために死亡した。噴火は8月5日には終わったが、有珠山の北麓では地殻変動が続き、火口列の北側に正断層が発達し、その北側は11月10日までに約155m隆起して明治新山（四十三山）となった。明治新山と東丸山の間地域も約75m隆起した。これらは、いずれも潜在ドームである。1910年の活動は、マグマが北麓に貫入して豊富な地下水に接触して、激しい水蒸気爆発をおこし、さらに地表を押し上げて潜在ドームをつくったと考えられている。このマグマの貫入により活動の直後に洞爺湖畔で温泉が湧出するようになった。

2.7 昭和18-20年(1943-1945年)の噴火

1943年12月28日、有珠山で再び地震がおこりはじめた。翌1944年にはいと、震源は次第に東麓の地下に集中し、柳原では地盤の隆起がおこり、4月には隆起量が16mに達した。4月中旬からは隆起の中心が北方のフカバ部落に移り、5月まで最大50mも隆起した。地震は激しくなり6月22日には250回の有感地震がおきた。

6月23日、フカバ西方の東九万坪の畑地から水蒸気爆発がはじまった。7月2日から爆発が激しくなり、10月末までに10数回の顕著な爆発がおこった。特に7月2、3日の爆発は大きく、東方の苦小牧・千歳方面まで降灰があった。降下火山灰（Us-I a層）は火口から1kmで厚さ数cm堆積した。火山灰は灰色で大部分が既存の岩石の細粉であったが、後期には新溶岩の細粉

も混入してケイ酸量が増加した。(SiO₂=50→70%)。地盤の隆起も続き、もとの海拔120～150mの畑地は、海拔250mほどの屋根山(潜在ドーム)となった。

12月初旬、屋根山中央部の環状に配列した爆裂火口群の中心から、三角形の新溶岩が現れはじめた。溶岩はユリの根のように分かれて、複雑な動きを示しながら全体としてやや西側に突出するようにして上昇を続けた。溶岩は表面に粘土化した凝灰岩起源の赤い天然レンガの皮膜をかぶっていて、溶岩の上昇に伴う無数の擦痕がこの皮膜に刻まれた。一方、屋根山も膨張を続け、1945年春から東部が急速に隆起した。溶岩ドームはしばらく噴煙につつまれ、夜間は破れた皮膜の窓から赤熱した溶岩が点々としてみられた。1945年9月、地震が少なくなり、溶岩ドームの成長も止まり、こうして海拔406.9mの昭和新山が生成した。

2.8 昭和52-53年(1977-1978年)の噴火

1977年8月6日早朝、有珠山では有感地震が多発しはじめた。翌7日午前9時12分、約32時間の前兆地震のあと、山頂からデイサイト質マグマによる軽石噴火がおこった。噴煙は高さ12kmに達し、その後も大小の噴火が続発し、14日未明にはマグマの発泡度が悪くなって火山岩塊・パン皮火山弾などを放出して噴火が終了した。この1週間にわたる第1期噴火で、小有珠ドームの東麓に第1～第3火口、火口原北部に第4火口が開かれた。軽石・火山灰は、当初東方に降灰したが、8日午後から9日早朝までは低気圧の接近で雨模様となり、下層の風向きが変わった。このため、火山近くでは北西側に降灰し、遠方では北から北東方向に降灰した。この結果、個々の噴火に対応する降灰域は複雑なパターンを示し、これら降下火砕堆積物の積算等厚線は北西-南東に伸び、山頂部で1m、山麓で30-50cm、総噴出量は8,300万立方メートルに達した。

降灰は、山麓の住宅を破壊し(全壊8棟、半壊4棟)、広範囲にわたって収穫直前の農作物や森林に被害を与えた。特に降雨中は、セメントミルク状の泥滴が降り、樹林に粘着して枝や幹を折った。火山灰中には少量の粘土鉱物が含まれていたため、このような折損が著しかった。また、有珠山の地表は、厚い降下軽石・火山灰堆積物におおわれたため、少量の降雨でも二次的な泥流(土石流)が発生し易くなり、このため8-9月には西麓で泥流災害がおきた。

その後、残りのデイサイト質マグマは上昇を続け、火山性地震を伴いながら火口原を隆起し、噴気地帯も拡大した。大断層が小有珠の東麓からオガリ山を通り大有珠にかけて発達し、その北東側の火口原中央部は北東に移動しつつ著しく隆起し、新しい潜在ドーム(有珠新山)として成長しはじめた。大断層崖の南西側には幅100～250mの地溝が発達し、小有珠山頂部はこの地溝の成長に伴って沈降を続けた。噴火開始後2ヶ月半で、新山は40～50mも隆起した。これに伴い有珠外輪山北東壁も外側へ膨らみ、水平移動量は48mに達した。地殻変動の影響は北麓に及び、建造物が徐々に破壊しはじめた。

11月16日、第2期噴火が小規模な水蒸気爆発ではじまった。翌1978年1月以降もこのような活動が続き、7-9月には中規模のマグマ水蒸気(～マグマ)噴火も多発し、10月27日に噴火が終わった。この間、大断層の南側にA～N火口が開かれ、このうちJ～M火口は結合して銀沼火口となった。第2期噴火による降灰量は火口原で厚さ約1m、山麓で数cm、総噴出量は約750万立方メートルに達した。この量は第1期噴出量の10分の1にすぎなかったが、降灰は山麓住民の生活を脅かし、森林・農作物に被害を与えた。

第2期噴火で細粒火山灰が地表を被覆したため、雨水の浸透性がさらに悪くなった。10月16日と24日の降雨で有珠山麓の全域で大きな泥流が発生し、16日の泥流は林業関係に多大な被害

を与えたが、24日の泥流は家屋の全半壊・浸水などの災害がおこり、死者2名、行方不明者1名の犠牲者をだした。この泥流を誘発した降雨は、僅か20～30mm/日にすぎなかった。噴火開始以来、有珠火山では泥流の警戒体制がとられ、治山・砂防工事が進められ、泥流を洞爺湖に導く5本の流路工も作られた。また、空中から牧草の種子を撒き、人工的な植生回復も行われた。

地殻変動は第2期噴火後も衰えながら継続し、1980年3月末には有珠新山は約170m高くなって海拔658.8mとなり、外輪山北東部は外側に160m以上も膨らみ、多数の断層に切られて崩壊しはじめた。有珠山北麓一帯では、地盤の圧縮・断層・亀裂が徐々に進行し、家屋などの被害は236戸（うち全壊74戸）に達し、このほか道路、上下水道、温泉泉源、配湯管など各種の施設も被害を受けた。全壊建築物の大部分は、その直下に生じた断層により徐々に破壊されたものである。

<有珠山の噴火史>

期	年代 休止期間	前兆地震継続期間	噴火地点	噴出物など	生じた山体	災害その他
外輪山形成期	1.5万年－2万年前		山頂 東麓	有珠外輪山溶岩 ドンコロ山スコリア	成層火山 ドンコロ山 スコリア丘	流れ山地形、津波
	7,000－8,000年前		山頂	善光寺岩屑なだれ	外輪山 (山体崩壊)	
	休 止	数千年				
新 期 活 動	寛文3年(1663年)	3日	山頂	降下軽石 降下火山灰・火砕サージ	小有珠 溶岩ドーム	多量の火砕物降下で家屋埋積・ 焼失・死者5名
	17世紀末頃	不明	不明	不明	不明	不明
	明和5年(1769年) 52年	地震発生 期間不明	山頂	降下軽石・火山灰 明和火砕流	?	火砕流で南東麓の家屋火災
	文政5年(1822年) 31年	3日	山頂	降下軽石・火山灰 文政火砕流	オガリ山 潜在ドーム	火砕流で南西麓の1集落全焼、 死者82名、負傷者多数、集落移 転
	嘉永6年(1853年) 57年	10日	山頂	降下軽石・火山灰 嘉永火砕流	大有珠 溶岩ドーム	住民避難、赤く光るドーム出現
	明治43年(1910年) 33年	6日	北麓	降下火山灰 火口噴出型熱泥流	明治新山 潜在ドーム	火砕物降下で山林・耕地に被 害、火口噴出型熱泥流で死者1 名
	昭和18-20年(1943- 45年) 32年	6ヶ月	東麓	降下火山灰 火砕サージ	昭和新山 溶岩ドーム	火砕物降下・地殻変動で災害、 幼児1名窒息死
	昭和52-53年(1977- 78年) 22年	約32時間	山頂	降下軽石・火山灰 降雨型泥流・火砕サージ	有珠新山 潜在ドーム	火砕物降下・地殻変動・泥流で 市街地・耕地・山林等に被害、 降雨型泥流で死者・行方不明者 3名
平成12年(2000年)	約4日	西麓	降下軽石・火山灰、 火口噴出型熱泥流 火砕サージ	潜在ドーム	地殻変動、火口噴出型熱泥流、 噴石により国道230号、道央道、 鉄道、市街地建物に被害、死者 ・負傷者なし	

※ 参考文献：勝井(1988)「有珠山の噴火予測・災害予測および防災の問題」、曾屋ほか(1981)「有珠火山地質図」、大白山焼崩日記

第2節 2000年噴火

1 噴火活動の状況

有珠火山は、平成12（2000）年3月27日午前から火山性地震が増加し始め、翌28日午後から山麓で有感地震が多くなり、低周波地震も発生し始めた。気象庁では、3月29日11時10分「今後数日以内に噴火が発生する可能性が高い」との緊急火山情報を発表した。

また、3月29日から30日にかけて壮瞥温泉では震度5弱を7回観測するとともに、3月30日午前には、北屏風山西尾根内側斜面等で地割れ等地殻変動が確認され、31日に小有珠の亀裂、洞爺湖温泉の断層群、洞爺湖から虻田町に抜ける国道230号沿いに亀裂が確認された。

3月31日13時7分、有珠山の西山西麓でマグマ水蒸気爆発が始まった。噴煙の高さは最高で3,500mに達し、東に流れた。その後4月1日11時30分過ぎには、有珠山北西側にある金比羅山西麓で噴火が始まり新たな火口群が形成された。噴煙の高さは最高で3,000mに達した。西山西麓には、断層群が出現し、4月5日には段差約10mの陥没地形を形成していることが確認されるなど地殻変動は北西山麓に局地化してみられた。火口噴出型泥流（熱泥流）が、西山火口・金比羅山火口で発生し、4月9日には、西山川の流路工を溢れ周辺の洞爺湖温泉小学校や道路を流れ市街地に堆積しているのが確認された。また、翌10日朝までに、泥流により2つの橋（木の実橋・こんぴら橋）が流出した。

4月12日、火山噴火予知連絡会は、「現状の観測データでは、山頂部の大規模噴火に移行することを示す現象は見られず、当面は北西山麓での噴火活動に対する警戒が最も重要である。引き続き火山活動の推移を厳重に監視する必要がある。」との見解を発表した。

その後、西山火口、金比羅山火口では断続的に噴火活動が継続したが、これまでの火山活動の状況を踏まえ、5月22日の火山噴火予知連絡会は、「マグマ活動は次第に低下しており、このままの傾向が続けば噴火が終息に向かう可能性がある」と初めて噴火の終息の可能性について触れ、「活動火口周辺については引き続き警戒が必要であるとともに、新たな活動活発化に対し火山活動を注意深く監視していく必要がある」との統一見解をまとめ発表した。

7月末までに、隆起はほぼ停止した。西山火口群では噴煙の高度は低下したが、金比羅山火口群では、空振・爆発音・噴石を伴って頻繁に噴火が継続した。7月10日の火山噴火予知連絡会は、「深部からのマグマの供給はほぼ停止しており、一連のマグマの活動は終息に向かっている。今後、火砕サージを伴うような爆発性の強い噴火はないと考えられる。しかし、現在までに上昇してきたマグマが熱を供給し続けていることから、当分の間、現在と同様の爆発が両火口群で継続すると考えられ、火口から500m程度の範囲では、噴石や地熱活動に対する警戒が必要」と発表した。

これ以降も、有珠山北西山麓において断続的に噴火活動を続けたが、次第に空振、噴石が収まり、水蒸気を吹き上げるだけとなった。また、地震活動度は低く、最初の噴火前後に観測された山頂部を含む広域の地殻変動はほとんど停止した。

平成13年5月28日、火山噴火予知連絡会は、「マグマの供給は停止し、2000年3月に始まったマグマの活動は終息したと判断される。なお、金比羅山火口群と西山西麓火口群では、同様の活動が当分の間継続すると考えられるので、これらの火口付近では引き続き注意が必要」との見解を示した。

＜噴火活動の記録＞

3月27日(月)	朝方から地震発生始まる。夜にかけて次第に増加、震源は北西山腹が中心
3月28日(火)	火山観測情報第1号(00時50分)発表、最初の有感地震(01時31分)、地震活動次第に活発化 臨時火山情報第1号発表(02時50分)
3月29日(水)	火山噴火予知連絡会拡大幹事会見解 緊急火山情報第1号(11時10分) 「地震活動急速に活発化、数日以内に噴火の可能性大」 16時頃から急激に有感地震が多発
3月30日(木)	北屏風山西尾根内側斜面に断層地割れ群を確認、北西山麓協会病院付近でも地割れ(緊急火山 情報第2号 13時20分) 午後になり地震減少傾向、洞爺湖温泉から壮瞥温泉の地域で地割れ等を確認
3月31日(金)	小有珠でも亀裂を発見、洞爺湖の断層群もさらに発達、国道230号線沿いにも亀裂(緊急火山情報 第3号 11時50分) 西山西麓でマグマ水蒸気爆発(13時7分頃、噴煙3000m以上) 緊急火山情報第4号(13時16分)「有珠山で噴火」
4月1日(土)	西山火口域で噴火断続(02時50分頃等) 最大地震(M4.6)発生(03時12分) 金比羅山北西山麓で噴火(12時05分 緊急火山情報第5号)
4月2日(日)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続
4月3日(月)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続 西山西麓の地殻変動進む、火口周辺の断層群発達、山頂部の変動は頭打ちに
4月4日(火)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続 GPS観測で虻田町の変動が続いていることを確認
4月5日(水)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、金比羅山にて湯気をともなった熱泥流が発生
4月6日(木)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続 北西部を中心に亀裂断層拡大 やや大きな火山性微動続く
4月7日(金)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、火山性微動、地殻変動も続く
4月8日(土)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、火山性微動、地殻変動も続く 熱泥流が洞爺湖まで流れ込む(流路工内)
4月9日(日)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、地殻変動も続く 火山性微動が周期的に発生 熱泥流が流路工から溢れ、西山川周辺の洞爺湖温泉小学校などが土砂で覆われていることを確認
4月10日(月)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、地殻変動も続く 熱泥流が2橋を押し流したことを確認
4月11日(火)	西山西麓、金比羅山で断続的に噴火継続、地殻変動は続くが洞爺湖温泉付近の変動は頭打ち傾 向、変動域中心付近では1日あたり1mの隆起 活動火口位置がほとんど変化せず、火口径が拡大する傾向に 火山性微動の周期的発生と断続的に振幅増大
4月13日(木)	西山火口で噴石を飛散させる炸裂型噴火が観測されるようになる それに対応して火山性微動の振幅大きくなる 金比羅山ではコックステール型噴煙が続く
4月14日(金)	西山火口で噴石を飛散させる炸裂型噴火、小規模なカリフラワー型噴煙が観測される、金比羅山で はコックステール型噴煙が続く 火山性微動振幅さらに増大
4月15日(土)	西山西麓、金比羅山で噴火継続、火山性微動振幅大きい、火山性微動に変化、連続微動から発生 間隔が不規則になり振幅の変動幅が大きくなる 西山火口噴火時間間隔延び噴火継続時間が長くなる 西麓の地殻変動は鈍化傾向
4月16日(日)	西山西麓、金比羅山で噴火継続、コックステール→カリフラワー型噴煙活動、 火山性微動頻度減少傾向
4月18日(火)	月浦地区で噴泥発見(金比羅火口からとすれば約2.5km)

4月21日(金)	深夜から大雨
4月22日(土)	午前中大雨
4月23日(日)	大雨後の特段の浸食や泥流等がなかったことを確認
4月24日(月)	金比羅山新火口出現、壮瞥町等で体感空振(空振は以前からあり)
4月25日(火)	大振幅の火山性微動減少傾向、連続微動観測
4月26日(水)	西山は灰白色噴煙、金比羅からはコックステール噴煙(頻度は減少傾向)
4月27日(木)	頻度規模は減少傾向、連続微動 地殻変動隆起量20cm以下に鈍化
4月28日(金)	未明に豊浦で空振、西山火口一時噴煙停止と噴火を繰り返し、黒色噴煙もやや活発、微動やや活発
4月29日(土)	連続白煙中心の活動、西山火口1つ停止
4月30日(日)	金比羅山2火口、西山1火口で連続白煙中心の活動
5月2日(火)	N-Cの火山灰混じりの噴煙先月28日以来確認
5月4日(木)	西山西麓、金比羅山で噴火継続。雨の影響と思われる蒸気量増加。
5月9日(火)	西山西麓では、少量の火山灰まじりの連続噴煙。 金比羅山では1分10回程度の炸裂型爆発。西山火口南東部の噴気活動。
5月11日(木)	噴火の規模頻度は減少傾向。微動・空振は継続。
5月15日(月)	雨の影響と思われる蒸気量増加。
5月16日(火)	金比羅山火口で炸裂型噴火。連続微動。
5月17日(水)	金比羅山火口でジェット、炸裂型噴火。連続微動。微動振幅、空震断続的に大きく。
5月18日(木)	金比羅山火口でジェット、炸裂型噴火。連続微動
5月26日(金)	金比羅山火口でジェット、炸裂型噴火。連続微動。未明より壮瞥町で大きい空振。16時59分N-B火口で灰色噴煙10分程度続く。隆起域中心部のレートは15cm/day。

2 防災関係機関の対応

伊達市、虻田町、壮瞥町では、3月28日にそれぞれ災害対策本部を設置し、自主避難などの措置をとった。3月29日には緊急火山情報を受け避難勧告・避難指示を発令した。3月30日には北海道広域消防相互応援協定に基づく第3要請（全道の消防機関への応援要請）を発した。

北海道は、3月28日に災害対策連絡本部を設置、3月29日に災害対策本部を設置し、避難活動に関する自衛隊災害派遣要請や緊急消防援助隊派遣要請を行った。北海道警察も3月29日に北海道警察本部災害警備本部を設置した。

国は、3月28日に国土庁防災局が情報対策室を設置、3月29日に災害対策関係省庁連絡会議を開催、伊達市・虻田町・壮瞥町に災害救助法を適用した。3月31日には、平成12年有珠山噴火非常災害対策本部を設置、伊達市には非常災害現地対策本部を設置し合同会議を開催した。

また、平成13年3月14日には、虻田町の区域が激甚災害に指定された。

※資料編2 2000年噴火時各機関の対応・避難状況

3 被害の状況

3.1 避難状況

避難は3月28日の自主避難から始まり、3月29日には、「避難勧告」を発令、その日のうちに「避難指示」に切り替えられた。噴火前は、山頂部からの噴火を想定した避難地区が設定された。

噴火後、虻田町では噴火箇所が西山山麓であったため、避難区域をさらに拡大するとともに、4月3日には、災害対策本部を豊浦町に移転した。

避難所は、それぞれの市町域の公共施設が指定されたが、虻田町では市街地のほとんどが避難指示区域となったため、虻田町民は、伊達市、壮瞥町をはじめ、豊浦町、長万部町、洞爺村、室蘭市、登別市に設置された避難所に避難した。

その後、火山噴火予知連等からの情報により、一時帰宅及び避難指示区域の解除などを段階的に実施した。伊達市では6月10日に市内全地区の避難指示が解除され、壮瞥町、虻田町でも5月以降、公営住宅及び仮設住宅への入居がはじまり、壮瞥町では6月4日、虻田町では8月27日に避難所が閉鎖された。

<避難の状況>

	伊達市	虻田町	壮瞥町
最大避難区域人口	5,472人 (4月1日)	9,935人 (3月31日)	408人 (3月29日)
最大避難所入所者数	1,683人 (4月1日)	5,017人 (5月3日)	538人 (3月31日)
最大避難所数	8 (4月1日)	31 (4月16日)	6 (3月30日)

3.2 交通状況

3月29日から道路の交通規制が実施され、道央自動車道、国道37号・230号・453号、道道6路線で一部区間が通行止めとなった。

鉄道も大岸から黄金の間で列車の抑止を行い、その後長万部から東室蘭の間で運休となった。また、交通規制に伴い路線バスも運休となった。

3.3 被害状況

(1) 人的被害

人的被害はなかった。

(2) 建物・施設等被害

北海道発表による平成13年7月20日現在の住家及び施設等の被害は次のとおりである。

＜住家及び施設等の被害＞

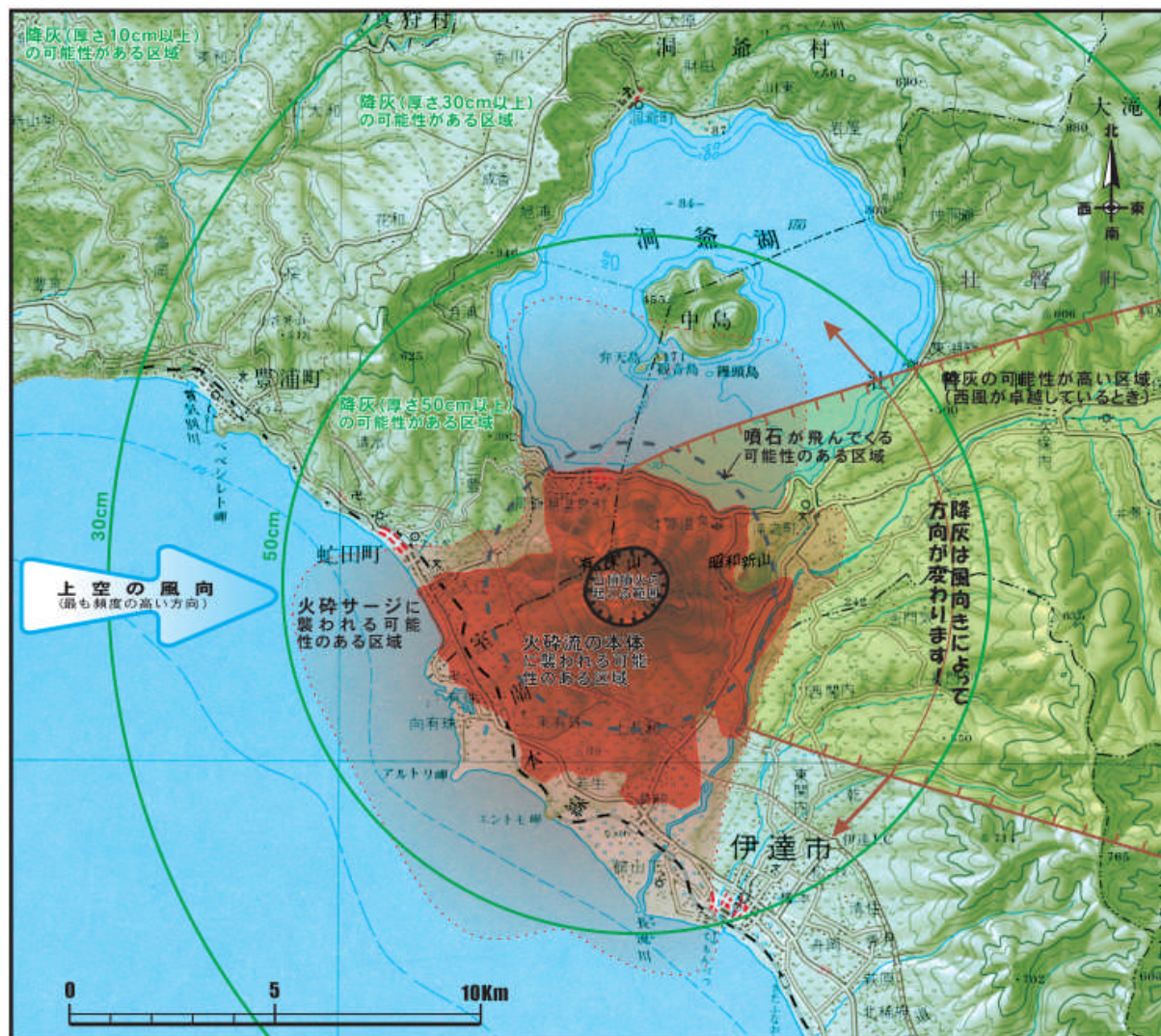
施設等の種類		被害箇所	被害額(千円)	
土木被害	河川	15箇所	351,212	
	道路	34箇所	3,584,438	
	砂防施設	5箇所	266,288	
	橋梁	3箇所	118,937	
	漁港	2箇所	34,659	
	計	59箇所	4,355,534	
農業被害	農作物・家畜等	89戸	80,166	
	営農施設(ビニールハウス等)	24件	44,771	
	農地・農業用施設(農業用排水路等)	9件	143,270	
	計	89戸、33件	268,207	
水産被害	共同利用施設	1件	10,225	
林業被害	一般	林地(森林)	36.06ha	32,474
	民有林	治山施設	6箇所	260,000
	計	—	292,474	
衛生被害	水道	1件	3,503,539	
	病院・一般廃棄物処理施設	9件	3,586,318	
下水道被害		45箇所	5,707,224	
公立文教被害	小学校	3件	1,006,919	
	中学校	2件	8,909	
	高校	1件	2,363	
	給食センター	1件	1,838	
	計	7件	1,020,029	
社会教育施設・その他公共施設被害		8件	1,372,245	
社会福祉施設被害	公立	3件	159,437	
	法人	3件	2,615	
	計	6件	162,052	
都市施設(公園)被害		2件	23,068	
市街宅地の堆積土砂排除		1件	60,533	
商工被害	商業	65件	277,263	
	工業	11件	58,910	
	その他	68件	1,721,281	
	計	144件	2,057,454	
住家被害	全壊	119棟(福祉施設含む)	1,393,157	
	半壊	355棟	399,143	
	一部破損	376棟	143,712	
	計	850棟	1,936,012	
非住家被害	全壊(公共建物以外)	12棟	4,714	
	半壊(公共建物以外)	11棟	1,603,220	
合 計			25,962,848	

(平成13年7月20日北海道発表資料による)

第2編 火山噴火対応計画

第1節 火山噴火の想定

1995年9月に伊達市・虻田町・壮瞥町・豊浦町・洞爺村・北海道は、有珠火山における山頂噴火による火砕流、火砕サージ、噴出岩塊等を想定して「有珠山火山防災マップ」を作成した。その後、2000年噴火をうけ見直しを行い、2002年3月に新たな「有珠山火山防災マップ」を作成した。



<山頂噴火による火砕流・噴石・降灰の予測図>



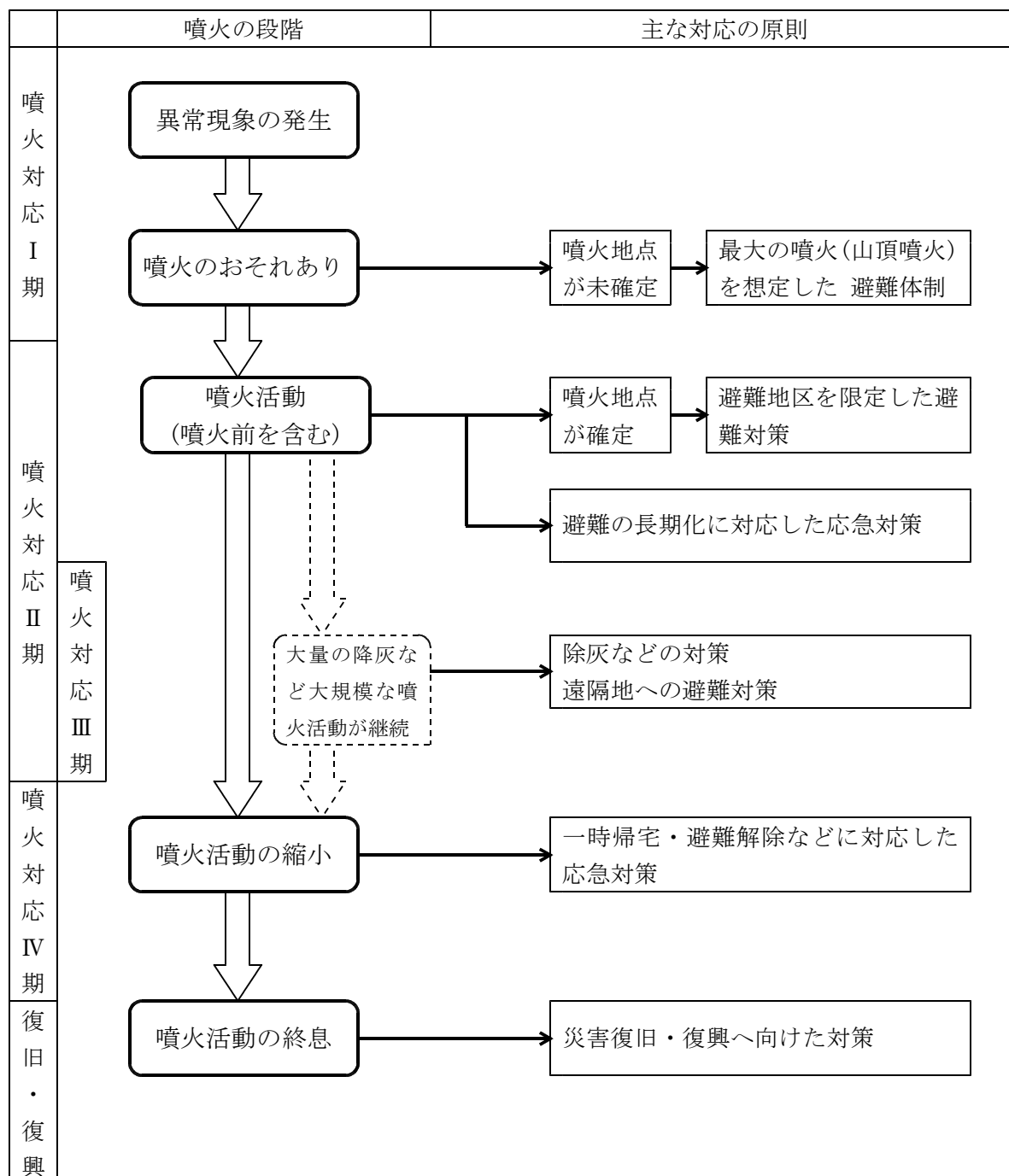
＜山頂噴火による融雪型泥流・降雨型泥流（土石流）の予測図＞



＜山麓噴火による火砕流・噴石の予測図＞

第2節 火山噴火対応計画のながれ

火山噴火対応計画は、有珠火山の特徴から、概ね次のような噴火活動の段階に対応した応急対策を実施することを基本とする。



<火山噴火対応計画のながれ>

第2章 組織と情報

第1節 防災体制の確立

1 全体の防災体制

【関係機関】 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他関係機関

1.1 非常災害現地対策本部

(1) 非常災害現地対策本部の設置

政府は、内閣府に非常災害対策本部を設置した場合は、現地に非常災害現地対策本部を置くことができる。

(2) 非常災害現地対策本部の設置場所

設置場所は、伊達市防災センターを予定する。

1.2 災害対策現地合同本部

(1) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、災害対策現地合同本部の設置について、必要に応じて協議する。

設置にあたっては、北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」による。

(2) 災害対策現地合同本部の設置場所

設置場所は、伊達市防災センターを予定する。

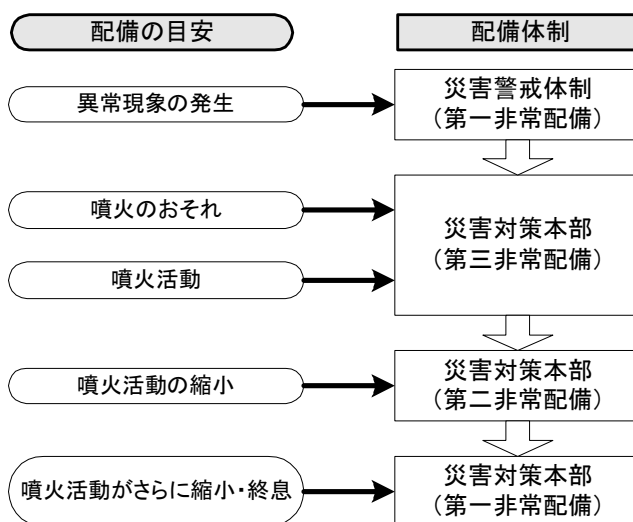
2 関係市町の防災体制

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

2.1 災害対策本部の設置

(1) 配備体制

関係市町長は、噴火活動などの状況に応じて、災害警戒体制又は災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。



<配備体制のながれ>

<配備体制の内容>

第一非常配備	関係部班において所管の職員を配備し情報収集・伝達などの応急対策を行う体制
第二非常配備	関係部班において、災害の状況に応じて必要な職員を配備して応急対策にあたる体制
第三非常配備	災害対策本部の全員をもって応急対策にあたる体制

(2) 本部の設置場所

本部は、関係市町の庁舎に設置する。噴火の影響により庁舎が使用できない場合は、次の施設に本部を移設する。

<本部の設置場所>

関係市町	本部設置場所	移設場所
伊達市	伊達市役所	消防・防災センター
洞爺湖町	洞爺湖町役場	旧月浦小学校
壮瞥町	壮瞥町役場	立香ふれあいセンター
豊浦町	豊浦町役場	

(3) 本部の廃止

関係市町長は、災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。なお、本部廃止後は、通常体制にて災害対策業務にあたる。

2.2 災害対策本部の組織

関係市町はあらかじめ定められた災害対策本部組織及び事務分掌に基づき応急対策を行う。

※ 資料編3 災害対策本部の組織

2.3 情報の分析と対策決定

(1) 情報分析・対策の決定

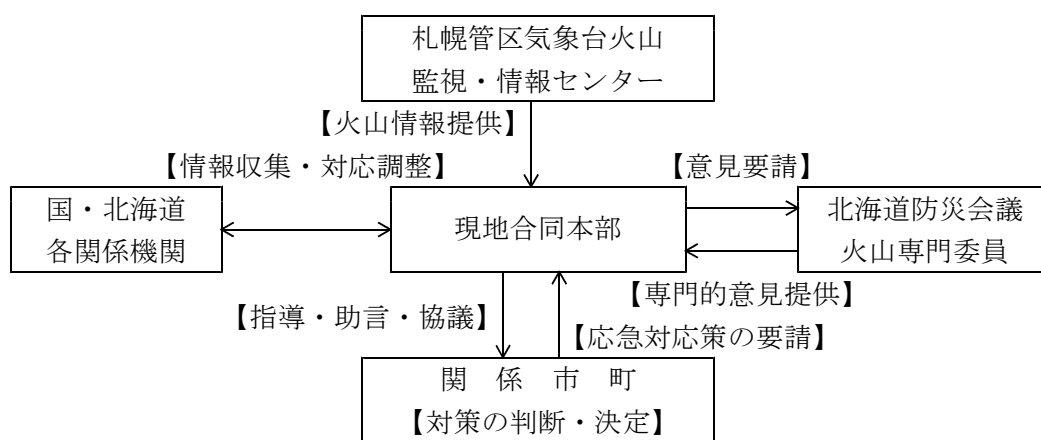
北海道は、関係市町に対し、災害対策に必要とする防災関係機関の情報や北海道防災会議火山専門委員など専門家の噴火活動等に関する意見が、適時的確に提供されるよう努めるとともに、指導・助言を行う。

関係市町長は、これらの情報や指導・助言をもとに、対応措置について検討する。

また、災害対策現地合同本部等が設置された場合は、対応措置について各機関の調整を北海道が行う。

(2) 関係市町の対策の決定

関係市町長は、防災関係機関の指導・助言を受けて応急対策を決定する。



<対策の決定までのながれ>

第2節 情報の収集伝達体制

1 火山情報の発表・伝達

【関係機関】	室蘭地方気象台、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他有珠火山防災会議協議会構成機関
--------	---

1.1 火山情報の発表

(1) 火山情報の種類

札幌管区気象台は、次の火山情報を発表する。

＜火山情報の種類＞

緊急火山情報	生命、身体に関わる火山活動が発生した（もしくは発生する危険がある）場合に発表。
臨時火山情報	火山活動に異常が発生し、注意が必要なときに随時発表。
火山観測情報	緊急火山情報、臨時火山情報を補うなど、火山活動の状況をきめ細かく発表。

(2) 火山情報の発表基準

火山情報の発表基準は、次のとおりである。

＜火山情報の発表基準＞

緊急火山情報	次に掲げる事項に該当したとき、又は生ずるおそれがある場合に行う。 ①火山の噴火に伴う溶岩、噴石、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により、直接人体に被害が生じる場合 ②火山の噴火に伴う溶岩、噴石、降灰等により、人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのため人体に被害が生じる場合 ③火砕流、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により、人体に被害を生じる場合 ④火山性地震、地盤変動その他火山現象の推移により、人体に被害を生じる場合
臨時火山情報	防災上の注意喚起のため、次に掲げる事項に該当し、必要と認めるときに行う。 ①火山現象について異常を認めた場合 ②市町村長から火山に関する異常の現象の通報を受けた場合 ③国の機関、その他の機関から火山に関する異常な現象の情報を入手した場合
火山観測情報	臨時火山情報又は緊急火山情報の補完等のため、必要と認めるときに行う。

(北海道地域防災計画火山災害対策計画による)

1.2 火山情報の伝達

(1) 臨時火山・火山観測情報の伝達

臨時火山・火山観測情報の伝達は、次の火山情報の伝達経路によるものとする。

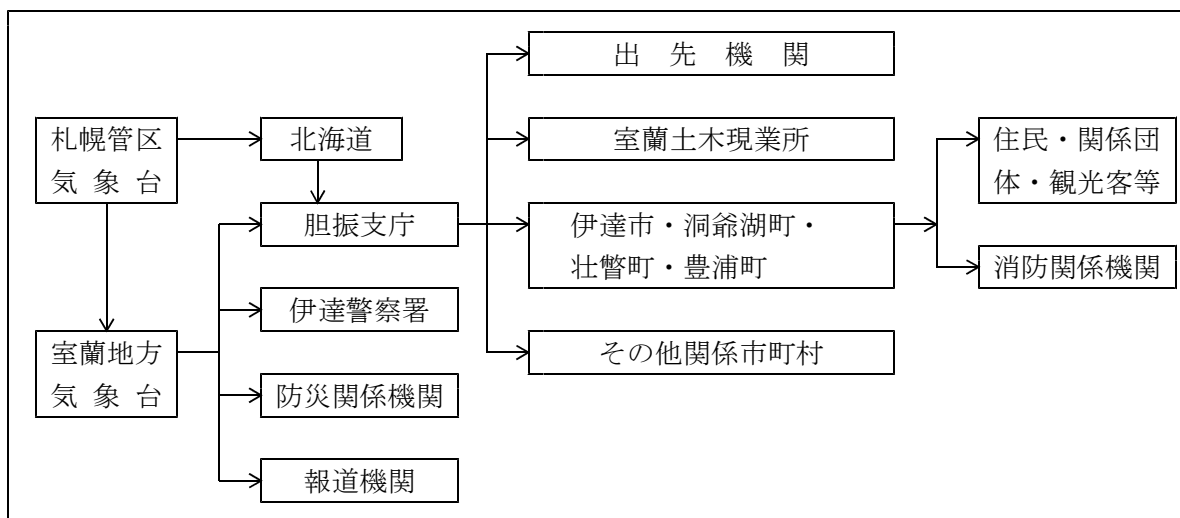
(2) 緊急火山情報通報及び伝達

知事は札幌管区気象台から緊急火山情報の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、胆振支庁を通じ、関係ある市町村長などに通報又は要請する。

関係市町は、胆振支庁からの通報を受けたときは、関係機関、住民及びその他関係団体などに伝達する。この場合、必要があると認める場合は、予想される災害の事態及びこれに対

してとるべき措置について必要な通報又は要請をする。

緊急火山情報は、次の経路で伝達される。



<火山情報の伝達経路>

1.3 異常現象の通報

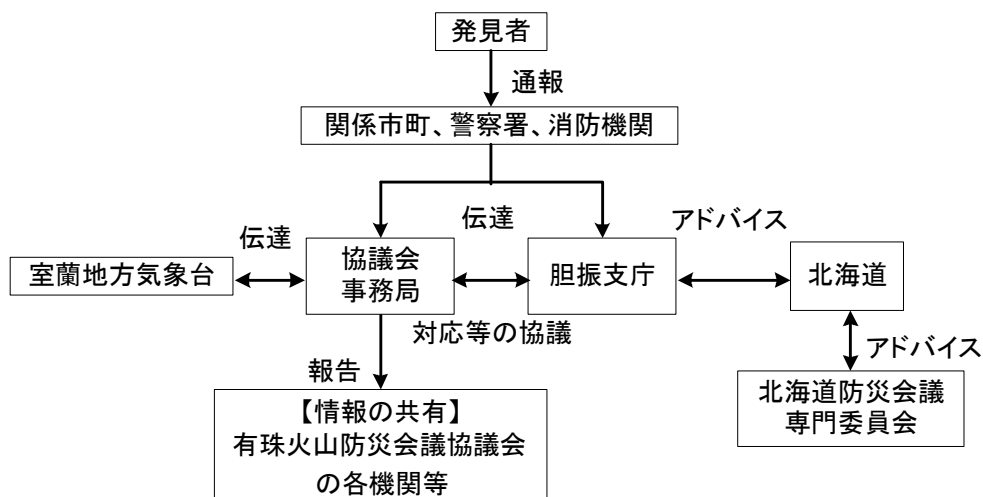
(1) 異常現象発見者の通報

火山に関する異常現象を発見した者は、関係市町、警察署、消防機関などに通報する。

(2) 通報事項の報告

異常現象の通報を受けた機関は、その内容を室蘭地方気象台、有珠火山防災会議協議会事務局及び北海道(胆振支庁)に伝達する。

有珠火山防災会議協議会の事務局は、通報内容について室蘭地方気象台、北海道(胆振支庁)、その他関係機関と協議して、調査などの対応を検討する。



<異常現象の情報伝達経路>

2 火山観測の強化

【関係機関】	室蘭地方气象台、北海道
--------	-------------

防災関係機関は、噴火活動の調査・研究に努めるとともに、噴火時には、対策上必要な観測体制の強化を図るものとする。

第3章 噴火対応Ⅰ期

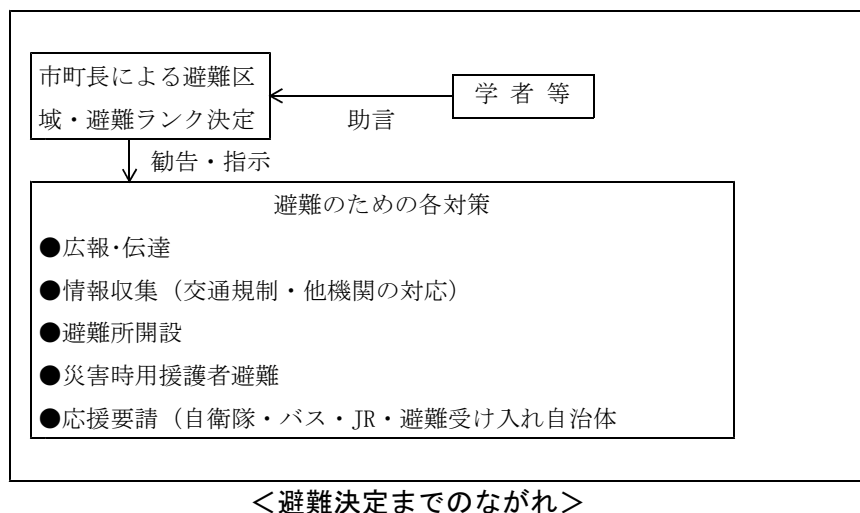
第1節 避難対策

1 避難区域の設定

【関係機関】 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

1.1 避難対策の決定と実施

関係市町長は、防災関係機関の指導・助言を受け、避難区域及び避難のランクを決定するとともに、避難に必要な各対策を実施する。



1.2 避難ランク

避難ランクは次の3段階とする。

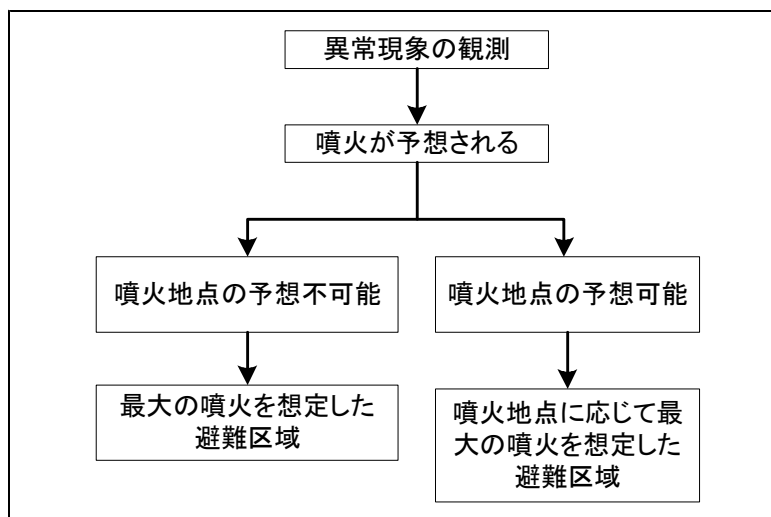
＜避難ランク＞

ランク	発令の基準	内 容	根 拠
避難準備 (災害時 要援護者 避難)情報	噴火につながる異常現象が認められる場合	安全のため、住民、観光客等に対して自発的な避難を呼びかけるとともに、災害時要援護者等避難が困難な者に事前の避難を勧めるもの。	—
避難勧告	噴火により被災する可能性があるとき	住民、観光客等に対し避難を勧め促すもの。	災害対策基本法第60条 又は第61条
避難指示	噴火により被災する可能性が高く、事態が切迫しているとき	急を要し、避難のため立退かせるもの。	

1.3 避難区域

避難区域は、噴火活動の状況や防災関係機関の指導・助言を受け、関係市町長が決定する。
火山性地震等の異常現象により噴火が予想されるものの、噴火地点が確定できない場合は、最大の噴火を想定した避難範囲とする。

※ 避難区域は、第2編第1章第1「火山噴火の想定」 山頂噴火による火砕流・噴石・降灰の予測図を参照



<避難区域の考え方>

1.4 警戒区域の設定

関係市町長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その区域からの退去を命ずるとともに、立ち入りを制限、禁止する。

なお、この履行を担保するために、違反については罰則が規定されている。

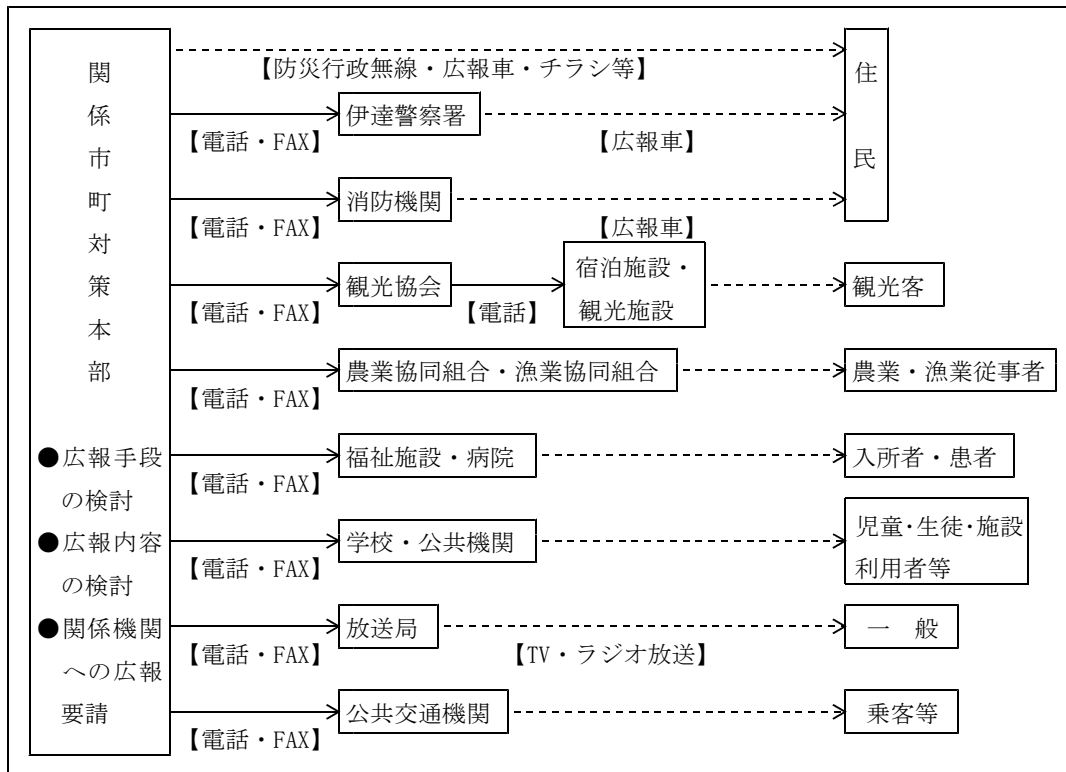
2 避難広報

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、その他機関

2.1 広報活動のながれ

(1) 広報手段

関係市町は、広報の手段、内容を検討し、次の手段にて避難広報を行う。



＜広報のながれ＞

(2) 広報の内容

広報の内容は次のとおりとする。

＜広報の内容＞

①避難区域	②避難の内容	③避難の理由（火山活動の状況）
④避難先	⑤避難方法	⑥携行品・服装等の留意点
⑦電気・ガス等の危険物の遮断	⑧戸締まり	
⑨ペットの避難	⑩生業のために必要な物品の確保	

2.2 住民への広報

関係市町は、防災行政無線、広報車、チラシ等にて、避難広報を行う。
また、警察、消防機関に避難広報を要請する。

2.3 災害時用援護者への広報

関係市町は、福祉施設、学校などに対して電話、FAX等により避難する旨について伝達する。特に福祉施設・病院には、職員を派遣して避難方法や避難先について調整を図る。
また、独居老人等の在宅者については、住民組織の協力を得て、各戸伝達を行う。

2.4 観光施設への広報

関係市町は、観光協会に対して電話、FAX等により避難する旨を伝達し、ホテル・旅館などの宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。

事態が切迫している場合は、直接、宿泊施設や観光施設に電話、FAX等により伝達する。

2.5 その他の広報

関係市町は、ホームページに避難区域、避難所その他の情報を掲載する。

2.6 報道対応

(1) 記者発表

関係市町及び北海道は、必要に応じて災害対策本部等で記者発表を行う。

(2) 広報要請

関係市町は、北海道を通じて放送機関に避難についての広報を要請する。

(3) 報道機関への要請

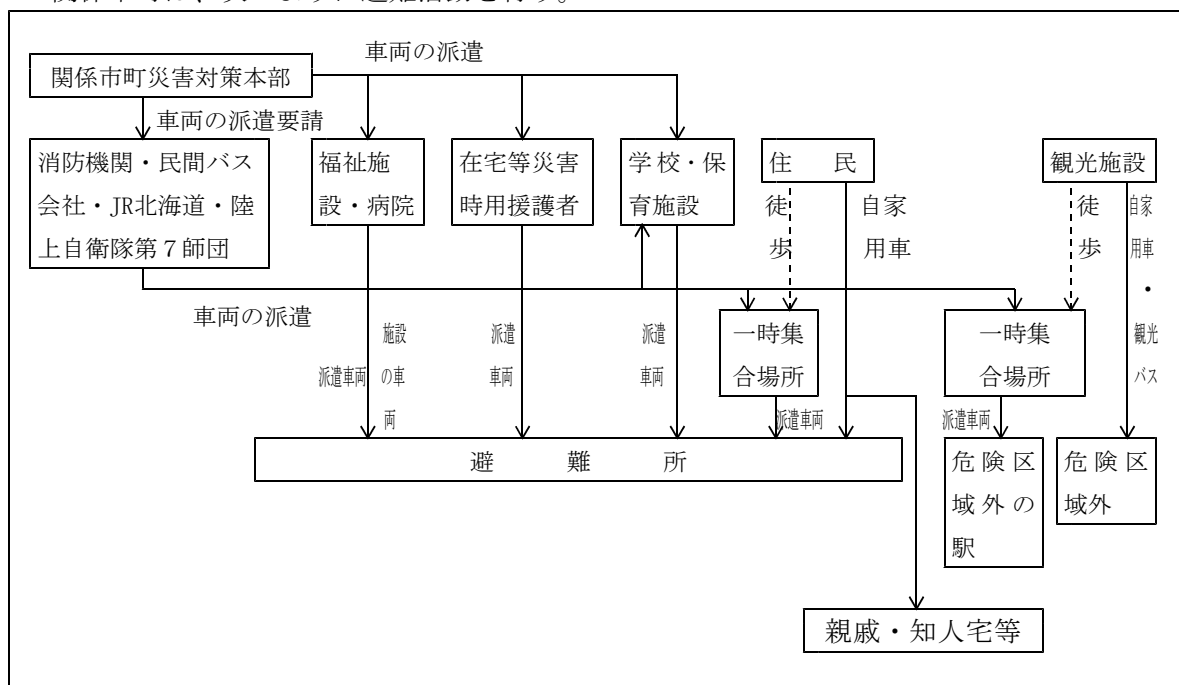
関係市町は、報道機関に対し避難区域への立ち入り禁止措置等を徹底するよう要請する。

3 避難活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、自衛隊、室蘭海上保安部、JR北海道、民間バス会社
---------------	--

3.1 避難活動のながれ

関係市町は、次のように避難活動を行う。



<避難活動のながれ>

3.2 避難場所・避難誘導

(1) 避難場所

関係市町は、住民に対し、避難場所等の周知を図るとともに、開設する避難所の施設管理者に避難所設置を要請し、一時集合場所及び避難所に職員を派遣するなど円滑な避難体制の確立を図る。

(2) 避難誘導

関係市町は、避難標識等の整備により、避難誘導対策を講じる。また、警察は、交通規制地点等において避難誘導を行う。

※ 資料編4 避難施設一覧

※ 資料編5 避難施設・避難経路図

3.3 住民の避難

住民の避難は、原則として、自家用車等による自力避難とする。

自力避難することが困難な住民に対しては、一時集合場所を設け、そこから避難所まで、バス及びトラック等で輸送する。

また、道路の遮断等により、陸路での避難が困難な状況が生じた場合は、浮体式防災施設及び船舶の活用により海上・湖上避難を検討する。

3.4 災害時要援護者の避難

福祉施設入所者及び病院入院患者の避難は、施設の管理者が実施する。

関係市町は、災害時要援護者の避難について、各施設で対応が困難な場合は、公用車、救急車、自衛隊等の車両を派遣するなど優先的な取り扱いとする。

在宅の災害時要援護者は、住民の避難と同様に扱うが、緊急的な避難が困難な場合は、公用車などにより事前に避難させるようにする。

3.5 児童・生徒・園児の避難

就学時間に避難する必要がある場合は、関係市町が車両を学校、保育施設等に派遣し、あらかじめ定めてある避難所等に一時的に避難させる。

その後、保護者の引き取り又は保護者の避難先に送り届ける等の措置をとる。

3.6 観光客の避難

観光客の避難は、ホテル、旅館や観光施設の管理者の指示により行うこととし、原則として自力避難とする。

公共交通機関の途絶により、自力で避難できない場合は、一時集合場所から避難区域外の駅まで、バス及びトラックで輸送する。

3.7 避難車両の派遣

関係市町は民間バス会社、バス所有団体に車両の派遣を要請し、避難車両を輸送計画にもとづき一時集合場所に派遣する。

4 避難所の開設

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

4.1 避難所の開設

関係市町は、避難所に職員を派遣し、施設の管理者と連携して開設準備を行う。

<避難所開設の準備事項>

- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| ①避難スペースの割り振り | ②備品の確保 | ③避難者名簿の準備 |
| ④駐車スペースの確保 | ⑤備蓄品などの配布準備 | |

4.2 避難者の把握

避難所では、避難者を登録し、名簿を作成する。親戚・知人宅等に避難する住民の消息は、住民からそれぞれの関係市町災害対策本部へ連絡をとることで把握する。

5 避難完了の確認

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関

関係市町は、消防機関とともに警察の協力を得て、避難完了後に避難区域を巡回し、住民等の避難の完了を確認する。避難していない住民がいる場合は、各市町が避難を促す。

第2節 応援・派遣対策

1 自衛隊の派遣要請

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、自衛隊

1.1 要請方法

関係市町長は、避難その他で自衛隊の応援が必要な場合、知事（胆振支庁長）に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。依頼は文書をもって行うが、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

なお、人命の緊急救助に関し、知事（胆振支庁長）に依頼するいとまがないときは、直接、自衛隊の部隊に通知する。但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し上記の手続きを行うものとする

<自衛隊の連絡先>

第7師団第3部	〒066-8577 千歳市祝梅1016	電話0123-23-5131 内線2275（当直2208）
---------	------------------------	----------------------------------

1.2 受け入れ体制

(1) 自衛隊の集結地

自衛隊の集結地は、次のとおり予定する。

＜自衛隊の集結地＞

伊達市	総合公園だて歴史の杜駐車場
洞爺湖町	花和小学校グラウンド
壮瞥町	蟠溪ふれあいセンター駐車場

(2) 部隊との連絡調整

関係市町は、派遣部隊から災害対策本部に連絡員の派遣を要請し、連絡調整を行う。

2 輸送機関への要請

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、JR北海道、民間バス会社
--------	-------------------------------

関係市町長は、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援もしくは救助のための資機材、物資の輸送のため必要なときは、JR北海道、民間バス会社へ要請する。

3 広域応援対策

【関係機関】	北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関
--------	---------------------------

3.1 北海道・他市町村への要請

関係市町長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく職員派遣のほか、必要に応じて関係市町の「防災協定」に基づき、協定市町村長に応援を要請する。

3.2 職員の応援要請

関係市町長は、地方自治法第252条の17に基づき、知事（胆振支庁長）に対して職員の派遣を要請する。また、知事が職員を派遣できないときは、災害対策基本法第30条に基づき、知事（胆振支庁長）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3.3 消防の広域応援要請

関係市町長又は西胆振消防組合管理者は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を求める。

また、知事は必要に応じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

3.4 他市町村からの応援

関係市町は、他市町村から独自に応援の申し出があったときは、北海道(胆振支庁)へ連絡し調整を依頼する。

第3節 交通対策

1 交通規制

【関係機関】	伊達警察署、東日本高速道路㈱、道路管理者
--------	----------------------

1.1 交通規制

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、避難勧告・指示等が発令された場合、高速道路、国道、道道又は市町村道に必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を禁止又は制限する。

1.2 検問などの実施

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の通行禁止又は制限がとられた場合は、道路標識などを設置するとともに必要に応じて検問所を設置し、交通規制や迂回路の指示にあたる。

2 交通機関の対策

【関係機関】	JR北海道、民間バス会社
--------	--------------

2.1 鉄道

JR北海道は、噴火活動により列車運行に支障をきたすと予想される場合は、適切な対応を行う。

2.2 バス

民間バス会社は、噴火が予想される場合、交通規制区間の路線又は区間の運行を停止する。

第5節 家畜等の避難対策

1 避難対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------

1.1 避難先の確保

関係市町長は、胆振支庁長を通じて北海道に家畜の避難先の確保を要請する。

1.2 避難手段の確保

関係市町長は、胆振支庁長を通じて北海道に家畜の移動手段の確保を要請する。

2 応急飼育

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道獣医師会
--------	------------------------------

2.1 飼料の確保

関係市町長は、家畜飼料及びペットフードの確保を胆振支庁長を通じて北海道に要請する。要請に基づき北海道は、道立畜産試験場、農林水産省家畜改良センター新冠牧場が所有する粗飼料を提供する。

また、必要に応じて札幌食糧事務所やペットフード工業会などに飼料・ペットフードのあっせんを要請する。

2.2 家畜の飼育

家畜の飼育は、原則として家畜の所有者があたる。

3 ペットの避難対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道獣医師会
--------	------------------------------

3.1 ペットの避難

ペットの避難は、所有者が避難させることを原則とし、避難広報において周知する。所有者が自力で避難させることができない場合は、所有者の申し出により関係市町は、対応について関係機関と協議する。

3.2 ペットの避難場所の確保

関係市町は、ペットの避難場所として、公共用地等を確保する。

また、動物救護センターの設置などについて、北海道及び北海道獣医師会と協議する。

第4章 噴火対応Ⅱ期

第1節 救助救出・応急医療対策

1 救助救出対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、自衛隊、北海道

1.1 行方不明者の把握

(1) 行方不明者の把握

関係市町は、避難者名簿、避難者からの情報、避難完了の確認情報などから、行方不明者及び被災が予想される場所を把握する。

(2) 救助救出要請

関係市町は、行方不明者情報を北海道(胆振支庁)に報告するとともに、消防機関、警察に捜索、救助救出を要請し、自衛隊による捜索、救助救出については、知事(胆振支庁)に要請を依頼する。

1.2 救助救出活動

(1) 救助救出方法等の事前協議

消防機関、警察及び自衛隊は、救助救出活動にあたり、専門家などから噴火状況など危険情報の助言を受け、救出班の編成、特殊車両の動員、捜索方法等について事前に協議する。

(2) 救助救出活動

消防機関、警察及び自衛隊は、安全が確認された地区から行方不明者の捜索を行う。なお、捜索中はヘリコプターにて監視し、安全の確保に努める。

2 応急医療対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、北海道、室蘭市医師会、胆振西部医師会、自衛隊

2.1 トリアージポスト

(1) トリアージポストの設置

火砕流等によって火傷などの多数の負傷者が発生した場合は、関係市町及び消防機関は公共施設(学校等)にトリアージポストを設置し、保健医療救護センター(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に通報する。

保健医療救護センター(胆振保健福祉事務所女権福祉部(室蘭保健所))は、医療機関にトリアージコーディネーター、トリアージ医等の派遣を要請するとともに、消防機関等に派遣要員の搬送を要請する。

(2) トリアージポストでの医療活動

トリアージポストに搬送された負傷者は、トリアージコーディネーター・トリアージ医の判断により、傷病の程度に応じて搬送先医療機関を選定し、消防機関、北海道に負傷者の搬送を要請する。

＜トリアージポストにおける活動＞

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① トリアージコーディネーターによるトリアージ活動の調整② トリアージ医による負傷者のトリアージ及び応急措置の実施③ トリアージされた負傷者の収容医療機関への搬送の順位付けと収容医療機関の選定④ トリアージ後の負傷者の搬送機関（消防・警察・自衛隊など）の選定⑤ 負傷者の収容医療機関との連絡調整⑥ 消防航空隊及び自衛隊へのヘリコプター等の出動要請⑦ 関係市町災害対策本部及び保健医療救護センター（胆振保健福祉事務所保健福祉部（室蘭保健所））との連絡調整 |
|--|

- ※ トリアージ：医療機能が制約される中で、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度と重傷度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること。
- ※ トリアージポスト：災害現場から救出した傷病者のトリアージ、応急措置を行う場所のこと。
- ※ トリアージコーディネーター：トリアージを行う医師や救命士の全体リーダーのことで、トリアージポストの全体調整を行う。

2.2 救急搬送

救助救出現場からトリアージポストまでは、救急車等にて搬送する。

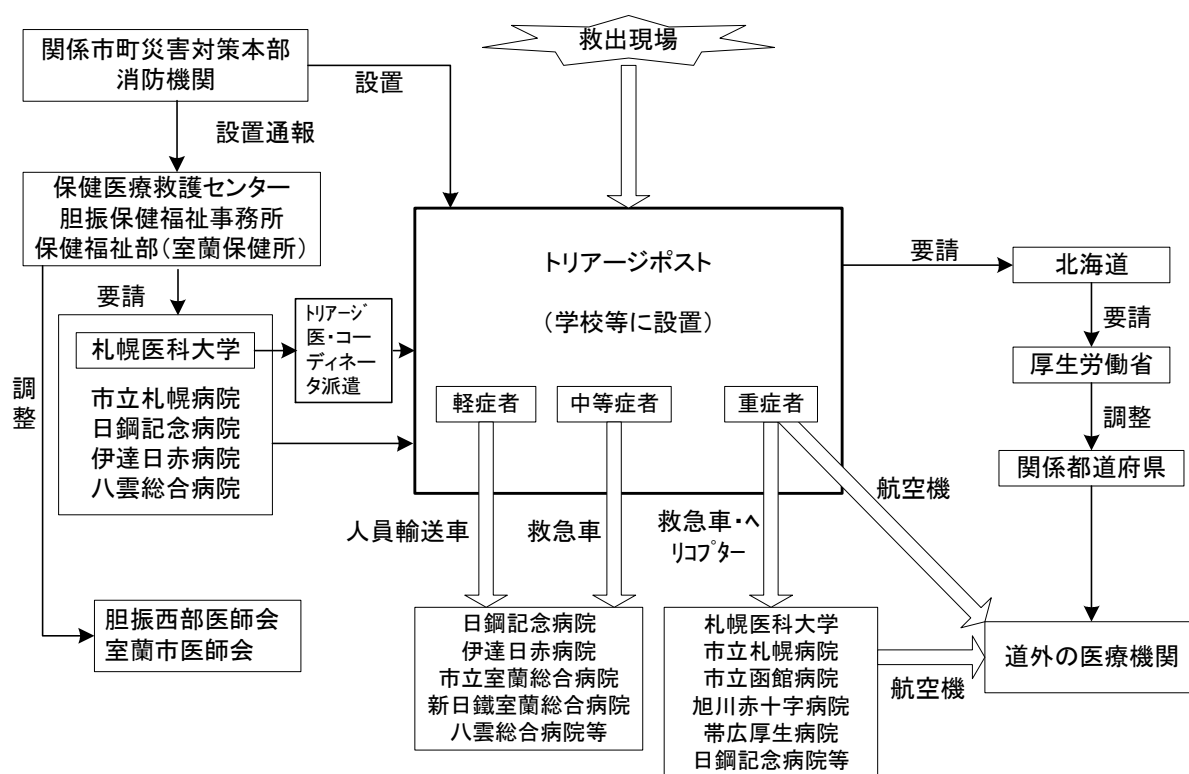
トリアージポストから医療機関までは、救急車又はヘリコプターで搬送する。

トリアージコーディネーターからヘリコプターによる搬送の指示があった場合は、保健医療救護センターは、関係機関にヘリコプターの出動を要請する。

2.3 後方医療

トリアージポストでの措置後、軽症者及び中等症者は、近隣の医療機関、重症者は火傷等の治療が可能な道内の医療機関に収容する。

なお、トリアージコーディネーターが道内の医療機関での収容が困難と判断した場合及び道内医療機関における再トリアージによって収容が困難と判断された場合は、北海道に道外搬送を要請する。



<応急医療活動のながれ>

第2節 遺体の收容処理・埋葬対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、日本赤十字社北海道支部、自衛隊
--------	---

1 遺体の收容処理

1.1 遺体の收容処理

(1) 遺体の收容

関係市町は、消防機関とともに、警察及び自衛隊の協力により、火山災害により死亡した者を発見したときは、速やかに警察の見分及び日本赤十字社北海道支部の検案を受け、公共施設等に收容する。

(2) 遺体の処理

関係市町は、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者について次の処理をする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、又は引取人がいない場合は、一時的な保管をする。

(3) 遺体の一時保管

関係市町は、公共施設等に遺体安置所を設置し、納棺された遺体を安置する。

1.2 遺体の見分及び検案

(1) 遺体の見分

警察は、遺体の見分を行い、関係市町に引き渡す。

(2) 遺体の検案

関係市町は、日本赤十字社北海道支部に対し遺体の処理を要請する。日本赤十字社北海道支部は、要請に基づき遺体の洗浄等の処置及び検案を行う。

2 遺体の埋葬

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、災害時の混乱により死亡した者で、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族のいない遺体について、次により処理する。

(ア) 遺族がいる遺体は、遺体を埋葬に付し、骨つぼ等を遺族に支給するなどの現物給付をもって行う。

(イ) 遺族がいない遺体は、一定期間経過した後、火葬に付し、無縁墓碑等に合葬する。

(ウ) 身元不明の遺体は、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱い、火葬に付した後、関係機関に引き継ぐ。

第3節 避難対策

1 避難者の把握

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

1.1 避難所での把握

避難所担当職員は、避難者名簿等を管理し避難者の入退所を記録する。避難者名簿は災害対策本部に提出し、避難者全体を把握する。

1.2 避難所以外の避難者の把握

関係市町は、避難者自らの連絡により、親戚・知人宅など避難所以外に避難した住民を避難者名簿に登録する。

関係市町は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等で関係市町の住民へ連絡を呼びかける広報を行う。

2 避難所運営体制

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

2.1 自治組織の結成

(1) 運営組織

避難所は原則として避難者による自治とする。

関係市町は、既存の自治会等の住民組織を活用して、避難所のリーダーの選任、班の編成など自治組織をつくるよう促す。

(2) 避難所ルール

各避難所では、避難所自治組織が中心となって避難所生活のルールづくりを行う。

(3) 運営会議

避難所自治組織は、避難所リーダーによる運営会議を開き、諸問題の処理にあたる。

2.2 自治組織との協力

関係市町は、避難所に事務所を設置し、関係市町職員又は他自治体からの応援職員を配置するとともに、必要な支援を行う。避難所担当職員は、避難所自治組織と関係市町の災害対策本部との連絡調整にあたる。

2.3 避難所報告

避難所担当職員は、1日の活動状況について避難所日誌をまとめ、災害対策本部に報告する。

3 避難所環境整備

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

3.1 生活スペースの配置

避難所では、居住スペース、休憩スペース、事務所などを配置する。

＜2000年噴火時の避難所生活スペース例＞

居住スペース	体育館、会議室
休憩スペース	ロビー、エントランス
勉強スペース	会議室
病人スペース	和室、会議室
娯楽、喫煙スペース	ロビー、エントランス
事務室	管理室
更衣室	更衣室、シャワー室
救護所	会議室
各種受付窓口	ロビー、エントランス
洗濯室、物干場	洗面所、渡り廊下、室外

<2000年噴火時の避難所設備例>

洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、ストーブ、パソコン、テレビ、ゴミ箱、清掃用具、
掲示板、間仕切り、電話、ファックス、災害時要援護者用トイレ、救急箱、
簡易ベッド（災害時要援護者用）、診療用ベッド

3.3 衛生対策

避難所では、自治組織により、トイレ、居住場所の清掃を行う。また、定期的に避難所全体の清掃を行う。

また、食品の管理、保存などに留意する。

3.4 車両対策

避難所担当職員及び自治組織は、避難所及び周辺に自家用車の駐車スペースを確保し、所有者に割り当てる。

4 避難者の生活支援活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、伊達郵便局、伊達警察署、NTT東日本室蘭営業支店、その他機関
--------	---

4.1 救護所の設置

関係市町は、避難所に救護所を設置し、北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に医療関係機関などによる診療を要請する。

4.2 避難所広報

避難所には掲示板を設置し、関係市町、北海道、関係機関などからの情報を掲示する。
障害者、高齢者などには、自治組織を通じて情報が伝達できるようにする。

4.3 食料・物資の供給

避難者への食料の配給、食器等の配膳、炊き出し、後かたづけ等は、自治組織の自主管理・運営にて行う。

また、避難所に搬送された物資においても、保管、整理、配分は自治組織が行うこととする。

4.4 入浴サービス

関係市町は、近隣の浴場、温泉などから、避難者の入浴場所を確保する。入浴場所は避難所から遠隔地にある場合は、無料の送迎バスを運行する。

4.5 相談窓口の設置

関係市町は、避難所に相談窓口を設置し、各種応急対策に関する申し込み受付、説明、相談を実施する。

4.6 各機関による避難生活者への対策

次の各機関は、関係市町との連携のもとに、避難所にて避難生活者への各種対策を実施する。

<2000年噴火時の避難所における対策例>

NTT	仮設電話の設置
郵便局	郵便物の受付、配達業務
警察署	警察官等による相談活動
北海道	レクリエーション等の実施
	教育相談活動
	サイエンスカーによる移動実験教室の開催
	移動図書館車による図書の貸し出し
関係市町	行政相談活動

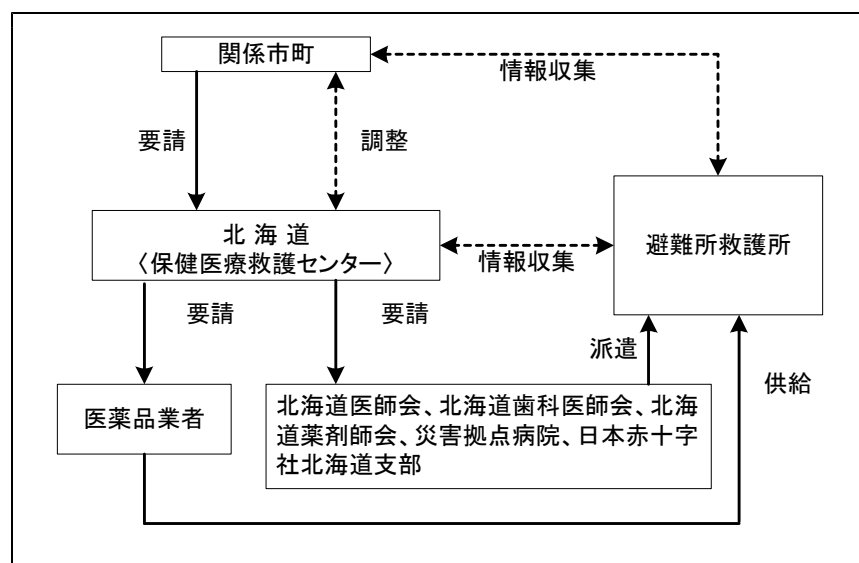
第4節 保健医療対策

1 保健医療活動体制

【関係機関】 北海道、北海道医師会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部

1.1 保健医療活動体制

関係市町は、北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に対し、避難者の医療救護活動を要請する。北海道は、胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所)に保健医療救護センターを設置し、道立精神保健福祉センター、北海道医師会・北海道歯科医師会・北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等と調整し保健医療対策を実施する。



<避難所保健医療活動体制図>

1.2 救護班等の編成

北海道は、北海道医師会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等との協力体制により、救護班を編成する。

さらに、避難所における保健婦活動を行う保健活動班を編成するとともに、必要に応じ道立精神保健福祉センターと連携した精神保健班（心のケア班）を編成する。

1.3 医薬品・衛生材料の確保

北海道は、各医療機関が保有する医薬品・衛生材料が不足する場合、関係市町からの要請に基づき供給あっせんを行う。

2 避難所保健医療救護活動

【関係機関】	北海道、北海道医師会、室蘭市医師会、胆振西部医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部
--------	--

2.1 医療救護活動

救護班は、救護所に常駐し、また、避難所を巡回して医療救護活動を行う。

2.2 保健活動

保健活動班は、避難所に常駐し、また、巡回して健康相談、保健指導等の保健活動を行う。

2.3 精神保健活動(心のケア)

精神保健班は、避難所を巡回し、相談・助言等の心のケア活動を行う。

3 診療対策の要請

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、救護所に派遣された保健婦から治療継続者の所在を把握し、継続的な投薬や診療が受けられるような措置を北海道(胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所))に要請する。

第5節 食料・飲料水・物資供給対策

1 食料の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、自衛隊
--------	----------------------

1.1 需要の把握

関係市町は、避難所からの報告に基づき、必要な食料数を把握する。
また、応援職員等の数を含めて把握する。

1.2 食料の供給

関係市町は、必要数に基づき、弁当などの食料を仕出し業者に発注する。避難所までの輸送は業者が行う。

また、業者への発注することが困難な場合は、自衛隊に炊き出しを要請する。

1.3 炊き出し

避難所では、自治組織により副食などの炊き出しを行う。関係市町は、必要な食材、食器、調理用具などを食料品業者などから確保する。

2 飲料水の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

関係市町は、水道施設が被災し、飲料水の供給ができない場合は、避難所や一般住民に対し給水活動を行うこととし、関係市町が自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村と連携を図り飲料水の供給、給水要員・給水資機材等の確保について相互協力を行う。

また、必要に応じて北海道（胆振支庁）を通じて自衛隊の応援を要請する。

3 物資の供給

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

3.1 需要の把握

関係市町は、生活必需品など必要な物資の需要を避難所からの報告により把握する。

3.2 物資の供給

関係市町は、毛布、衣類、日用品などの生活必需品の供給を業者に要請する。ストーブ、洗濯機などの機材が必要な場合は、北海道（胆振支庁）に確保を要請する。

4 救援物資の取り扱い

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

4.1 救援物資の要請

関係市町は、救援物資の要請を報道機関、ホームページなどを通じて全国に向けて要請する。
 なお、救援物資の受け入れの原則として、個人からの救援物資は受け入れない。
 また、企業からの救援物資は、申し出を登録し、必要な時に関係市町から企業に要請する。

4.2 物資受け入れ体制の確保

関係市町は、救援物資の受け入れ場所として救援物資センターを設置する。
 なお、交通規制等により受け入れが困難な設置場所にあつては、他の設置場所に依頼する。

<救援物資センターの設置場所>

伊達市	伊達市体育館
洞爺湖町	洞爺湖町役場
壮瞥町	壮瞥町防災備蓄センター
豊浦町	

4.3 物資の受け入れ・配分

関係市町は、社会福祉協議会などを通じ、ボランティアによる救援物資の受け入れ・整理・配分を要請する。

救援物資センターは、救援物資を受け入れ、整理を行い、避難住民に配分する。

第6節 広報対策

1 住民への広報

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、その他機関

1.1 広報紙の作成

関係市町は、噴火活動の状況、各種対策状況、住民への情報を掲載した災害広報紙を作成し、避難所などで配布する。

また、噴火活動の状況にあわせて作成された災害危険区域図を、必要に応じて配布する。

1.2 避難所広報

避難所に掲示板を設置し、住民へ提供する情報や各種対策等を掲示するとともに、避難所自治組織を通じて広報紙などを配布する。また、担当の職員を配置して、必要に応じて説明を行う。

また、ヘリコプター等により撮影された被災地のビデオ、写真などがある場合は、避難所での公開を検討する。

1.3 一般住民等への広報

関係市町は、避難区域外の一般住民に対する情報提供として、広報紙等を作成し配布する。
また、ホームページを作成し各種の情報を提供する。

1.4 説明会の開催

各関係機関及び関係市町は、各種応急対策の手続き等に関する説明会を避難所等において実施する。

また、噴火活動の状況や今後の予測など専門家による説明会を避難者及び一般住民を対象に実施する。

2 報道対応

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------

2.1 記者発表

関係市町及び北海道は、必要に応じて災害対策本部等で記者発表を行う。

2.2 広報要請

関係市町は、北海道を通じて報道機関に対し避難者及び一般住民に対する広報を要請する。
特に、親戚・知人宅等に避難した住民からの連絡を呼びかける広報をするよう要請する。

2.3 報道機関への要請

関係市町は、報道機関に対し危険区域への立ち入り禁止措置を徹底するよう要請する。

また、避難所では、避難所責任者（避難所リーダー・避難所担当職員等）が取材申し込みを受け付け、避難者に配慮した取材を行うよう要請する。

第7節 交通対策

1 交通規制

【関係機関】	北海道、伊達警察署、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、東日本高速道路㈱
--------	---

1.1 交通規制

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、緊急交通路への流入交通を抑制するため、広域に及ぶ迂回路の設定、高速道路、国道、道道、市町村道の通行禁止等の交通規制を実施する。

1.2 検問などの実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、交通規制がとられた場合は、道路標識などを設置するとともに必要に応じて検問所を設置し、交通規制や迂回路の指示を行う。

1.3 迂回路設定

道路管理者は、交通規制がとられた場合は迂回路を設定する。

1.4 緊急輸送のための交通規制

(1) 緊急通行車両

北海道公安委員会が、緊急輸送のための交通規制を実施した場合、知事（支庁長）又は北海道公安委員会（警察署長）は、車両使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急車両であることを確認の上、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

(2) 避難者利用車両等

北海道公安委員会が、通行禁止又は制限を実施する場合において、日常の生活に欠くことのできない車両等で、公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさない限り「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付する。

2 被災者への支援

【関係機関】	J R北海道、東日本高速道路(株)
--------	-------------------

鉄道及び高速道路における被災者への支援は、支援策の内容や実施方法について関係市町との協議のうえ実施する。

＜2000年噴火時のJ R・高速道路における被災者への支援策例＞

- | |
|-----------------|
| ① 鉄道の無料乗車券の検討 |
| ② 道央自動車道の料金無料措置 |

第8節 ライフライン等対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、北海道、北海道電力室蘭支店、N T T東日本室蘭営業支店、石油・ガス供給事業者、東日本高速道路(株)、J R北海道
--------	--

関係市町、ライフライン関係機関、道路管理者、鉄道事業者は、ライフライン施設(上水道、下水道、電気、通信、道路、鉄道施設等)について、安全な範囲において点検を行い被害状況を

把握する。被害が判明した場合は、迅速に応急復旧対策を行う。

第9節 住宅対策

1 被災者要望等の調査

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

関係市町は、避難者の住宅対策を講じるために、必要に応じ避難者の要望・意見の聴取について検討する。

2 公営住宅の供給

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

2.1 公営住宅の確保

関係市町及び北海道は、入居可能な道営住宅及び市町村営住宅の空室の情報を収集し、避難者に広報する。

2.2 入居の受付

関係市町及び北海道は、避難所にて公営住宅の入居説明会を開催し、後日、災害対策本部などで受け付ける。

2.3 入居の決定

入居の決定及び手続きは、公営住宅の各管理者が行う。

3 応急仮設住宅の供給

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

3.1 設置用地の確保

関係市町は、避難が長期化すると予想される場合は、応急仮設住宅の設置について北海道(胆振支庁)に要請する。関係市町及び北海道は、応急仮設住宅の設置場所として、市町域又は近接する市町村域で安全な場所を選定し、確保する。

3.2 応急仮設住宅の設置

北海道は、必要に応じて応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の規模及び構造は、「応急

仮設住宅仕様基準」による。

3.3 入居の受付

関係市町及び北海道は、応急仮設住宅の入居説明会を実施し、後日、避難所及び災害対策本部にて受け付ける。

3.4 入居の決定

関係市町は、選考委員会を組織し、申し込み者のなかから入居者を決定する。
なお、可能な限り勤務地や災害時要援護者などの条件に配慮する。

3.5 入居支援

関係市町は、災害時要援護者など自力で入居が困難な避難者に対して、引っ越しなどの入居支援を行う。

第10節 衛生対策

1 ペット対策

【関係機関】	北海道、北海道獣医師会、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------------------

1.1 ペットの避難措置

ペットは、可能な限り避難と同時に所有者が避難させる。やむなく放置されたペットの対応については関係機関と協議する。

ペットは、所有者の責任において避難先を確保することを原則とする。

動物救護センターが設置された場合は、避難先が確保できないペットを受け入れる。

1.2 動物救護センターの設置

関係市町は、公共用地等を確保し、動物救護センターの設置などについて北海道及び北海道獣医師会と協議する。

2 清掃・衛生

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------

2.1 ごみの収集

関係市町は、ごみの収集計画を立案し、避難所で回収する。収集のスケジュールは避難所で広報する。

2.2 トイレ

関係市町は、避難所のトイレが不足する場合、仮設トイレを設置する。確保できない場合は、北海道(胆振支庁)に要請する。

2.3 衛生管理

関係市町は、感染症を予防し衛生環境を維持するため、避難所において手洗い、うがいの励行、定期的な清掃を行うよう避難所自治組織に要請する。

第11節 教育・保育対策

1 園児・児童・生徒の確認

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会
--------	-------------------------------

関係市町は、保育所、各学校を通じて園児・児童・生徒の安否及び所在の確認を行う。また、道立学校、学校法人に園児・生徒の安否及び所在の確認を要請する。

2 教育・保育活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会
--------	-------------------------------

2.1 教育の場の確保

関係市町は、避難した児童・生徒の授業が再開できるように、避難先の教育委員会と協議し、臨時の教室を含め、教育の場を確保する。

また、他市町村へ避難し、当該市町村において教育の場の確保が必要なときは、当該市町村の教育委員会と協議する。

道立学校の教育の場の確保については、北海道教育委員会が行う。

学校法人における教育の確保については公立学校に準じて実施するよう努めるものとする。

また、必要があるときは関係市町と協議する。

2.2 転出手続き

関係市町は、他市町村に避難した児童・生徒がいるときは、他市町村の学校で授業が受けられるように、転出手続きをする。

北海道教育委員会は、避難した児童・生徒が、避難先に近い学校に円滑に転入学できるよう、転入学の弾力的措置を関係市町村教育委員会等に要請する。

2.3 保育所・幼稚園の確保

関係市町は、臨時の保育所・幼稚園が必要なときは、公共施設等に確保する。

2.4 教職員の確保

関係市町は、教育の円滑な実施に支障があると判断される場合は、北海道教育委員会に教職員の加配を要請する。

2.5 学用品等の給与

関係市町は、災害により学用品を失った児童・生徒を的確に把握し、学用品を給与する。

また、教科書の確保について北海道教育委員会に要請する。北海道教育委員会は、必要な教科書を確保するため、北海道教科書供給所など関係機関との連絡にあたる。

2.6 児童・生徒の心のケア

関係市町は、専門家や関係機関等との連携を図り、児童・生徒の実態を把握し、児童・生徒の心のケアを行う。

3 就学支援措置

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道教育委員会

関係市町は、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。

北海道教育委員会は、道立高等学校の授業料免除などの就学支援措置について援助する。

<2000年噴火時の就学援助の特別措置例>

- ①道立高等学校授業料免除制度の周知
- ②道立高等学校入学金の納付延期の措置
- ③北海道公立高等学校生徒学資金の特別貸付
- ④日本育英会奨学金の緊急採用

第12節 災害時要援護者対策

1 避難生活における支援

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

1.1 避難所における援護対策

関係市町は、災害時要援護者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所自治組織、ボランティアの協力を得て、援護対策を行う。

＜2000年噴火時の避難所における援護対策例＞

ケアサービスリストの作成	①必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ②その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	①踏み板等、段差の解消 ②簡易ベッド ③パーティション（間仕切り） ④車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者専用スペースの確保	①少人数の部屋 ②専用トイレ
生活支援	①適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ②ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	①手話通訳の派遣 ②ボランティアによる個別情報伝達

1.2 社会福祉施設等の活用

関係市町は、福祉的な援護を要する人たちのための避難所として、平常時から社会福祉施設などを避難所として指定することを検討するとともに、一般の避難所へ緊急的に避難したときは、可能な限り保健医療福祉サービスが受けられるよう社会福祉施設などに移していくこととする。

2 福祉サービス支援

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

2.1 障害者へのサービス

関係市町及び北海道は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている者で、携帯せずに避難した者に対し、臨時証明書を発行し避難先の市町村でも福祉サービスを受けられる措置を検討する。

＜2000噴火時の福祉サービス例＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日常生活用具の給付 ②補装具の給付 ③ホームヘルパーの派遣 ④施設への短期入所 ⑤JR・バス・タクシー・有料道路の割引 |
|--|

2.2 高齢者への介護サービス

関係市町及び北海道は、介護保険サービスについても、避難所の該当者が避難先の市町村でサービスを受けられる措置を検討する。

第13節 ボランティア対策

1 ボランティア活動体制

【関係機関】	北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部
--------	---

1.1 ボランティア活動対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、ボランティア活動対策本部を設置する。ボランティア活動対策本部での活動は、次のとおりである。

<ボランティア活動対策本部の活動>

- ①被災地状況、ボランティア関連情報の収集・提供
- ②北海道・市町村との連絡調整
- ③資材の確保
- ④ボランティアコーディネーターの確保
- ⑤支援受け入れ調整
- ⑥関係機関、報道への情報提供

1.2 ボランティア活動現地対策本部の設置

北海道社会福祉協議会は、関係市町社会福祉協議会及び日本赤十字社北海道支部と連携して、災害現地の公共施設にボランティア活動現地対策本部を設置する。ボランティア活動現地対策本部での活動は、次のとおりである。

<ボランティア活動現地対策本部の活動>

- ①ボランティア活動のコーディネート
- ②ボランティア希望者の受給調整
- ③被災者のニーズの把握

2 ボランティアの受け入れ、活動

【関係機関】	北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部
--------	---

2.1 ボランティアの受け入れ

関係市町、北海道及び関係団体は、相互に協力して必要とするボランティア活動のニーズを把握するとともに、ボランティア活動対策本部は、ニーズに基づくコーディネーターの確保、ボランティア団体への要請などを行う。

また、ボランティア活動現地対策本部では、一般のボランティアを受け付ける。

2.2 ボランティア活動

ボランティア活動現地対策本部では、ニーズの把握に基づき、ボランティアの配置、関係機関との調整、資機材の供給などボランティアへの支援を行う。

第14節 生活支援対策

1 生活資金等の支援

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道社会福祉協議会、伊達市社会福祉協議会、洞爺湖町社会福祉協議会、壮瞥町社会福祉協議会、豊浦町社会福祉協議会
--------	--

1.1 生活品購入資金の貸し付け

関係市町は、避難者に対し避難生活のために必要な身の回り品を購入する資金の貸付を検討する。

1.2 生活資金の貸し付け

(1) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会は、避難者に対し一時的な生活費や応急日用品の購入費として生活福祉資金の貸し付けを行う。

(2) 災害援護資金

関係市町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災した世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

1.3 災害義援金の配分

関係市町は、北海道災害義援金募集（配分）委員会の配分計画に基づき、被災者に災害義援金を配分する。

1.4 勤労者福祉資金の融資

北海道は、中小企業の労働者などに対し、医療、災害その他の生活資金を融資する制度を広報する。取り扱いは、金融機関が行う。

1.5 税制措置

関係市町及び北海道は、市町村税、道税の申告・納付などの期限延長、減免、納税義務の免除、納税の猶予、国民健康保険保険料納付の猶予などの措置をとる。

2 緊急雇用の確保

【関係機関】	国、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	------------------------

国、北海道及び関係市町は、災害発生に伴い離職などを余儀なくされた者に対して、臨時応急の就労先が確保できるよう必要な措置を講ずることとする。

第15節 産業対策

1 中小企業への支援

【関係機関】	北海道、伊達商工会議所、洞爺湖町商工会、壮瞥町商工会、豊浦町商工会、北海道中小企業団体中央会、室蘭公共職業安定所
--------	--

1.1 中小企業振興資金の融資

北海道は、火山活動により影響を受けている中小企業者を対象に中小企業振興資金「経営安定化資金（セーフティネット貸付（災害貸付）」を貸し付ける。

なお、あっせん機関として、商工会議所・商工会・北海道中小企業団体中央会が申し込みを受け付ける。

1.2 経営相談

(1) 融資相談窓口の設置

北海道及び商工会議所・商工会は、特別相談室を設置し、北海道の融資制度の手続き、相談などを受け付ける。

(2) 巡回相談の開催

北海道及び商工会議所・商工会は、中小企業者の金融・経営と雇用の安定を図るため、金融・労働などの関係機関が参加する相談室を開催する。

(3) 雇用相談窓口の設置

北海道及び室蘭公共職業安定所は、中小企業従業員などの雇用の安定を図るため、雇用労働相談窓口を設置する。

2 農林水産業者への支援

【関係機関】	北海道
--------	-----

2.1 営農指導

北海道は、西胆振地区農業改良普及センターに営農指導対策本部を設置し、専門技術者、改良普及員、獣医などで構成された営農特別班による農家の巡回、技術指導、営農相談を行う。

2.2 資金の融資

(1) 農業経営維持安定資金（災害資金）

北海道は、災害により被害を受けた農家の経営再建や減少した収入の補てんのため、農林漁業金融公庫の農業経営維持安定資金（災害資金）を円滑に融通できるよう支援する。

(2) 農業基盤整備資金、農林漁業施設資金

北海道は、災害により農地、農業用施設等に被害を受けた農家の復旧のため、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金、農林漁業施設資金の貸し付けを行う。

2.3 水産業関係への支援

北海道は、漁業協同組合等の要請に基づいて噴火湾の環境などの調査を検討する。

また、漁業協同組合との経営相談などの対策を行う。

第5章 噴火対応Ⅲ期

第1 降灰対策

1 降灰への対応決定

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、室蘭地方気象台

関係市町は、多量の降灰があった場合は、室蘭地方気象台からの情報や北海道からの助言に基づき、今後の降灰状況・生活への影響等を予想し対応策について決定する。

<降灰の影響と基本的な対応>

火山灰の厚さ	予想される影響・被害	対 応
数mm	農作物に被害発生	○農作物への対策 ○住民へは火山灰に対する注意喚起の広報
2 cm	気管系などに異常を訴える人が多数発生	○屋内への退避 ○外出時の対策の広報
数cm	交通機関がマヒ	○道路等の火山灰除去 ○災害時要援護者等の避難
10cm	古い木造建物などに被害発生	○降灰が予想される地域の避難
20cm～30cm	多くの木造建物の被害発生	
50cm	半数以上の木造建物が倒壊	
100cm	ほとんどの木造建物が倒壊	

2 火山灰の除去

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、室蘭開発建設部、北海道、NTT東日本室蘭営業支店、北海道電力室蘭支店、石油・ガス供給事業者、東日本高速道路㈱、JR北海道

2.1 降灰の除去

各道路管理者は、道路に堆積した火山灰の除去を実施する。

ライフライン関係機関、鉄道事業者は、生活環境を維持するため各施設の降灰を除去する。

2.2 降灰処理地の確保

関係市町は、除去した火山灰の一時置場を確保する。

また、最終的な処理については、北海道との協議の上埋め立て等の処置を決定する。

第2節 広域避難対策

1 広域避難対策

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道

1.1 避難区域の決定

関係市町は、降灰の状況や噴火の継続予想などをもとに、降灰により生活が困難な地区を避難区域とする。

1.2 避難の準備

関係市町は、次のような広域避難の準備を行う。

(1) 避難人数の把握

避難区域を設定した場合は、その地区の居住者及びその地区にある避難所の避難者を把握する。なお、避難先は、指定避難所、親戚・知人宅等とする。

(2) 受け入れ市町村への要請

避難人数をもとに近隣市町村に受け入れを要請する。また、受け入れ避難施設に職員の派遣を要請する。

<広域避難受け入れ市町>

関係市町	受け入れ市町
伊達市	室蘭市、登別市
洞爺湖町	豊浦町等
壮瞥町	室蘭市等

(3) 移動手段の確保

避難は原則として自家用車による自主的な避難とする。自家用車がない住民・避難者については、バス等を準備する。避難する手段がない災害時要援護者については、公用車等を準備する。

(4) 避難広報

一般住民に対しては、広報車、防災行政無線、チラシ等により避難先や避難方法等について周知を行う。避難所の避難者に対しては、チラシの配布、避難所における掲示、説明等により再避難を周知する。

1.3 災害対策本部の移設

庁舎が避難区域にあたる場合は、災害対策本部を移設する。他市町村へ移設する場合は、避難を受け入れる市町村と協議して公共施設などの提供を受ける。

2 避難生活

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------

1.1 避難活動

関係市町は、避難場所に職員を派遣して、避難先市町村の職員と協力して避難の受け入れ準備を行う。避難区域の避難所や一時集合場所に職員を派遣して、避難活動の支援を行う。

避難所生活時に必要な対策については、第4章「噴火対応Ⅱ期」を参照する。

1.2 住宅の確保

関係市町は、大規模な噴火活動が長期化する場合は、仮設住宅の建設、近隣市町村の公営住宅の確保等を北海道に要請する。

第6章 噴火対応Ⅳ期

第1節 避難の解除

1 避難区域のカテゴリー区分

【関係機関】 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

北海道及び関係市町は、一時帰宅や立ち入りのために、噴火活動に応じ、危険性を考慮した避難区域のカテゴリー区分をする。

<カテゴリー例>

カテゴリー	内 容	方 針
カテゴリーⅠ	噴石と火砕流、火砕サージの危険度が高いと判断される地域	全面的に立ち入り禁止
カテゴリーⅡ	カテゴリーⅠに次ぐ危険を有するが、厳重な安全措置をとることにより一時帰宅が可能であると判断される地域	一時帰宅・一時立ち入りの実施
カテゴリーⅢ	上記以外の地域	

2 避難区域への一時立ち入り

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、自衛隊

2.1 一時立ち入りの決定

関係市町長は、養殖物・農作物・畜産物の保護等、生業維持に必要と認めたものについて、避難区域のカテゴリー区分に応じて、避難区域の一時立ち入りの実施を決定する。

また、一時帰宅実施前のライフライン等の点検、応急復旧作業も一時立ち入りとして実施する。

実施にあたっては、消防機関、自衛隊等の関係機関の協力を要請する。

なお、立ち入りの時間については、関係市町長は専門家、北海道などの防災関係機関の指導・助言に基づき決定する。

2.2 一時立ち入りの方法

(1) 希望者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で、対象者の受け付け、登録を行う。

(2) 移動手段

関係市町の用意したバス、トラックにより、一時立ち入りの対象者を避難所から対象区域まで搬送する。応急復旧作業のための一時立ち入りは、実施機関の車両によるものとする。

2.3 警戒活動

警察及び消防機関は、一時立ち入りの際に警察官及び消防職員・消防団員を配置し、所要の警戒活動を実施する。

ヘリコプターによる噴火活動の監視について、関係機関は協議する。

2.4 情報伝達

監視ヘリコプターからの危険情報がある場合は、北海道及び関係市町から、警戒中の警察官及び消防職員・消防団員に伝達する。警察官、消防職員・消防団員は、一時立ち入り中止などの情報を広報する。

3 避難区域への一時帰宅

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、その他機関

3.1 一時帰宅の決定

関係市町長は、専門家からの噴火活動の情報、北海道からの指導、助言に基づいて、一時帰宅の実施を決定する。

関係市町では以下の事項について検討する。

<一時帰宅実施の条件・検討事項>

一時帰宅実施の条件	①避難生活が長期にわたるとき ②噴火活動が安定しているとき		
検討事項	①範囲 ④移動手段の確保 ⑦対象者の登録 ⑩ライフラインの状況	②帰宅時間 ⑤通行する道路 ⑧警戒活動	③対象者 ⑥広報の方法 ⑨緊急時の情報伝達方法

3.2 一時帰宅ランク

一時帰宅ランクは、噴火活動の状況などにより検討する。

<2000年噴火時の一時帰宅ランク例>

ランク	時間	条件
一時帰宅A	1～2時間	1世帯1人、関係市町の準備した車両による
一時帰宅B	昼間の6～7時間	人数制限なし、自家用車、バス等による

3.3 一時帰宅の対象者

一時帰宅の対象者は、次のとおりとする。

＜一時帰宅の対象者＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①対象区域に居住する者 ②対象区域にある事業所の従業員 ③ライフラインなどの復旧工事関係者 ④販売店、サービス業者など住民生活に必要な生活関係者 ⑤その他関係市町が必要と認めた者 |
|---|

3.4 一時帰宅の方法

(1) 希望者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で、対象者の受け付け、登録を行う。

(2) 移動手段

一時帰宅Aの場合、関係市町の用意したバス、トラックにより、避難所から対象区域まで搬送する。

一時帰宅Bの場合、原則として帰宅者の所有する車両とし、状況に応じて関係市町がバスを運行する。

3.5 警戒活動

警察及び消防機関は、帰宅実施区域の一時帰宅ランクに応じ、警察官及び消防職員・消防団員を配置し、所要の警戒活動を実施する。

ヘリコプターによる噴火活動の監視について、関係機関は協議する。

3.6 情報伝達

監視ヘリコプターからの危険情報がある場合は、北海道及び関係市町から、警戒中の警察官及び消防職員・消防団員に伝達する。警察官、消防職員・消防団員は、帰宅者に一時帰宅中止などの情報を広報する。

4 一時帰宅・避難解除のためのライフライン等整備

【関係機関】	室蘭開発建設部、北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、東日本高速道路(株)、NTT東日本室蘭営業支店、北海道電力室蘭支店、石油・ガス供給事業者
--------	---

関係市町は、一時帰宅及び避難解除実施のため、道路、上水道・下水道施設及びその他ライフライン施設(電気、通信、石油・ガス等)の点検・応急対策を関係機関に要請する。

道路管理者、上水道・下水道管理者及びその他ライフライン関係機関は、要請に基づき一時帰宅、避難解除予定区域のライフライン等の確保を行う。

5 避難解除

5.1 避難解除の決定

関係市町長は、専門家からの噴火活動の情報、北海道からの指導、助言に基づいて、避難の勧告・指示を解除する。

関係市町では以下の事項について検討する。

<避難解除の検討事項>

- | | | |
|-------|-------------|------------|
| ①範囲 | ②道路の啓開（復旧） | ③ライフラインの確保 |
| ④警戒活動 | ⑤緊急時の情報伝達方法 | ⑥再避難計画 |

5.2 帰宅方法

(1) 帰宅者の登録

関係市町は、避難所及び災害対策本部で帰宅世帯及び帰宅者を登録する。

(2) 帰宅の方法

原則として帰宅者の所有する車両とし、状況に応じて関係市町がバスを運行する。

5.3 再避難計画の策定

関係市町は、再噴火や泥流の発生に備え、情報伝達方法、避難経路、避難手段などを検討した再避難計画を策定する。

第2節 土砂災害への対策

1 土砂災害の防止

【関係機関】	北海道、室蘭開発建設部、後志森林管理署、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町
--------	--------------------------------------

1.1 被害調査

関係市町、北海道（室蘭土木現業所）及び室蘭開発建設部は、道路及び河川への被害の状況を調査する。

1.2 泥流対策

北海道、室蘭土木現業所、後志森林管理署及び関係市町は、被害調査に基づき泥流の流出を防ぐために、河川の掘削、遊砂地の設置、盛土工、景観工、山腹工の設置などの泥流対策を実施する。

2 警戒避難体制の強化

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、北海道、室蘭地方気象台

関係市町及び消防機関は、大雨時に河川などの警戒監視や危険情報を収集するなど、土砂災害に対する住民への広報、避難対策を強化する。

第7章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧事業

北海道及び関係市町は、住民の生活安定、社会経済活動の早期回復を目指し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業を実施する。

＜公共施設の災害復旧事業の種類例＞

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防施設
 - (4) 林地荒廃防止設備
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁業
 - (10) 下水道
 - (11) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 9 学校教育施設災害復旧事業
- 10 社会教育施設災害復旧事業
- 11 その他災害復旧事業

第2節 激甚法による災害復旧事業

北海道及び関係市町は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

＜激甚法による財政援助＞

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 河川等災害復旧助成事業 ○ 河川等災害関連事業 ○ 河川等災害特定関連事業 ○ 河川等災害関連特別対策事業 ○ 特定小川災害関連環境再生事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3節 災害復興方針の決定

1 災害復興方針の原則

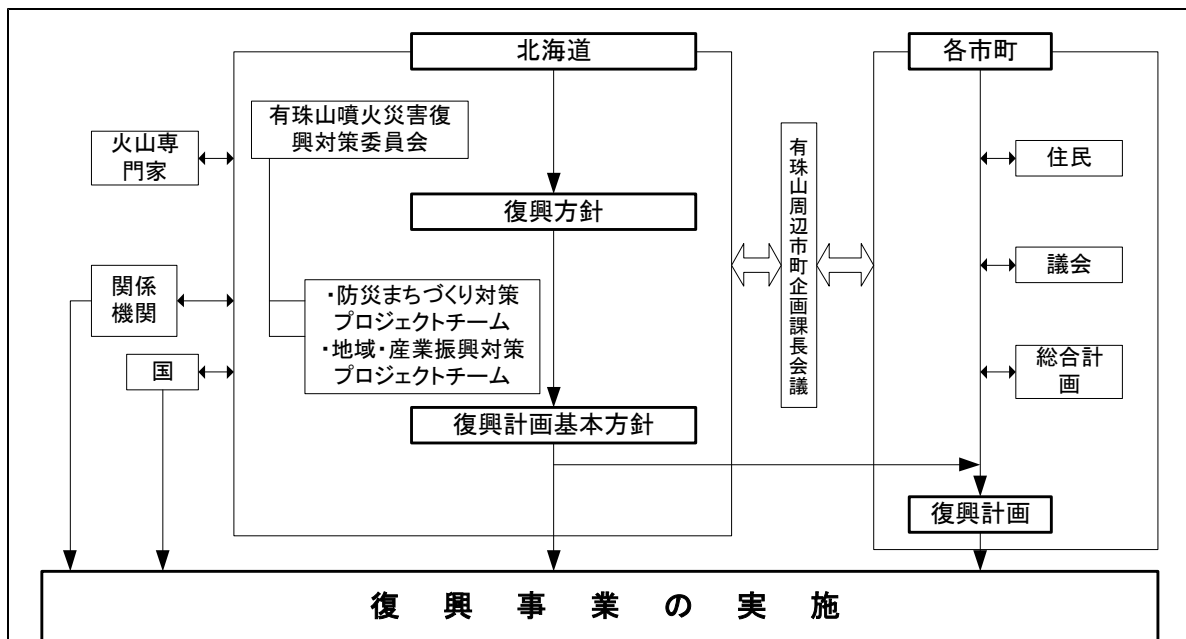
関係市町及び北海道は、被災の状況、火山噴火後の地形などの特性及び住民の意向などを考慮して、復興の基本的方向を定める。

2 災害復興方針

災害復興計画は、住民生活や観光産業、農水産業、商工業などが一刻も早く復興するために、将来の噴火に備え地域の振興と災害に強いまちづくりを目指すものである。

関係市町は、それぞれの市町において「災害復興計画」を策定するものとする。

災害復興にあたっては、関係市町が共通認識のもと災害復興を目指すために、北海道を中心として復興の方向性を示す「復興方針」及び復興の方向性と施策の概要を示す「復興計画基本方針」の策定について検討する。北海道による「復興方針」、「復興計画基本方針」が策定された場合はこれを踏まえるものとする。



- 復興方針：北海道が策定する復興計画基本方針の基礎となるもので、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町が策定する復興計画の方向性を示すもの（北海道が策定）
- 復興計画基本方針：北海道が広域的な観点から復興の方向性と施策の概要を示すもので、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町が策定する復興計画の基本となるもの（北海道が策定）
- 復興計画：復興対策のための市町が策定する計画

<2000年噴火時の復興事業の実施フロー>

第4節 災害復興計画の策定

1 災害復興計画策定の体制

関係市町は、必要に応じ災害復興対策にかかる検討委員会を設置する。
委員会は、有識者、議員、住民代表、行政関係職員等で構成する。

2 災害復興計画の策定

関係市町は、検討委員会の意見をふまえ、具体的な災害復興計画を策定する。
災害復興計画では、地域復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についてまとめる。
なお、策定にあたっては、住民などの意見を十分聴取し、北海道との調整を図る。

第3編 火山災害予防計画

第1章 有珠山の理解

第1節 有珠山火山防災マップの整備・活用

1 有珠山火山防災マップの活用

有珠山火山防災マップは、平成7年度（1995年）に山頂噴火を想定して作成され、平成13年度（2001年）には2000年噴火を受けて、新たに山麓噴火を想定した有珠山火山防災マップが作成された。

有珠山の再噴火に備え、次のような住民への周知、行政での有珠山火山防災マップの活用を図る。

- 住民・施設等への配布
有珠山の噴火の影響範囲、噴火活動の知識、避難時の知識等を周知するために、住民への配布、公共施設・観光施設への掲示等を行う。
- 防災資料への掲載
広報紙や防災パンフレット等に有珠山火山防災マップを掲載する。
- 行政資料への活用
避難計画等の検討用の資料とするだけでなく、都市計画や土地利用計画などにも反映するよう活用を図る。

2 有珠山火山防災マップの更新

地域の社会状況や有珠火山の活動は長期間にわたって少しずつ変化する。そのため、それぞれの時点で噴火の予想や防災情報が的確なものとなるよう有珠山火山防災マップを見直す。

- 有珠山火山防災マップの更新
毎年、社会状況の変化等にあわせて有珠山火山防災マップの記載事項の見直しを行い必要があれば修正する。

第2節 防災教育・啓発活動

1 住民への啓発活動

自主防災活動を通じて火山に対する防災意識の向上や非常時の準備を行えるように啓発活動を実施する。

- 防災広報の実施 有珠山火山防災マップ、災害時の非常持ち出し品、災害への知識等を掲載したチラシ、ハンドブック等を作成し、住民、観光施設、事業所などに配布する。
- 防災教育・展示施設の整備 有珠山ライブ映像装置、噴火シミュレーション装置等の整備や火山関連資料等を展示し、有珠山の理解に活用する。
- 災害記録誌、ビデオの作成 これまでの噴火史や2000年噴火の記録誌、ビデオ等を作成し自主防災活動等に活用する。

2 児童・生徒への防災教育

児童・生徒が有珠山に関する知識を習得できるよう小学校、中学校の学校教育を通じて、防災教育を行う。

- 教材の作成 有珠山の地形、活動史、2000年噴火の状況などをまとめた教材を作成し、防災教育に活用する。
- 防災教育の実施 理科及び社会科等の授業や野外活動を通じて有珠山に関する知識を習得する。

3 観光客・観光業者への啓発

観光客が安全に避難できるように、観光施設等に有珠山火山防災マップを掲示するよう要請するとともに、各施設ごとに防災計画を策定するように指導する。

また、火山噴火に関する資料を展示し、観光客等に周知・啓発を図る。

- 施設への有珠山火山防災マップの掲示 観光客に対する啓発をするために観光施設等に有珠山火山防災マップを掲示するよう要請する。
- 防災計画の策定指導 観光客を安全に避難させるために各施設ごとに情報伝達、避難対策等を定めた防災計画を策定するように指導する。
- 火山資料館の整備 噴火に関する資料を展示した火山資料館等の施設整備を検討する。
- 火山遺構の保存 金比羅山火口群、西山火口群の周辺の災害を受けた施設、建物等の災害遺物・遺構を保存し、体験学習ができるように整備を図る。

第3節 火山専門家との連携強化

1 情報交換

札幌管区气象台、北海道大学等の火山専門家等と互いの情報を共有するように努める。

2 講演会・見学会等の開催

有珠火山について知識を広げるために、火山専門家等を招いて住民及び一般参加による講演会・見学会を開催する。

- 講演会の開催 火山専門家等を招いて火山についての講演会やシンポジウムを開催する。

- 見学会の開催 火山専門家に案内を依頼して有珠火山の野外見学会を実施する。

第2章 地域及び行政の防災力向上

第1節 職員の防災力強化

火山噴火時に的確な行動をとるためには、職員自身が有珠火山について正しい知識を持ち、災害時に行政として何をすべきかを迅速・的確に判断し行動することが求められる。そこで、職員を対象とした研修や災害時の応急対策の職員マニュアルを作成し、知識・行動力の向上に努める。

- 職員の研修
新任職員研修や定期異動時の説明時等をとらえて、有珠火山についての知識や災害時における所属部署の役割等について研修を行う。
- 職員マニュアルの策定・周知
各部署別に災害時の応急対策マニュアルを策定し、噴火の推移に合わせた行動と関係資料をまとめ、職員に周知する。

第2節 住民、事業所、観光施設の防災対策強化

1 住民の自主防災活動の推進

火山噴火時には、行政だけでは避難対策や避難所の運営等全てを行うのは困難である。災害時には、住民が自らの手によって地域及び地域の住民を守るために、自主防災組織を組織し活動することが必要となる。行政は、可能な限り自主防災活動を支援する。

- 自主防災組織の推進
自治会単位に自主防災組織の設置、育成を推進する。
- 自主防災活動の支援
自主防災活動をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、自主防災組織の組織化や防災計画の作成を支援する。また、必要に応じて資機材等の貸与等の援助を行う。
- リーダーの養成
自主防災組織の活動について、研修会などを実施しリーダーの養成を図る。

2 事業所の自主防災活動の推進

現在、一定規模以上の事業所については、消防法の規定により消防計画を作成し、自衛消防隊を組織することとなっている。これ以外の事業所についても、緊急避難等に備えて事業所の防災

計画を作成するなど自主防災活動を支援する。

また、事業所が立地している地域の住民への支援についても自主防災活動の一環として行うよう要請する。

- 自衛防災組織の推進 事業所における自衛防災組織の設置、育成を推進する。
- 防災計画の作成 災害時の情報収集や避難等に関する事業所の防災計画の作成を支援する。
- 地域への貢献の要請 事業所が立地している地域の防災訓練に参加するなど災害時に住民避難への支援等、地域の自主防災活動に貢献するよう要請する。

3 学校における防災管理体制の確立

学校においては、災害に対応する組織、災害対策本部・保護者等との連携、避難体制の確立や防災計画の整備を図り、防災訓練の実施等を通じて、災害発生時に迅速・的確に行動できるようにする。

- 防災のための組織づくり 災害発生時に教職員が迅速に行動するための役割やその内容を明らかにした防災のための組織づくりを行う。
- 連携体制の確立 関係機関・団体や保護者との連携が迅速に進められるよう、災害時における情報連絡体制の確立や情報手段等の整備等を図る。
- 避難所としての役割の徹底 避難所としての学校の役割と備えるべき防災機能、教職員の役割の明確化と人的支援体制の整備等を図る。
- 防災安全計画の管理 防災安全計画の整備を図り、防災訓練等を通して防災安全計画の内容が適切に実施されるよう管理や評価を徹底する。

4 ホテル・観光施設等の防災対策の推進

ホテル・観光施設等においては、消防法等の法令に基づき、防災設備の整備、消防計画の作成、自衛消防隊を組織することとなっている。さらに火山噴火に対する観光客の安全を確保するため、情報の収集と伝達、避難誘導、避難手段の確保等の防災対策を強化する。

- 観光客への周知 観光客に火山噴火の影響や被害想定等を周知するために、有珠山火山防災マップを掲示したり、防災ガイドブック等を客室に備えるようにする。
行政は、資料を提供するなど必要な支援を行う。

- 避難計画等の作成 有珠山火山防災マップを活用して、避難計画を作成する。作成にあたっては、行政との情報連絡、観光客等への避難周知、避難手段の確保、地域との連携等を検討する。行政は必要な情報の提供等を行う。

第3節 防災訓練

1 総合防災訓練の実施

関係市町は、消防機関とともに国・北海道・防災関係機関等の参加を得て、火山噴火を想定した総合防災訓練を定期的の実施する。実施にあたっては、その都度噴火場所や予想される現象等を変えると同時に、シナリオを作成する。

また、その結果を検証し、火山防災計画や職員マニュアルの修正を行う。

- 総合防災訓練の実施 国の機関、関係する自治体、自衛隊、警察、住民、観光施設(観光客)等が参加して総合防災訓練を実施する。
- 想定する事態例
- ・山頂における大噴火
 - ・山麓噴火

2 個別訓練の実施

住民(自治会ごと)、観光施設及び事業所ごとに避難訓練を実施するよう指導や支援を行う。また、定期的に応急対策の各項目について個別訓練を行う。

- 避難訓練の実施 関係市町や消防機関の支援のもと、自治会、福祉施設、観光施設等の避難訓練を実施する。
- 個別訓練の実施 情報収集伝達、職員参集等の個別訓練を実施する。
- 机上訓練の実施 実際の野外訓練の他、図面等を利用しての各種対策の検討など机上訓練により検証を行う。

第3章 災害に強い地域づくり

第1節 砂防・治山施設の整備

噴火後の泥流等土砂災害の発生を防止する砂防計画・治山計画に基づき、砂防施設、治山施設を整備する。

第2節 防災施設の整備

1 防災拠点施設の整備

2000年噴火では、西胆振消防組合本部庁舎が被災し、防災機能を果たすことができなかった。そこで、火山噴火による影響を受けにくい安全な地域に、各種防災機能を備えた防災拠点となる施設を整備する。また、広域的な避難場所となる施設やヘリポートなどを整備する。

- | | |
|--------------|--|
| ○地域防災拠点施設の整備 | 役所の庁舎、消防庁舎があり、災害時に各機関で構成する災害対策本部等が設置できるような防災拠点施設を整備する。
また、災害時だけでなくふだんから防災教育や自主防災活動の拠点となるような機能をもった施設とする。 |
| ○ヘリポートの整備 | 災害時の緊急輸送、傷病者の搬送等で使用するヘリコプターの離発着できる施設を整備する。 |
| ○広域防災避難施設の整備 | 災害時の避難施設、ヘリポート、物資の拠点となる広域防災施設の整備を検討する。 |
| ○浮体式防災基地の活用 | 臨時のヘリポートや災害時の船舶接岸のための係留施設、さらには緊急物資の保管場所の役割ができる室蘭港の浮体式防災基地の活用について検討する。 |

2 避難のための施設整備

緊急時に避難活動が適切にできるよう一時避難場所、避難所を指定し、掲示板、避難所として必要な資機材等の整備を行う。

- | | |
|------------|--|
| ○一時避難場所の指定 | 自家用車等により自力で避難することができない住民等をバス等で避難させるため、一時的に住民等が集合する場所を指定する。 |
|------------|--|

- | | |
|--------------|---|
| ○避難場所の指定 | 避難時に住民が混乱しないように、自治会や地区ごとにあらかじめ避難する施設を指定する。 |
| ○避難場所掲示板等の整備 | 一時避難場所、避難所に案内掲示板を設置する。設置にあたっては、国等の方針にそって多言語化や国際共通のデザインとなるようにする。 |
| ○避難所の整備 | 避難所に指定した施設には避難生活を行う上で必要な設備、資機材等を整備する。
■整備する設備
・換気設備、照明、暖房設備等（避難生活の長期化、災害時要援護者に対応する設備）
・通信機器等 |

3 情報伝達施設等の整備

火山活動を監視するための施設を整備し、防災関係機関でそれらの情報が活用できるようにする。

また、噴火のおそれのある時などに、住民、観光客等に避難等の情報を伝達するため、通信機器を整備する。

- | | |
|-----------------|---|
| ○観測・監視施設等の整備 | 有珠火山ではいままでに地震計や監視カメラ等の観測機器が整備されてきた。今後もさらにこれらの機器の整備を行う。また、観測・監視データは、関係市町、防災関係機関でもモニタリングできるよう端末機器を整備し情報の共有化を図る。 |
| ○防災行政無線（固定系）の整備 | 防災行政無線の屋外拡声器、戸別受信機等を整備して異常現象に関する情報や避難情報を住民、観光客等に伝達できるようにする。 |
| ○防災行政無線（移動系）の整備 | 災害対策本部と避難所、防災拠点施設等とを相互に通信が可能な無線を整備する。 |

4 交通ネットワークの整備

火山噴火時に交通規制等による長期的な道路の寸断に備え、避難や物資を輸送する道路を確保するため、噴火の影響を受けにくい交通ネットワークの整備を行う。

- | | |
|------------|--|
| ○既存道路の整備 | 既存の道路の拡幅、街路灯の整備など避難路として必要な整備を行う。 |
| ○新規道路の整備 | 非常時の避難路を確保するため、代替ルートの整備など、新たな道路の整備を図る。 |
| ○海上輸送基地の整備 | 避難や物資輸送のために、既存港湾である伊達漁港及 |

び新たな漁港として虻田漁港（大磯）の整備等・室蘭港の浮体式防災基地の活用について検討する。

また、陸路が遮断された場合の湖上避難対策として、港湾施設整備（仲洞爺・壮瞥温泉地区）について検討をする。

第3節 より安全をめざした土地利用

1 災害危険区域設定と予防対策

有珠山において、特に災害発生の危険性が高い地域を災害危険区域として設定する。

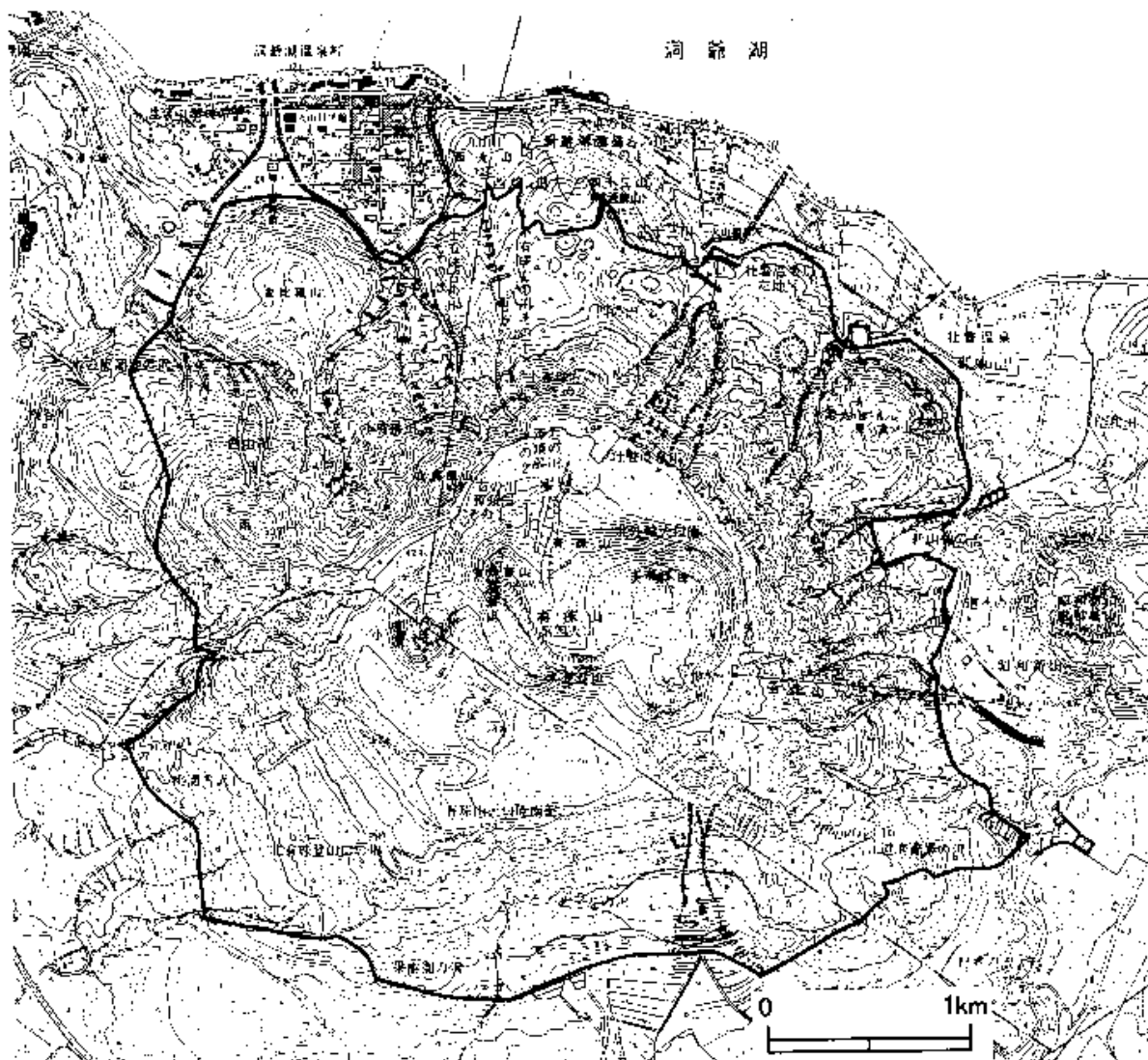
災害危険区域は、有珠火山の火山現象による災害を第1次的に被り、また、立ち入る場合危険な区域であることから、次のような災害予防対策を実施する。

- 災害危険区域の周知 防災関係機関の協力を得て、当該区域を登山者・地域住民等に対して掲示板等により周知する。
- 砂防・治山事業等の推進 後志森林管理署、胆振支庁、室蘭土木現業所及び関係市町は、砂防・治山事業その他災害予防対策を積極的に推進する。
- 災害予防対策の推進 災害危険区域内における道路の管理者、森林の管理者、防災上重要な施設の管理者等は、当該区域の危険性の把握に努めるとともに、災害発生の未然防止のため予防対策を積極的に進める。

2 安全をめざした土地利用

有珠火山は、周期的に噴火が発生するという特徴があり、20～30年後に噴火した場合の影響範囲を念頭に土地利用の検討が必要である。2000年噴火は山麓噴火で終わったが、想定すべき噴火の規模は、山頂からの火砕流の発生や溶岩ドームの形成など最大の噴火である。

有珠山火山防災マップに示された災害予想区域について、北海道が策定した「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針」の土地利用のあり方を基本に、被害を軽減するよう土地利用区域の設定と方向性にもとづいて土地利用を進める。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1
地形図を複製したものである。（承認番号）平13道複第908号

<昭和62年設定の災害危険区域>

第4章 実践的な災害応急計画の確立

第1節 避難体制の確立

1 避難計画の見直し

有珠山周辺における住民や観光施設等の動向に応じて、現在策定されている避難計画等を適時見直していく。また、火山学的な新たな知見が得られた場合についても、噴火想定等の見直しに応じて避難計画を見直し、避難の伝達方法、避難手段、避難誘導體制等について定める。

○避難計画の見直し

見直しに際し、検討する項目は次のとおりである。

■避難計画の検討項目例

- ・各地区別の避難人口の把握
- ・避難先の事前把握（アンケート調査等による）
- ・避難誘導方法
- ・避難手段（特に、バス、トラック等の確保）
- ・避難先（各地区、自治体ごと）
- ・各避難所の施設機能の把握

2 災害時要援護者の避難支援対策の確立

災害時要援護者に対する避難計画及び支援策について検討する。また、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」と位置づけ外国人に対する対策の実施に努めることとする。

○在宅の災害時要援護者への支援

在宅の災害時要援護者を把握し、避難手段等について検討する。

○施設入所者、入院患者への支援

施設入所者や病院の入院患者等の災害時要援護者の受け入れ先のリストアップ、移動手手段の確保等について検討する。

○在宅医療者への支援

在宅医療者を把握し、避難手段、避難先等について検討する。

○外国人への対策

多言語による広報、避難場所などの災害に関する表示板の多言語化及び外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努めることとする。

第2節 応援体制の確立

1 関係機関との連携強化

火山噴火による影響や災害対策は、非常に広域的であり、国・北海道・行政機関・公共機関が統一的な対策をとることが必要となる。2000年噴火では、国の機関、地方自治体、関係機関で構成する「有珠山噴火非常災害現地対策本部」が設置され、合同会議が開催されるなど、各関係機関の連携により対策を行うことができた。また、それ以外にも民間業者や市民団体との連携もなされた。

そこで、平常時からこれらの機関、団体との連携を強化するために、協定の締結や災害時の応急対策について協議を図り、連携を強化する。

- | | |
|----------------|---|
| ○火山防災計画の対策検討 | 火山防災計画における各種対策について、関係機関との協議、調整を行い、災害発生時に備えて共通認識ができるようにする。
■関係する機関
・近隣市町村
・北海道
・警察
・消防機関
・ライフライン関係機関等
・交通機関 |
| ○自治体との協定締結の推進 | 災害発生時の避難者の受け入れや物資等の支援ができるように協定を締結するなどして相互の協力体制を確立する。 |
| ○民間業者・団体との協定締結 | 災害時には、避難手段の確保、物資の供給、避難者への支援等、民間業者・団体の協力が必要となるため、協定の締結や協力体制の確認を行う。 |
| ○防災関係機関との連携 | 胆振支庁、伊達警察署、室蘭土木現業所の各機関と連携して、災害時の情報伝達方法、交通規制の方法等について協議する。 |
| ○交通機関との連携 | 避難時のバス、避難列車の運行など避難に必要な交通機関と協議する。 |

2 国・北海道・自衛隊との協力体制の確立

災害時に、国・北海道・自衛隊への応援要請や協力体制が確立できるよう体制の整備を行う。

- | | |
|----------|---|
| ○要請基準の確立 | 応援を要請する場合の応援先機関、要請するときの基準、要請項目・数量等を検討し、火山防災計画や各応急対策のマニュアルに明記できるようにする。 |
|----------|---|

- | | |
|------------------|---|
| ○自衛隊との協力体制の確立 | 緊急時に応援を依頼する場合の、窓口、連絡方法、集結地等を明確にしておく。また、共通の災害対策地図等の資料を保持し災害対策が実施しやすいようにする。 |
| ○国、北海道との役割分担の明確化 | 災害発生時における国、北海道の役割分担を明確にし、迅速・的確な対応ができるようにする。 |

3 ボランティア団体等との連携

災害時には避難生活への支援、災害時要援護者の介護等、さまざまな場面でボランティアの支援が必要となる。そこで、社会福祉協議会を始め各民間ボランティア団体等との協力体制を確立する。

- | | |
|---------------|--|
| ○社会福祉協議会等との連携 | <p>ボランティアの窓口となる社会福祉協議会と、災害時のボランティア活動について、役割分担の明確化、活動環境の整備等を協議して、防災計画に反映させる。</p> <p>■ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 ・必要資機材 <p>■ボランティアに要請する項目の明確化</p> <p>■ボランティア団体及び専門ボランティアの登録</p> |
| ○ボランティアの養成 | 社会福祉協議会、北海道等が行うボランティア研修について広報し、ボランティアの人材を養成する。 |

第3節 被災者対策実施体制の確立

1 長期避難に備えた支援体制の確立

噴火が長期化した場合、応急仮設住宅への入居まで避難生活を余儀なくされることが想定される。そこで、避難生活を少しでも快適なものとするために長期避難に備えた環境整備を行う。

- | | |
|--------------------|--|
| ○災害時要援護者の避難支援策等の検討 | <p>災害時要援護者に適した避難場所について収容可能数、施設の有無、避難時に必要となる資機材等をリストアップする。特に、他市町村に避難することもあるので、周辺市町村を含めて検討する。</p> <p>また、災害時要援護者のケアを行うボランティアについて関係機関のネットワークや活動環境づくりを行う。</p> |
| ○避難所運営方法の検討 | <p>避難所の運営方法や長期避難にともなって必要となる対策について実施方法等を検討する。</p> <p>■検討項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の把握・管理 |

- ・避難所の自治
- ・広報手段
- ・避難所に配備する資機材
- ・駐車場、ペット等の問題
- ・避難所における保健医療体制

2 食料・物資等の供給体制の確立

避難生活には食料、生活必需品など様々な物資が必要となる。そこで、ふだんから物資の供給先を把握し、迅速に避難者に供給できる体制を確立する。

- 必要となる物資の検討
2000年噴火に基づいて、応急対策に必要であった物資、資機材と供給先について資料を作成し、今後の災害に備える。
- 協定の締結
民間業者と食料・物資の供給協定を締結する。

3 救護体制の整備

災害時には、噴火により多数の火傷等による負傷者が発生することも予想される。その場合の応急医療や搬送体制について体制を確立する。また、避難所生活が長期化した場合の医療体制やストレス等に対するこころのケア対策についても、環境づくりを行う。

- 応急医療体制の整備
噴火により多数の負傷者が発生した場合を想定した医療体制について、保健所及び医師会等と協議し、体制を確立する。
- 避難者への保健医療体制の整備
投薬や人工透析が必要な避難者への対応や、避難所救護所の開設等について保健所、医師会等と協議して体制を確立する。
- こころのケア対策
避難生活へのストレス、不安等を解消するために、こころのケア対策について保健所、医師会等と協議し環境づくりを推進する。

第4節 シナリオ型対策の策定

有珠火山防災計画では、山頂からの噴火を想定しているが、噴火の規模と現象によって対応もかなり異なったものとなる。そこで、様々な条件を想定し、時系列にシナリオを作成して対策を

検討する。特に、観光シーズンや積雪期などでは対応が異なることから、起こりうる様々な場面を検討する。

また、それらの対応について、配備などの基準やルールを定めて、関係する自治体、防災関係機関で共通認識ができるようにする。

資 料 編

1. 有珠火山防災会議協議会規約

有珠火山防災会議協議会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この協議会は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、有珠火山噴火災害対策に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、もって有珠火山噴火災害に適切に対処することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、有珠火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会を設置する市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町（以下「設置市町」という。）で設置する。

- (1) 伊 達 市
- (2) 洞 爺 湖 町
- (3) 壮 瞥 町
- (4) 豊 浦 町

(防災計画に係る地域)

第4条 協議会が作成する防災計画に係る地域は、設置市町のうち、有珠火山及びその周辺とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 防災計画を作成（修正）し、その実施を推進すること。
- (2) 有珠火山噴火による災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、設置市町及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) その他協議会が必要と認める事項。

第2章 協議会の組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会 長)

第7条 会長は、設置市町の防災会議会長のうちから、設置市町が協議により定める者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(委 員)

第8条 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、協議会会長を除く。

(専門委員)

第9条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第3章 協議会の会議

(会議の招集)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(会議の運営)

第11条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員（会長を含む。）の出席過半数をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、実施を推進すること。
 - (2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

第4章 協議会の経費

(経費)

第13条 協議会の事務に要する経費は、設置市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 各設置市町の負担金額並びに協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、別に協議し、会長が定める。

第5章 補則

(事務局)

第14条 協議会の事務は、会長の属する市町において行う。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、昭和56年4月27日から施行する。

附則

この規約は、昭和60年4月24日から施行する。

附則

この規約は、平成18年7月28日から施行する。

附則

この規約は、平成19年5月28日から施行する。

別表

有珠火山防災会議協議会委員

機 関 名	委 員	連 絡 担 当 者
後志森林管理署	署 長	総務課長
室蘭地方气象台	台 長	防災業務課長
室蘭海上保安部	部 長	警備救難課長
室蘭開発建設部	次 長	防災対策官
第71戦車連隊	連隊長	第2科長
胆振支庁	地域振興部長	地域政策課主幹
胆振支庁	産業振興部長	林務課長
胆振保健福祉事務所保健福祉部(室蘭保健所)	保健福祉部長	保健福祉企画課長
室蘭土木現業所	所 長	洞爺出張所長
伊達警察署	署 長	警備課長
西胆振消防組合消防本部	消防長	消防課長
伊 達 市	防災会議会長	総務課長
洞爺湖町	防災会議会長	企画防災課長
壮 警 町	防災会議会長	総務課長
豊 浦 町	防災会議会長	企画調整課長

2. 2000年噴火時各機関の対応・ 避難状況

月日	国の対応	道・伊達市・虻田町・壮瞥町等の対応
03月28日	12:00 国土庁防災局が情報対策室設置	03:00 道が有珠山火山活動災害対策連絡本部設置 07:45 道警へリ入山者なし、噴煙異常なし確認 08:30 1市2町が災害対策本部設置 ～ 10:00 15:00 道が災害対策連絡本部設置
03月29日	11:00 災害対策関係省庁連絡会議 11:30 関係省庁局長級会議 伊達市・虻田町・壮瞥町へ災害救助法適用 国土庁防災局が情報先遣チームを派遣	09:30 道警が災害警備本部設置 10:30 道が災害対策本部設置 13:00 壮瞥町避難勧告（温泉地区、219名） 13:30 伊達市避難勧告（有珠・長和地区、4,924名） 15:00 虻田町避難勧告（温泉地区、5,842名） 15:20 道は避難活動に係わる自衛隊災害派遣要請 16:00 道防災会議地震火山対策部会火山専門委員会開催 16:30 洞爺湖温泉街の全宿泊客が帰る 18:30 1市2町は避難勧告を 避難指示 に切り替え 18:58 消防庁緊急消防援助隊の派遣
	18:55 有珠山現地連絡調整会議設置（31日9時まで計5回開催） 構成機関：現地対策本部長、内閣危機管理監、道副知事、気象庁、海上保安庁、自衛隊、その他国の機関、北海道、胆振支庁、その他道の機関、消防関係機関、関係市町、NTT東日本北海道支店、日本赤十字社北海道支部、日本道路公団北海道支社、JR北海道、北海道電力、北海道医師会等	
03月30日	国土庁総括政務次官を現地派遣	10:50 虻田町（月浦地区）避難区域拡大 23:30 対象住民全員の避難を確認
03月31日 13:07頃 西山西麓 で噴火	14:00 関係閣僚会議 14:30 平成12年有珠山噴火 非常災害対策本部 設置 15:00 伊達市に 現地対策本部 設置（H7災対法改正後初） 第1回非常災害対策本部会議 16:00 政府調査団 派遣（団長：国土庁長官） 気象庁は地震噴火予知連絡会に有珠山部会設置	8:30 有珠・長和地区へ農作業のため一時立入り 13:21 伊達市役所に「伊達災害ボランティアセンター」開設 虻田町本町等の地区に緊急避難噴火による 人的被害なし 活動状況に合わせて、避難指示区域の見直し、避難所の移動を実施避難住民約13,000名、内避難所に約5,000名 13:25 伊達市関内地区に避難勧告 17:15 洞爺駅から臨時避難列車を運行
	19:15 有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議（以後1日2回開催）	
04月01日		15:00 伊達市関内内地区の避難勧告解除
04月02日		壮瞥町が災害生活バス運行開始 伊達市長和地区の避難指示を一時解除（2,228名） 16:00 壮瞥町滝之町、立香地区の自主避難呼びかけ解除（340名）
04月03日		11:00 虻田町対策本部が豊浦町へ移転 12:40 有珠山動物救護センター開設
04月04日		9:00 壮瞥町が避難指示地域のペット救出
04月06日	(4/2建設省、北開庁、道庁による有珠山土砂災害対策専門家チーム設置)	

資料 2 2000年噴火時各機関の対応・避難状況

04月07日	15:00	第2回非常災害対策本部会議		東有珠・南有珠町へ畑作状況確認のため一時立ち入り
		<有珠山噴火災害対策に関する基本方針>	第2回非常災害対策本部会議決定	
04月08日		4/8現在21省庁・JR等で約220名、及び自衛隊・警察・消防後方支援部隊約2,000名	8:30 15:30	東有珠町の家畜給餌作業のため一時立ち入り 壮瞥町の避難住民(60名)が 短時間帰宅 (1時間限定) ホタテ作業が海上の状況から中止
04月09日			10:00 10~14時	ホタテ養殖業者111名が稚貝管理のための作業 壮瞥町(101名)、虻田町(31名)で短時間帰宅
04月10日	09:00	第20回有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議	9~16時	ホタテ養殖管理波高く中止 伊達市(190名)、壮瞥町(3名)で 一時帰宅 虻田町(25名)で短時間帰宅
04月11日			9~16時	ホタテ養殖管理波高く中止 伊達市(166名)、壮瞥町(5名)で一時帰宅 虻田町(441名)で短時間帰宅(各区60~90分) これ以降も随時実施。
04月12日			夜	予知連見解を受けて、道と1市2町は 避難指示区域の見直しを協議 。
04月13日			09:00 09:00 12:00	規制海域の緩和(沿岸から5km→虻田町板谷川河口から半径1kmの範囲)、ホタテの養殖作業は本格的に再開される見通し 伊達市と壮瞥町の一部で、 虻田町の一部で、 避難指示区域の一時解除 、避難者計13,039名のうち4,749名が解除対象。 国道37号線なども昼間のみ通行止め解除
04月14日				4市町に仮設住宅500戸を建設・来月8日に完成へ(道発表)
04月15日	16:20	森首相が現地視察。 2つの火口を中心とする半径3km以内、高度3,000m以下の空域を飛行しないよう新千歳空港事務所からノータムを発行(4/3からの5km以内を緩和)		
04月16日		現地対策本部合同会議を1日1回9時開催に		
04月17日			14:50	伊達市内の虻田町民の避難所を9カ所から3カ所へ、長万部の虻田町民も虻田、豊浦町の施設へ 10時現在避難対象者計8,290名避難所に4,117名(自主避難者128人含) やや大きな規模の噴火、上空からの監視視活動が一時困難になったため、対策本部は一時帰宅を中止。 道が取りまとめている、公営住宅優先入居の受け付けが全道R(1,139戸)。

04月18日		14:30	洞爺湖温泉街からの避難住民が洞爺湖湖上から被災地を視察(10～11時174人、14～15時239人)。
04月19日	へり空撮調査により、虻田町の14世帯に被災者生活再建支援法を適用		
04月20日	有珠山土砂災害対策検討委員会開催(室蘭市にて)	07:00 09:00 9時現在	虻田町の入江地区の一部7世帯12人、 壮瞥町の壮瞥温泉を流れる流路工の東側の地区の31世帯86人、避難指示一時解除 避難指示対象者8,081人内避難所に4,231人(自主避難者110人含む) 洞爺湖でわかざぎ親魚捕獲作業始まる(2隻7人) 壮瞥町住民を対象に仮設住宅及び公営住宅の入居申し込み受け付けを開始
04月21日	建設省と北海道は、無線で遠隔操作できる無人重機を使って新たな遊砂池などを板谷川と西山川に建設することを決めた。建設省などは道と有珠山土砂災害対策検討委員会を開催		
04月22日			虻田、壮瞥町で避難指示地区での日中帰宅を中止。内浦湾沿いを走る国道37号線も、虻田町旭町ー伊達市有珠町(約2.6km)で通行止め。
04月23日			道警は消防と協力して、避難指示区域内の居住者に避難を呼びかける。
04月24日	5月上旬には伊達・虻田・壮瞥3市町の大規模避難訓練を実施することを発表		板谷川の流域で、泥流を検知するセンサーの設置、遊砂池の容量を増やすための掘削、土のうによる堤防の補強などの被害拡大防止作業にとりかかる(道など) 一時帰宅を認められない い泉地区住民62人がバス車上視察
04月25日	北海道産業、経済全般への影響を軽減するため、北海道開発庁長官の私的懇談会である「北海道活性化懇談会」の第1回会合を開催国道230号の代替路線として、迂回ルートとなっている道道豊浦洞爺線と道道豊浦京極線の一部区間を国道に編入、直轄事業として整備(建設省)		避難指示対象者8,081人内避難所に3,932人 避難指示区域の虻田町洞爺湖温泉町に無断帰宅中の男性の救助活動が行われ、自衛隊の装甲車に乗り込んだ警察官らが9時半すぎに救出。
04月26日	第40回有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議		壮瞥温泉地区で旅館3軒が営業再開 ・GW中の宿泊を条件付きで受け入れ 避難対象者8,081人中避難所に3,964人(8時現在、自主避難者81人含む)
04月27日		11:30～	不通であったJR室蘭線洞爺～長和間の貨物列車運転再開(旅客列車は29日から)、1日1～2往復 現地本部合同情報伝達訓練(～11:55参加1,040名) 板谷川泥流対策のための有珠山土砂災害検討委員会(事務局:室蘭土木現業所)、警戒基準雨量を5mm/h、連続20mm

資料 2 2000年噴火時各機関の対応・避難状況

				とした。 伊達市が一時避難解除地区(有珠・長和地区)の再避難計画を作成 ホタテ操業時間を07～18時に延長
04月28日		閣議で、H12年度予算の予備費から約13.8億円を拠出することを決定		噴火活動の情報を電話音声で提供するテレホンサービスを開始(国土庁、郵政省、気象庁) 道は豊浦町82戸、壮瞥町84戸の仮設住宅が5/2に完成5日に入居開始と発表
04月29日				JR室蘭線洞爺～長和間の旅客列車運転再開 昭和新山の麓の土産物店や熊牧場が営業再開
04月30日			16:00	避難対象者8,081人中避難所に3,879人、自主避難者82人含む)
05月01日				4/3から豊浦町に避難していた虻田町役場機能を虻田町役場庁舎へ戻し業務を再開 板谷川での無人化施工機械による工事開始
05月02日		現地対策本部合同会議幹事会を設置(議長:胆振支庁)	09:00	壮瞥町壮瞥温泉地区の70世帯156人へ、避難指示の解除。壮瞥町の避難指示対象は75世帯105人となる、うち避難所への避難者は12名 1市2町で避難指示の一時解除地区を対象に、避難情報等の伝達のため、防災行政無線戸別受信機を配備、運用開始。 西胆振8市町村町が噴火後初の連絡会議
05月05日			16:00	洞爺湖の遊覧船が、運航を再開(洞爺村側で) 避難指示対象3,609世帯7,925人、うち避難所へ3,818人(自主避難118人含む)
05月06日		第50回有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議	18:00	壮瞥町滝之町に完成した84戸の仮設住宅に入居開始(254人)、利用期間は最大2年、家賃無料、光熱費負担 壮瞥町の避難所を4→2カ所に 壮瞥町公民館で岡田・宇井教授が「火山活動の現況報告会」で説明、虻田町企画、約250名参加)
05月07日				仮設住宅への入居希望数は1,454世帯(虻田町) 虻田町の避難住民を対象にした仮設住宅と公営住宅の第1次入居者を決定。申し込みのあった1,454世帯のうち、仮設住宅に216世帯、市営住宅148世帯、道営住宅10世帯の計374世帯。10日から入居可能。 ボランティア累計登録者1,878名、活動人員7日は88名
05月08日	16:00	非常対策現地本部を伊達市役所内から伊達市有地内仮設庁舎に移設	12:00	有珠山噴火と防災に関する情報提供がメインのラジオ局FMレイクトピアが本放送開始 8日現在、仮設住宅へ60世帯入居済み

05月09日		新現地対策本部開所	
05月10日		現地対策本部合同会議を毎週月曜開催	虻田町の避難住民を対象とした仮設住宅、公営住宅へ入居開始 伊達市は北海道災害義援金募集配分委員会から配分された有珠火山活動災害義援金を対象住民に配布。
05月11日			避難指示対象3,609世帯、うち避難所は3,774人、避難所数全26箇所（伊達市3、室蘭市2、虻田町3、豊浦町6、長万部町7、洞爺村3、壮瞥町1、登別市1）
05月12日			09:00 壮瞥町と虻田町の洞爺湖温泉地区の一部で、避難指示区域の解除、避難者計7,925名のうち、996名が対象 避難指示海域を北緯42度32.2分、東経140度46.5分を中心とする半径800mの円内海域に変更 洞爺湖の避難指示領域を壮瞥町虻田町行政区域境界～虻田町月浦（国道230号と道道洞爺湖虻田線の交点）と弁天島を結ぶ湖上に変更
05月13日			1市2町で12日までに77事業所が計656人の従業員を解雇、うち241人は再雇用の予定なし
05月14日			長万部町7箇所の避難所のうち、4箇所を廃止して虻田町本町のあぶたふれあいセンターに集約 虻田町月浦地区に病院や小中学校などを仮設する他、商店街も整備し新たな街を造る方針をあきらかにする
05月16日			虻田町洞爺湖温泉街、泉地区の一部などの住民868世帯について30分に限った短時間帰宅を実施、16日は32世帯32人、今後も1日36人を限度に実施
05月17日		噴火による漁船被害を想定し、第一管区海上保安部の緊急救助訓練を虻田町沖で実施	国道37号虻田町入江～高砂町までの1.7km区間の通行可能時間を1時間延長し、午前5時～午後7時に変更
05月18日		有珠山周辺3市町避難訓練にあわせて情報伝達訓練実施	有珠山周辺3市町避難訓練を実施、対象は避難指示一時解除地域住民（住民984人、道警、自衛隊など約720人、車両126台参加）
05月19日		虻田町の洞爺湖温泉街について、復興プランの検討に政府として着手すると発表（国土庁）	一時帰宅可能時間をカテゴリー3で2→5時間、カテゴリー2で90分→2時間に延長、カテゴリー3ではマイカー使用可能に
05月22日		今回の噴火活動を「平成12年（2000年）有珠山噴火」と命名（気象庁）	
05月23日			壮瞥町が観光客を安全に受け入れるためのガイドラインまとめる
05月24日			虻田町泉・温泉地区の一部で避難指示解除、避難者計6,929名のうち1,876名が対象 カテゴリーの領域見直し開始 国道37号の交通規制を全面解除

資料 2 2000年噴火時各機関の対応・避難状況

		噴火湾側の避難指示海域を全面解除 虻田町板谷川下流の避難指示解除区域 について、今後降水量20mm/hまたは連 続50mm以上の場合、避難勧告をだすこ ととする
05月25日		避難指示対象者4956人、うち避難所 に 2,263人、避難所数全24箇所（伊達 市 3、室蘭市2、虻田町5、豊浦町6、 長万部町3、洞爺村3、壮瞥町 1、登 別市1）
05月26日	自衛隊の噴火湾沖合待機を中止な ど配備体制見直し	洞爺湖温泉東側の一部（226世帯、398 名）地域をカテゴリー1からカテゴリ ー2に変更 仮設住宅を虻田、豊浦などの各市町村 で350戸程度を建設すると北海道が発表
05月28日		長万部町3箇所、豊浦町3箇所、登別 市1箇所の避難所閉鎖 虻田町の一部で避難指示区域の解除、 避難者計4,956名のうち1,637名が対象
05月29日		噴火以降豊浦町と長万部町で臨時教室 を開いてきた虻田小中学校が虻田小で 授業再開 避難所数全19箇所（伊達市3、室蘭市 2、虻田町6、豊浦町4、洞爺村3、 壮瞥町1）、避難所の人数は1,763名に
05月31日	現地対策本部が洞爺湖温泉地区と 泉地区北部の道路状況などの特別 現地調査を実施	
06月01日		虻田町が「有珠山復興災害対策室」を 設置、復興に向けた作業に着手 虻田町主催で岡田、宇井教授を講師と して火山活動の現状を知らせる報告会 を開催 J Rの列車運行時間の拡大、特急列車 の運行再開
06月03日		洞爺湖温泉地区の道道2路線800mにつ いて除灰作業開始 虻田町泉・温泉地区の一部で、避難指 示区域の解除、避難者合計3,319名、う ち642名が対象
06月04日		避難所の人数は981名に
06月05日	国土庁長官視察	避難指示対象者2,677名、うち避難所に 905名、避難所数全18箇所（伊達市3、 室蘭市1、虻田町7、豊浦町4、洞爺 村3）
06月07日		虻田町泉地区の一部で避難指示解除、 避難者計2677名のうち251名が対象 洞爺湖温泉8区の一部がカテゴリー2 →カテゴリー3に 危険区域内の除灰が終了し洞爺湖温泉 街の東西の通り抜けが可能に 道路公団が虻田洞爺インターチェンジ 付近の被害調査開始

06月08日		災害見舞金第2回配分開始 JR室蘭線が全面復旧
06月09日		虻田町358戸の仮設住宅選考会を7日開催、9日決定通知発送 虻田町泉地区下水道地下トンネルを調査、内部に崩落や断層確認
06月10日	無人重機による西山川の泥流除去作業開始（建設省）	有珠山外輪山の避難指示を一時的に解除、ただし、有珠火山防災会議協議会の「災害危険区域」（昭和62年）に変更がないため、ロープウェイ山頂駅周辺と展望台、散策路以外は立ち入り禁止 虻田町月浦の仮設住宅140戸への入居開始
06月17日		虻田町洞爺湖温泉地区の一部で避難指示解除、避難者計2426名、うち97名が対象
06月18日		室蘭市と洞爺村の避難所を整理、廃止 避難所全12箇所（伊達市2、虻田町7、豊浦町3） 北海道が避難住民への生活費支給、商工者への支援を柱とする災害対策事業の概要をまとめた
06月20日		壮瞥町が観光施設などに掲示する緊急避難マップを作製
06月22日		虻田町が「2000年有珠山噴火記念誌」刊行決定
06月23日		北電虻田発電所が運転を再開
06月26日		洞爺湖温泉の2、5、7、8区の一部と人が住んでいない東側地区をカテゴリー1→2
06月27日		虻田町が有珠山噴火災害復興プロジェクトチームを設置 洞爺湖温泉地区の西側火口周辺に住む町民70世帯を対象に自衛隊装甲車による車上視察を実施
06月28日		避難所の人数は496名に
06月30日	現地本部での宿直体制を解除	7月3日までに5箇所の避難所を閉鎖すると発表、これにより避難所は虻田町に4箇所、豊浦町に3箇所
07月03日	官邸危機管理センター内の有珠山対応の官邸対策室を閉鎖	避難所人数は269名に
07月05日		虻田町洞爺湖温泉地区の一部で避難指示、避難者計2,329名のうち395名が解除対象
07月10日		避難所数全7箇所（虻田町4、豊浦町3）、避難者数187名
07月13日		有珠山ロープウェイが昭和新山ふもとからの運行再開
07月14日		虻田町洞爺湖温泉地区の一部で避難指示解除、避難者計1,934名のうち502名が対象
07月18日		虻田町洞爺湖部で避難指温泉地区の一部で避難指示解除、避難者計1,432名のうち285名が対象

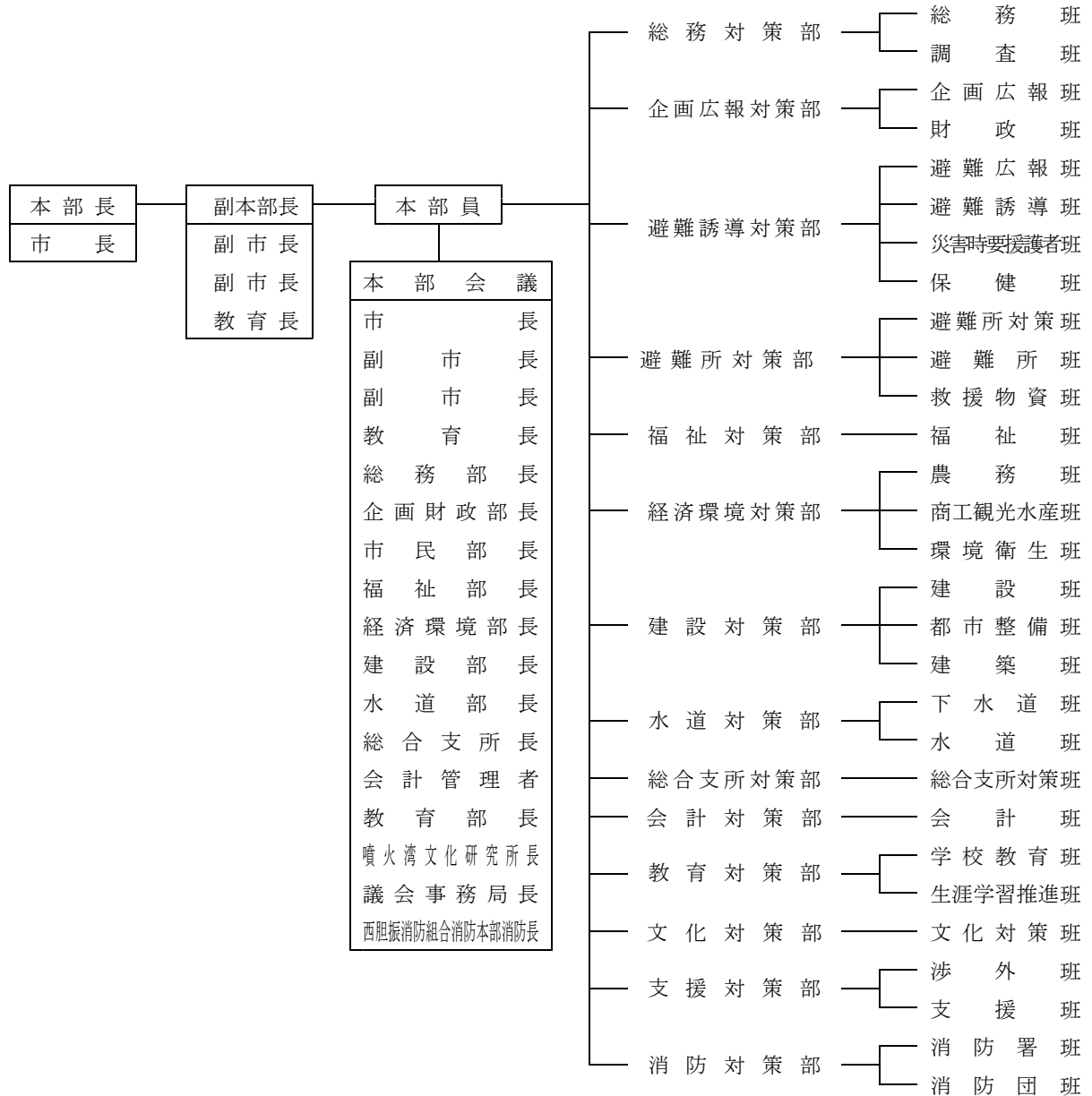
資料 2 2000年噴火時各機関の対応・避難状況

			温泉街の幹線道路が1本につながる
07月19日		洞爺湖温泉地区の泥流警戒基準について決定	
07月20日			洞爺湖汽船による湖上遊覧が運行開始
07月23日			22日からの雨で警戒基準雨量をこえる 虻田町洞爺湖温泉町西側の一部地域の住民に自主避難を呼びかけ、併せて国道230号、道道洞爺湖登別線の一部通行止め 24日7時45分解除 豊浦町内の旧エイペックス社員寮など3箇所を廃止、虻田町内の避難所に統合（全4箇所）
07月24日		道知事の撤退要請を受け現地の自衛隊約250人とトラックなどの車両約130台を撤収、自衛隊法に基づく災害派遣活動は終了	避難所全4箇所（虻田町4）、避難所の人員78名 虻田町が長期間の避難生活をおくっている町民に洞爺湖温泉などのホテルの無料宿泊券を配布
07月28日			虻田町洞爺湖温泉地区の一部で避難指示解除、避難者計1,147名のうち769名が対象 虻田町で復興などに町民が意見を述べる「有珠山噴火災害復興町づくり懇談会」の初会合を開催 北海道防災会議火山対策専門委員会開催
08月01日			道南バスが洞爺湖温泉街を經由する2路線の運行を再開
08月06日			避難所全2箇所（虻田町2）、避難所の人員58名
08月11日		有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議（第61回）本日をもって現地対策本部を閉鎖	
08月19日			避難所数全2箇所（虻田町2）、避難所の人員30名
08月27日			13時にあぶたふれ合いセンター、18時にあぶた体育館を閉鎖、避難所がなくなる

3. 災害対策本部の組織（四市町）

資料

伊達市災害対策本部組織図



1. 市長は、災害対策本部を設置する場合は、あらかじめ、消防管理者の同意を得て防災活動に従事する西胆振消防組合の職員のうち、伊達市に在る消防本部又は消防署に在勤する職員を伊達市職員に併任する。

伊達市災害対策本部事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
総務対策部 部長： 総務部長	総務班 班長： 総務課長	総務課 職員課 大滝総合支所 住民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 市防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 4 自衛隊の派遣要請の依頼に関する事。 5 気象予警報等情報の受理及び伝達に関する事。 6 応急救助及び復旧対策の調整に関する事。 7 災害記録及び防災記録の総括に関する事。 8 被害状況調査の取りまとめの総括及び報告に関する事。 9 庁舎の電力及び通信連絡機能の確保に関する事。 10 各部との連絡調整に関する事。 11 職員の災害動員計画に関する事。 12 職員の非常招集に関する事。 13 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。 14 災害応急対策に従事している者に対する災害用装備品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事。 15 支援活動団体等の配備調整に関する事。 16 労務供給対策に関する事。 17 災害時の車両確保及び配車に関する事。 18 被災者及び災害応急対策従事者の輸送に関する事。 19 インターネット等による情報の収集、伝達に関する事。 20 被災者の救出及び死体の捜索の調整に関する事。 21 その他、他部・班に属しない事項に関する事。
	調査班 班長： 税務課長	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般的災害（人的被害、住家被害、非住家被害）状況の調査に関する事。 2 災害に伴う税の減収見込額等の把握に関する事。 3 被災者の税の減免に関する事。
企画広報対策部 部長： 企画財政部 部長	企画広報班 班長： 企画課長	企画課 住んでみたい まちづくり課 情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民等からの災害に関する情報の受付に関する事。 2 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。 3 被災者相談所に関する事 4 災害資料、災害写真等の収集発表に関する事。 5 災害情報の広報に関する事。 6 報道機関との連絡調整に関する事。 7 国、道その他関係機関への陳情等の調整に関する事。 8 災害復旧と総合計画の調整に関する事。 9 災害統計に関する事。
	財政班 班長： 財政課長	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急物品の調達に関する事。 2 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 被害状況の把握及び記録に関する事。 4 災害対策の予算措置に関する事。

			5 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。
避難誘導対策部 部長： 市民部長	避難広報班 班長： 市民生活 課 長	市民生活課 大滝総合支所 住民福祉課	1 住民自治組織との連絡及び協力要請に関すること。 2 住民に対する警報、避難の勧告、避難の指示等の伝達に関すること。 3 災害時の人口、世帯数の調査に関すること。
	避難誘導班 班長： 保険医療 課 長	保険医療課 大滝総合支所 住民福祉課	1 住民の避難誘導に関すること。 2 避難者の輸送に関すること。 3 避難状況の記録及び報告に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。
	災害時 要援護者班 班長： 高齢福祉 課 長	社会福祉課 児童家庭課 高齢福祉課 大滝総合支所 住民福祉課	1 災害時要援護者の避難誘導に関すること。 2 災害時要援護者の輸送に関すること。 3 社会福祉施設の被害状況の把握及び災害対策に関すること。 4 独居老人、障害者の安否確認や健康状態の把握に関すること。
	保健班 班長： 保健センター 所 長	保健センター 大滝総合支所 住民福祉課	1 被災者の健康管理に関すること。 2 被災者の医療及び助産に関すること。 3 災害時の防疫に関すること。 4 衛生資材の確保及び配布に関すること。 5 医薬品等の輸送に関すること。 6 医療救護所の開設、運営に関すること。 7 医療機関との連絡調整に関すること。
避難所対策部 部長： 教育部長	避難所対策班 班長： 学校教育 課 長	学校教育課 建築課 環境衛生課 保健センター 大滝総合支所 住民福祉課	1 避難所の設置及び統括に関すること。 2 避難者の受け入れ及び記録の統括に関すること。 3 避難所状況の記録の統括に関すること。 4 避難者情報、避難所状況の報告に関すること。 5 主食、副食等及び生活必需品の調達に関すること。 6 被災者の炊き出し及び食料の給与に関すること。 7 被服、寝具その他生活必需品の給与に関すること。 8 応急仮設住宅の入退去及び管理に関すること。 9 避難所の設備の設置に係る調整に関すること。 10 避難所施設における仮設トイレの設置に係る調整に関すること。 11 避難所の衛生対策に関すること。
	避難所班 班長： 担当職員 代 表	関係課職員	1 避難所の管理及び運営に関すること。 2 避難者の受け入れ及び記録に関すること。 3 避難状況の記録に関すること。
	救援物資班 班長： 税務課長	税 務 課	1 救援物資の仕分けに関すること。

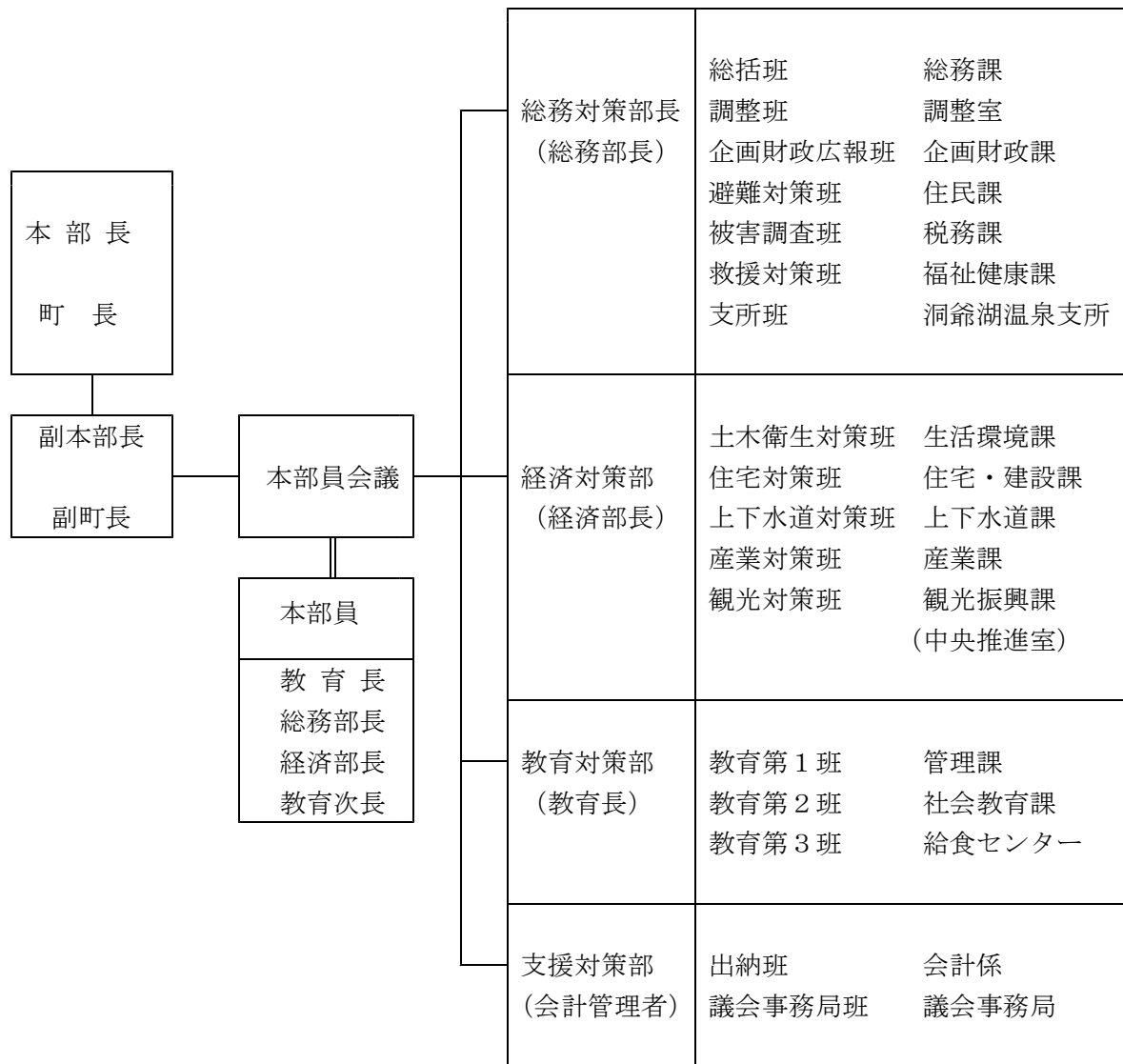
資料3 災害対策本部の組織（四市町）

福祉対策部 部長： 福祉部長	福祉班 班長： 社会福祉課長	社会福祉課 児童家庭課 高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助法に基づく救助の実施の総括に関する事。 2 被災者の救護に関する事。 3 ボランティアに係る調整に関する事。 4 被災者に対する生活保護に関する事。 5 被災者に関する見舞金に関する事。
経済環境 対策部 部長： 経済環境 部長	農務班 班長： 農務課長	農務課 大滝総合支所 産業建設課 みどり自然課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の農林関係機関への情報伝達及び調整に関する事。 2 農林業の被害調査及び応急対策に関する事。 3 被災農家の援護対策に関する事。 4 農業災害補償に関する事。 5 被災地の病虫害防除に関する事。 6 被災地の家畜の防疫に関する事。 7 家畜飼料の応急対策に関する事。 8 農業用施設・治山施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 9 所管する施設の災害対策に関する事。
	商工観光 水産班 班長： 商工観光 水産課長	商工観光 水産課 大滝総合支所 産業建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の水産関係機関への情報伝達及び調整に関する事。 2 水産業の被害調査及び復旧対策に関する事。 3 被災漁家の援護対策に関する事。 4 津波警報等発令時における漁民対策に関する事。 5 漁港区域内の被害調査及び応急対策に関する事。 6 漁港区域内の災害復旧対策に関する事。 7 災害時の観光施設等への情報伝達及び調整に関する事。 8 商工業の被害調査に関する事。 9 被災商工業者の援護対策に関する事。 10 被災中小企業の振興に関する事。 11 観光施設の被害調査及び復旧対策に関する事。
	環境衛生班 班長： 環境衛生 課長	環境衛生課 大滝総合支所 住民福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の処理及び埋葬に関する事。 2 災害時の清掃に関する事。 3 災害時の公害防止対策に関する事。 4 ペットの避難対策及び救護の連絡調整に関する事。
建設対策部 部長： 建設部長	建設班 班長： 建設課長	建設課 大滝総合支所 産業建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係の被害調査に関する事。 2 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関する事。 3 水防警戒区域の警戒巡視に関する事。 4 応急対策に必要な資機材等の調達、配分並びに保管、輸送に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 公共土木施設の災害対策に関する事。 7 浸水防止対策に関する事。 8 泥流対策に関する事。
	都市整備班 班長： 都市整備	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画関係施設の災害対策に関する事。 2 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。

	課 長		3 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関する こと。
	建 築 班 班長： 建築課長	建 築 課	1 公共施設（建築物）の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 被災公営住宅に関すること。 3 災害住宅融資に関すること。 4 応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定に 関すること。 5 被災地における建築制限に関すること。 6 被災住宅の応急修理に関すること。 7 応急仮設住宅の設置に関すること。 8 仮設避難所の設営に関すること。
水道対策部 部長： 水道部長	下 水 道 班 班長： 下水道課長	下 水 道 課	1 下水道施設の災害対策に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	水 道 班 班長： 水道課長	水 道 課	1 水道施設の災害対策に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 被災地における飲料水の確保及び輸送に関すること。
総合支所 対策部 部長： 総合支所長	総合支所対策班 班長： 住民福祉 課 長	住 民 福 祉 課 産 業 建 設 課 みどり自然課	1 所管する施設の災害対策に関すること。 2 大滝区における災害対策に関すること。 3 本部長の指示による各班の業務支援に関すること。
会計対策部 部長： 会計管理者	会 計 班 班長： 会計課長	会 計 課	1 義えん金の保管に関すること。 2 各班の応援に関すること。
教育対策部 部長： 教育部長	学校教育班 班長： 学校教育 課 長	学 校 教 育 課 さくら幼稚園	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校施設の被害調査及び、応急対策に関すること。 3 災害時の応急教育対策及び教職員の動員に関すること。 4 学校長に対する避難の勧告、指示等の伝達に関すること。 5 被災した児童及び生徒に対する学用品等の給与に関する こと。 6 学校施設における避難所の設置の協力に関すること。
	生涯学習推進班 班長： 生涯学習 推進課長	生 涯 学 習 推 進 課 図 書 館	1 社会教育施設の災害対策に関すること。 2 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 5 社会教育施設における避難所の設置の協力に関するこ と。
文化対策部	文化対策班 班長： 文化課長	文 化 課	1 文化財の災害対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 3 備蓄品搬出の協力に関すること。

支援対策部 部長： 議会議務 局長	渉外対策班 班長： 議会議務局 庶務課長	議会議務局	1 国会議員等の対応に関する事。 2 本部長の指示による各班の業務支援に関する事。
	支援班 班長： 選挙管理 委員会 事務局長	選挙管理委 員会事務局 監査委員 事務局 農業委員会 事務局	1 救出活動に関する事。 2 本部長の指示による各班の業務支援に関する事。
消防対策部 部長： 消防長	消防署班 班長： 消防署長	消防署	1 災害の予防及び警戒並びに災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被災地における人命救助及び避難誘導に関する事。 3 その他被災地における応急作業に関する事。
	消防団班 班長： 消防団長	消防団	1 災害の予防及び警戒並びに災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 被災地における人命救助及び避難誘導に関する事。 3 その他被災地における応急作業に関する事。

※ 参事は、所属課の班に属する。



資料 3 - 7

資料 3 災害対策本部の組織（四市町）

部	班	所	掌	事	務
	総括班	1	対策本部の設置に関すること。		

		<ul style="list-style-type: none"> 2 本部長の指揮命令の伝達に関する事。 3 各部・各班との連絡調整に関する事。 4 非常警報、避難勧告、避難解除等に関する事。 5 関係市町村及び関係機関との連絡調整並びに自衛隊の派遣要請に関する事。 6 対策本部職員の非常招集に関する事。 7 防災行政無線の管理及び通信に関する事。 8 北海道総合行政情報ネットワークの管理及び通信に関する事。 9 気象予報、情報の受理及び伝達に関する事。 10 災害情報のとりまとめ総括及び報告に関する事。 11 災害に係る国、道への報告書等の作成に関する事。 12 災害応急物品等の調整に関する事。 13 公有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 14 庁舎内の電力及び電話通信の管理及び確保に関する事。 15 その他、他の部、班に属さない事項。
総務部	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域住民等からの災害に関する情報等の収受に関する事。 2 災害に対する相談、苦情等の処理に関する事。 3 その他対策本部長の指示による各班の支援に関する事。
	企画財政広報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国、道、その他関係機関への陳情等の調整に関する事。 2 災害復旧と総合計画の調整に関する事。 3 災害対策の予算措置及び経理に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 非常警報、避難勧告、避難解除等に係る広報に関する事。
	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民自治組織等（自主防災組織含む）の連絡及び協力要請に関する事。 2 被災者の避難誘導に関する事。 3 避難所の設営及び管理調整に関する事。 4 避難者の輸送に関する事。 5 避難者の輸送車両の管理に関する事。 6 避難状況の記録及び報告に関する事。
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難状況の記録及び報告に関する事。 2 被災者の事後調査（人的被害、住宅被害、非住宅被害）に関する事。 3 避難対策班の支援に関する事。
	救援対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の供給計画作成及び炊き出しの実施に関する事。 2 応急物資の調達に関する事。 3 応急医療に関する事。 4 医療品、衛生材料の確保に関する事。 5 救護所開設、各医療機関への協力要請に関する事。 6 避難所における避難者の介護に関する事。 7 義援金品の受付及び配布に関する事。 8 日赤救助活動の連絡調整に関する事。

資料 3 - 8

資料3 災害対策本部の組織（四市町）

		<ul style="list-style-type: none"> 9 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 10 死亡者の収容埋葬に関する事。
--	--	--

		11 被災地における人命救助及び行方不明者の捜索に関する事。
	洞爺湖温泉支所班	1 本部各班関連対策業務の連絡に関する事。 2 災害情報等の収集及び報告に関する事。 3 その他災害に関する所掌事項に関する事。
経済対策部	土木衛生対策班	1 災害時の土木建設用機械等の運用計画及び実施に関する事。 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害調査及び応急措置に関する事。 3 災害地の交通不能箇所の調査及び応急措置に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害地の復旧事業に関する事。 6 防疫計画作成及び実施に関する事。 7 塵芥の収集、し尿の汲み取り、へい獣の処理に関する事。 8 応急作業に必要な資材の確保及び作業従事者の応援要請に関する事。
	住宅対策班	1 災害時の建築用機械等の運用計画及び実施に関する事。 2 災害時の土地利用計画について。 3 応急仮設建物の設営に関する事。 4 公営住宅等公共施設（建築物）の被害調査及び応急対策に関する事。 5 被災公営住宅に関する事。 6 応急作業に必要な資材の確保及び作業従事者の応援要請に関する事。
	上下水対策班	1 被災時の飲料水の確保に関する事。 2 上下水道施設の災害調査及び復旧に関する事。 3 班に属する広報活動に関する事。 4 避難所及び断水地域の給水等、応急措置に関する事。 5 災害時の給水計画及び実施に関する事。
	産業対策班	1 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災農家に対する援護対策に関する事。 3 被災地の病虫害防除及び家畜の防疫に関する事。 4 林野火災予防計画及び被害調査に関する事。 5 水産業の被害調査及び応急対策に関する事。 6 被災漁家に対する援護対策に関する事。 7 被災商工業の被害調査及び援護対策に関する事。 8 被災商工業者の金融に関する事。 9 災害時の物価抑制に関する事。
	観光対策班	1 観光関係の被害調査及び援護対策に関する事。 2 観光客対策に関する事。 3 洞爺湖温泉支所班の支援に関する事。
	教育第1班	1 教育関係施設避難所の庶務及び管理調整に関する事。 2 学校等との連絡調整に関する事。 3 児童、生徒の避難及び救護に関する事。 4 教職員等に対する応援要請に関する事。 5 災害時の応急教育に関する事。

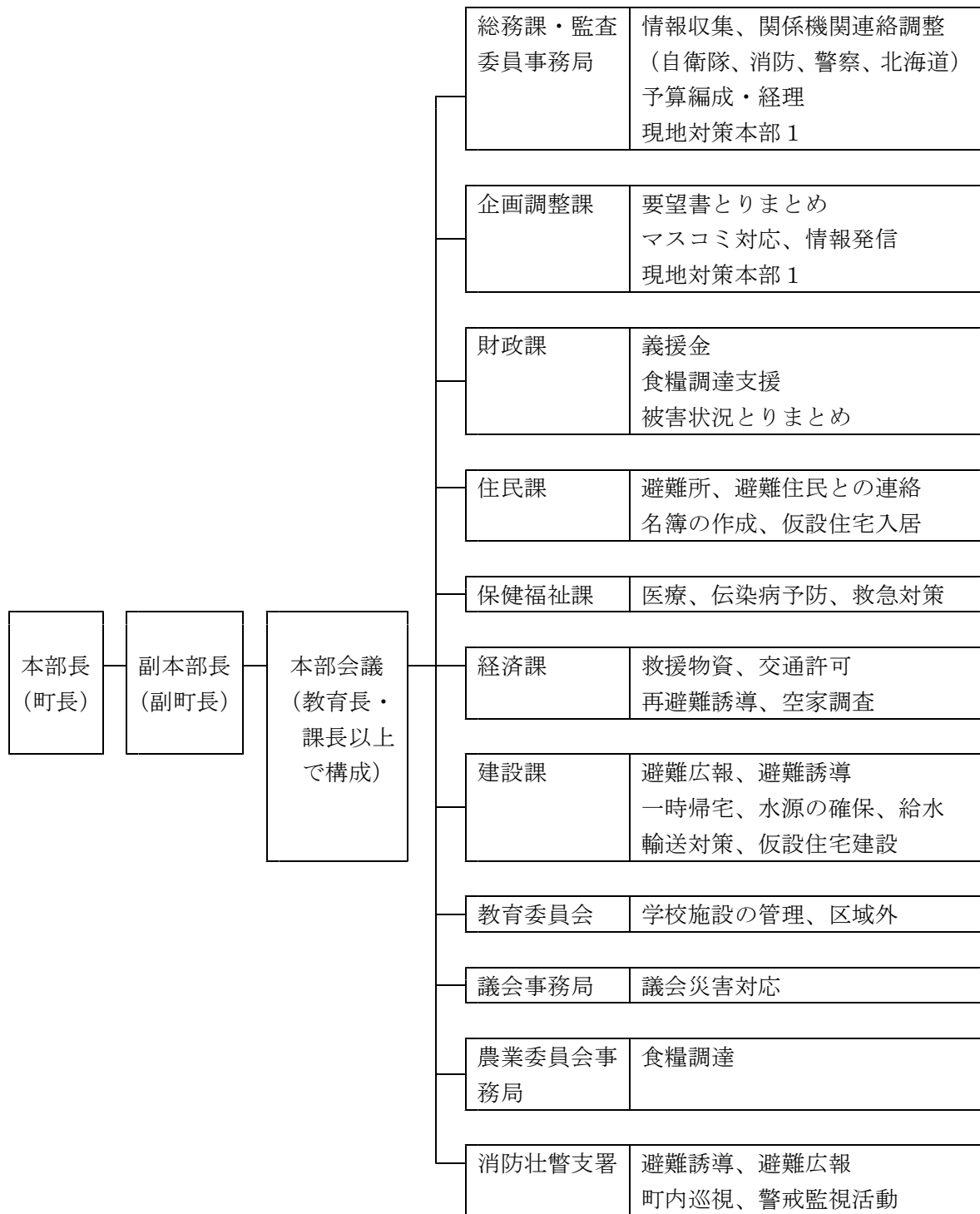
資料 3 - 9

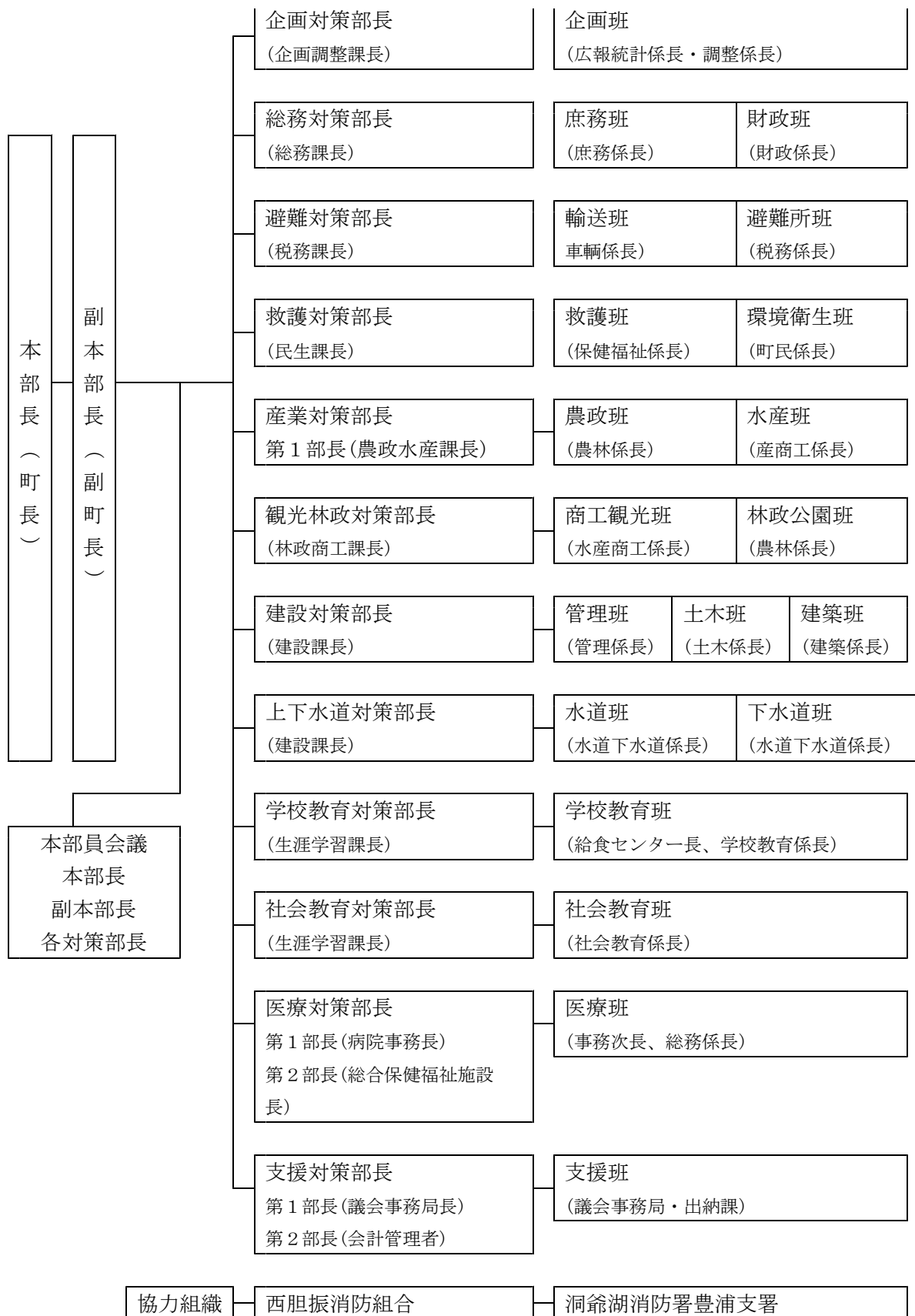
資料 3 災害対策本部の組織（四市町）

対策		6 教科書、学用品等の調達、支給に関する事。
	教育第1班	1 教育関係施設避難所の設営及び管理に関する事。

部	2班	2 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。
	教育第3班	1 災害時の学校給食に関すること。 2 他の教育班の支援に関すること。
支援対策部	出納班	1 災害に伴う金銭（見舞金の受入れを含む）の出納経理保管に関すること。 2 対策本部長の指示による各班の支援に関すること。
	議会事務局班	1 対策本部長の指示による各班の支援に関すること。

※（注）上記所掌事務により難しい場合、本部長は臨機応変の処置を講ずるものとする。





		担	
--	--	---	--

部	班	当課	所 掌 事 務
企 画 対 策 部	企 画 調 整 課	企 画 調 整 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議、本部員会議に関すること。 2 対策本部の設営に関すること。 3 本部長の指揮命令に関すること。 4 各部との連絡調整に関すること。 5 非常警報、避難勧告、避難解除等に係わる広報に関すること。 6 被害調査及び被害状況の記録に関すること。 7 災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 8 災害に係わる国、道への報告書等の作成に関すること。 9 被災地の広聴活動に関すること。 10 災害時の記録写真等収集に関すること。 11 国、道その他関係機関への陳情等に関すること。 12 特命事項に関すること。
総 務 対 策 部	庶 務 班	総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係市町村及び関係機関との連絡調整並びに自衛隊の出動要請に関すること。 2 職員の招集、出動及び解散に関すること。 3 動員職員の出動状況の記録に関すること。 4 動員職員に対する食糧等の調達及び供給に関すること。 5 関係団体、住民組織等への出動要請に関すること。 6 その他で他の部、班に属さない事項に関すること。
	財 政 班	総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害調査に関すること。 2 災害時における物品の供給、貸借及び工事等の契約に関すること。 3 災害時における現金の出納及び用品の受払いに関すること。 4 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関すること。 5 庁舎内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 6 災害対策の予算措置及び経理に関すること。
避 難 対 策 部	輸 送 班	建 設 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送車両の確保に関すること。 2 救助物資及び避難者の輸送に関すること。 3 救助物資及び避難者の輸送記録に関すること。
	避 難 所 班	税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難誘導に関すること。 2 避難所における避難者の介護に関すること。 3 被災者の避難状況の記録及び報告に関すること。
救 護 対 策 部	救 護 班	民 生 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救援活動に関すること。 2 救援用資機材の調達に関すること。 3 被災園児等の収容に関すること。 4 応急救援食品の調達配分に関すること。 5 応急救援被服、寝具等生活必需物資の調達配分に関すること。 6 被災者の警備に関すること。 7 救援活動の記録に関すること。

資料 3 - 13

資料 3 災害対策本部の組織（四市町）

救 護	環 境	民	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地区の防疫に関すること。 2 災害時の廃棄物処理に関すること。
-----	-----	---	--

対策部	衛生班	生	3 災害による汚染水の流出防止等及び公害調査に関すること。 4 死体の収容安置及び埋葬に関すること。
	産業対策部	農業振興課	1 農業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被害農作物の病害虫防除に関すること。 3 家畜飼料の確保に関すること。 4 農業用施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
		水産振興課	1 水産業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港、水産施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
観光林政対策部	商工観光振興課	産	1 商工業者の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。 2 観光客の避難誘導に関すること。 3 観光施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。
	林政公園振興課	産	1 林業の被害調査及び応急対策に関すること。 2 公園施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 3 治山施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
建築対策部	管理班	建	1 部の施設に係わる被害調査及び庶務に関すること。 2 応急作業に必要な資材の確保及び作業従事者の応援要請に関すること。
	土木建設班	建	1 災害を受けた道路、橋梁、河川、海岸及び港湾の応急措置に関すること。 2 河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関すること。 3 住宅地の浸水防止対策に関すること。
		建設課	建
上下水道対策部	水道班	建	1 災害時の飲料水の確保に関すること。 2 水道施設の応急処理及び復旧作業に関すること。
	下水道班	建	1 下水道施設の応急処理及び復旧作業に関すること。 2 災害時の排水の水質検査に関すること。

資料 3 - 14

資料 3 災害対策本部の組織（四市町）

学校	学	生	1 避難所の設営に関すること。 2 学校との連絡に関すること。

教育 対 策 部	校 教 育 班	涯 学 習 課	<ul style="list-style-type: none"> 3 被災児童生徒の収容に関する事。 4 被災児童生徒に対する給食及び学用品等の供与に関する事。 5 部の施設に係わる被害調査に関する事。 6 教職員等に対する応援要請に関する事。 7 被災者及び本部員、救援活動協力者の給食炊き出しに関する事。
社 会 教 育 対 策 部	社 会 教 育 班	生 涯 学 習 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 災害時の社会教育施設の応急利用に関する事。 3 社会教育施設利用者の避難誘導に関する事。
医 療 対 策 部	医 療 班	総 合 保 健 福 祉 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急医療及び助産に関する事。 2 応急救護対策に関する事。 3 医療品、衛生材料の確保に関する事。 4 救護班編成に関する事。 5 救護所開設に関する事。
支 援 対 策 部	支 援 班	議 会 事 務 局 ・ 出 納 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 対策本部長の指示による各班の業務支援に関する事。 2 特命事項に関する事。

4. 避難施設一覽（四市町）

資料4 避難施設一覽（四市町）

市町	地区	番号	名 称	所 在 地	電話番号	収容人員 (人)
----	----	----	-----	-------	------	-------------

伊 達 市	黄 金	1	黄金小学校体育館	伊達市北黄金町65-1	24-1666	130
		2	達南中学校体育館	伊達市北黄金町49-135	24-1153	195
		4	黄金地区コミュニティセンター	伊達市北黄金町65-1	24-2111	65
	稀 府	5	稀府生活館	伊達市南稀府町118-3	24-1114	75
		6	稀府小学校体育館	伊達市中稀府町85	24-1152	130
		7	農村婦人の家	伊達市中稀府町114-2	24-1882	45
		8	伊達緑丘高等学校体育館	伊達市南稀府町180	24-3021	185
	東	9	弄月館	伊達市弄月町164-9	23-7220	40
		10	東地区コミュニティセンター	伊達市弄月町241-4	22-2888	135
		11	東小学校体育館	伊達市弄月町207-1	23-2738	195
		12	伊達中学校体育館	伊達市舟岡町226-12	23-3055	290
		13	伊達カルチャーセンター	伊達市松ヶ枝町34-1	22-1515	420
		14	伊達高等養護学校体育館	伊達市松ヶ枝町105-13	25-5115	245
	中 央	15	西在地区公民館	伊達市末永町92-6	23-2667	60
		16	光陵中学校体育館	伊達市館山町49-1	25-4111	255
		17	市民研修センター体育館	伊達市館山町33	23-2761	230
		18	伊達西小学校体育館	伊達市末永町8-21	23-3666	250
		19	伊達高等学校体育館	伊達市竹原町44	23-2525	500
	市 街	20	伊達小学校体育館	伊達市元町78-1	23-3033	225
		21	旭町児童館	伊達市旭町52	23-6876	110
		22	伊達市武道館	伊達市末永町39-8	25-5931	165
		23	伊達市保健センター	伊達市末永町39-8	25-3321	75
	大滝区	24	基幹集落センター	大滝区本郷町84-1	68-9333	210
		25	大滝保育所	大滝区本郷町84-6	68-6262	90
		26	地域活性化交流センター	大滝区本町103-4	68-6810	70
		27	本郷集会所	大滝区本郷町15-1		20
		28	大滝小学校体育館	大滝区優徳町90-1	68-6915	190
		29	優徳集会所	大滝区優徳町87-2		70
		30	優徳農村公園 コミュニティ施設	大滝区優徳町113-1	68-5566	50
		31	大滝中学校体育館	大滝区大成町1	68-6253	450
		32	北湯沢湯のさと館	大滝区北湯沢町52-2	68-6351	80
		33	円山集会所	大滝区円山町415		40
		34	上野集会所	大滝区上野町92		10
		35	愛地集会所	大滝区愛地町13		20
	伊 達 市 合 計					

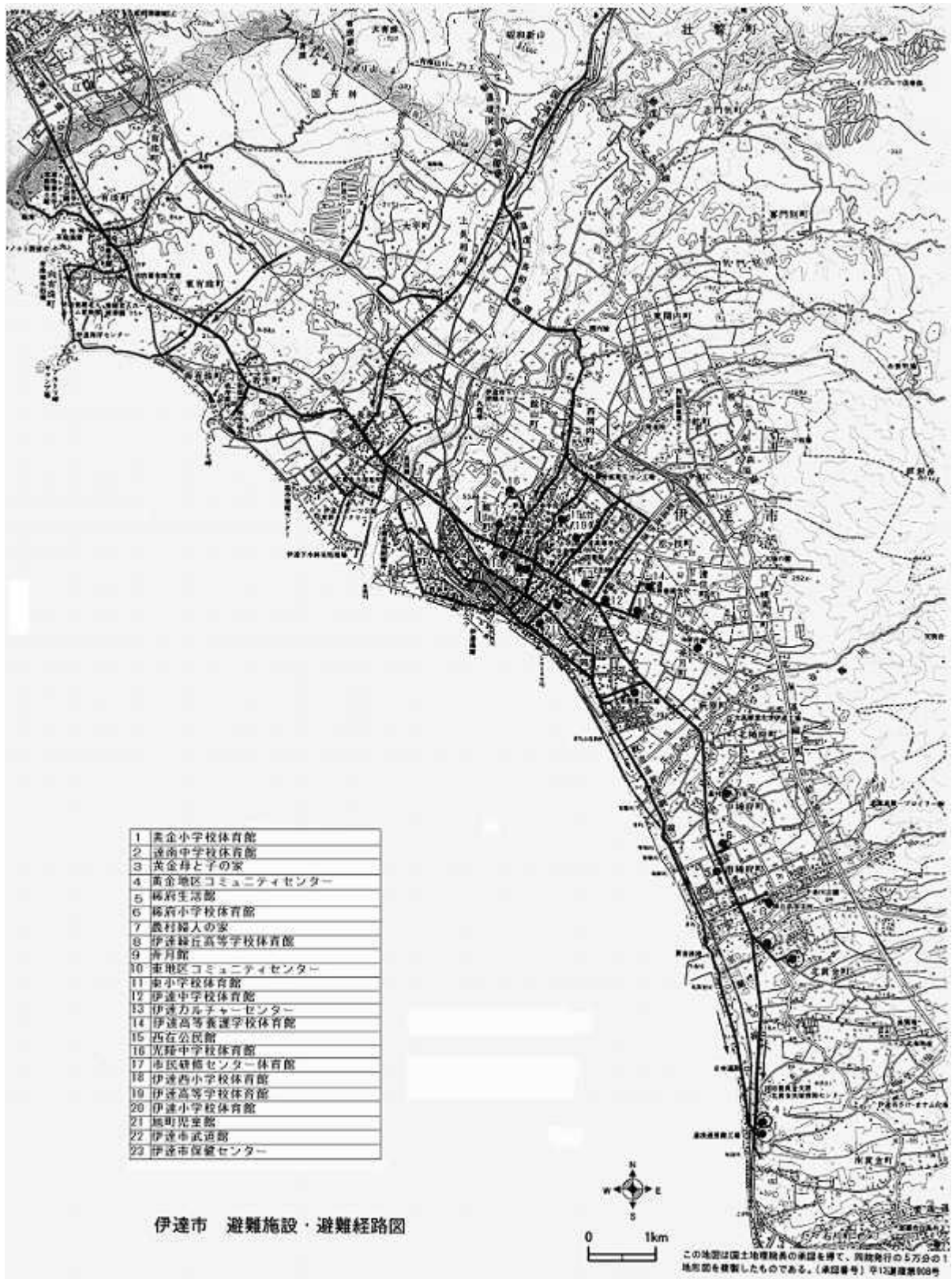
資料 4 - 1

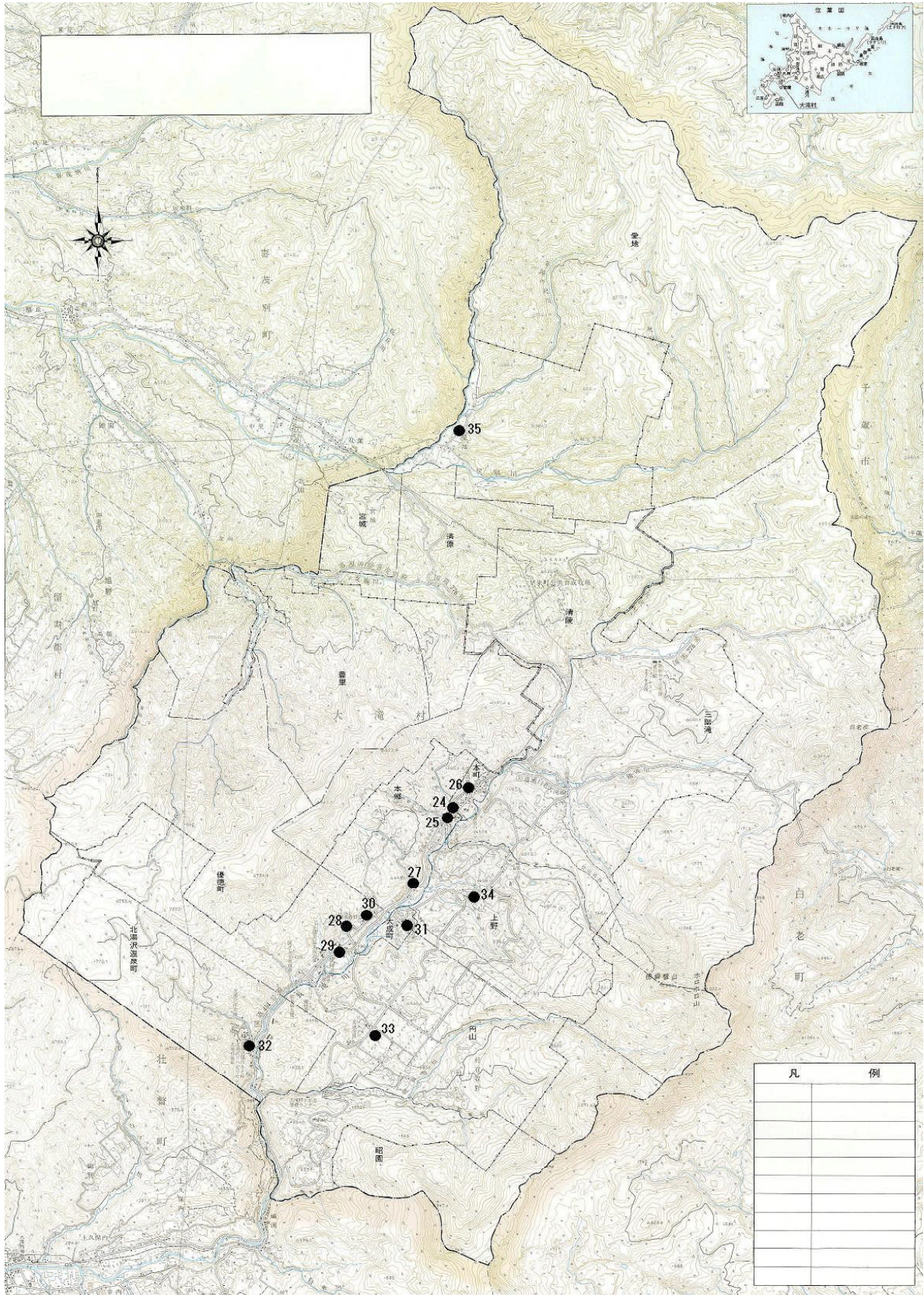
資料 4 避難施設一覧（四市町）

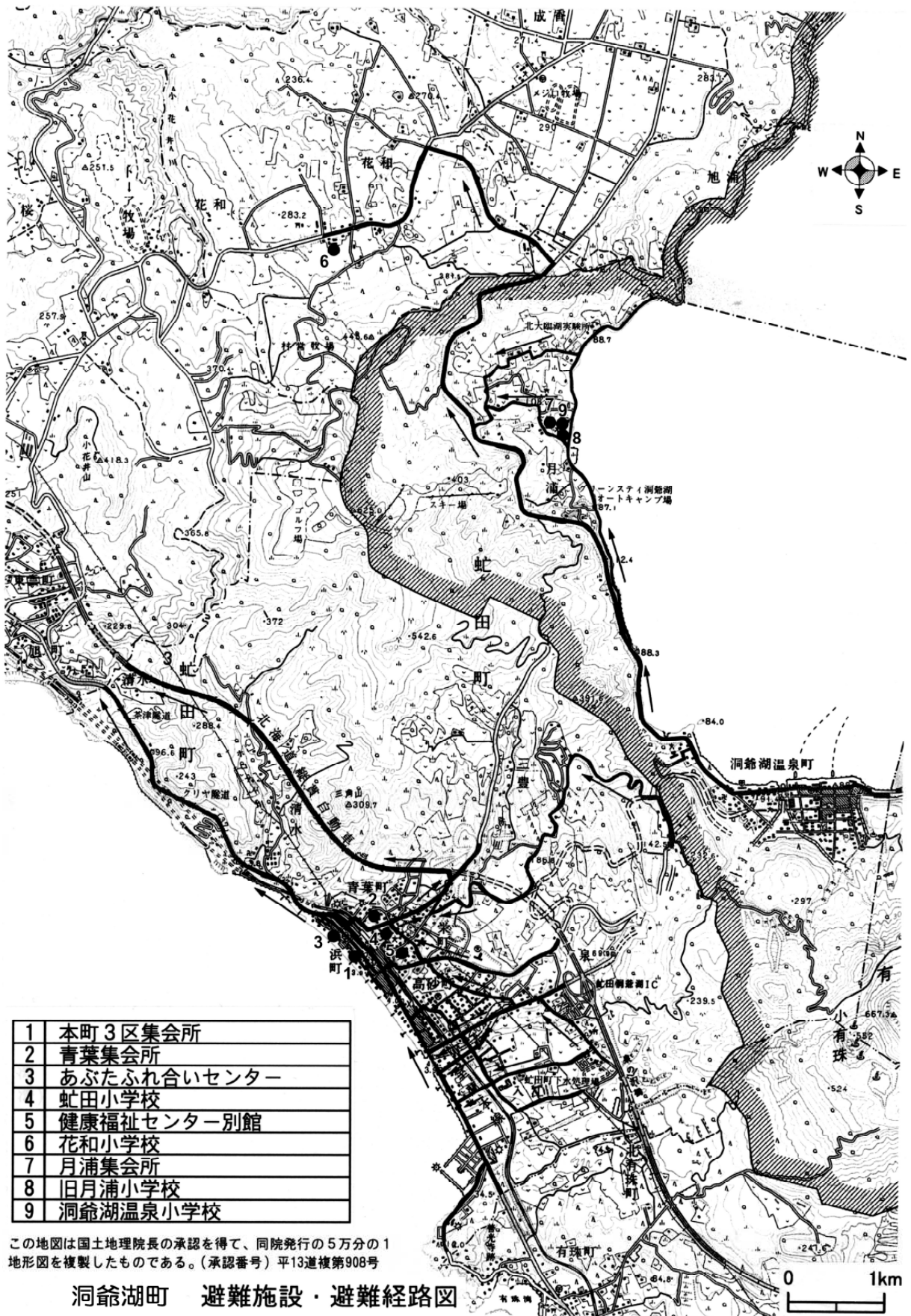
洞	1	本町3区集会所	洞爺湖町字本町16	76-3106	40
	2	青葉集会所	洞爺湖町字青葉町99	76-2996	55

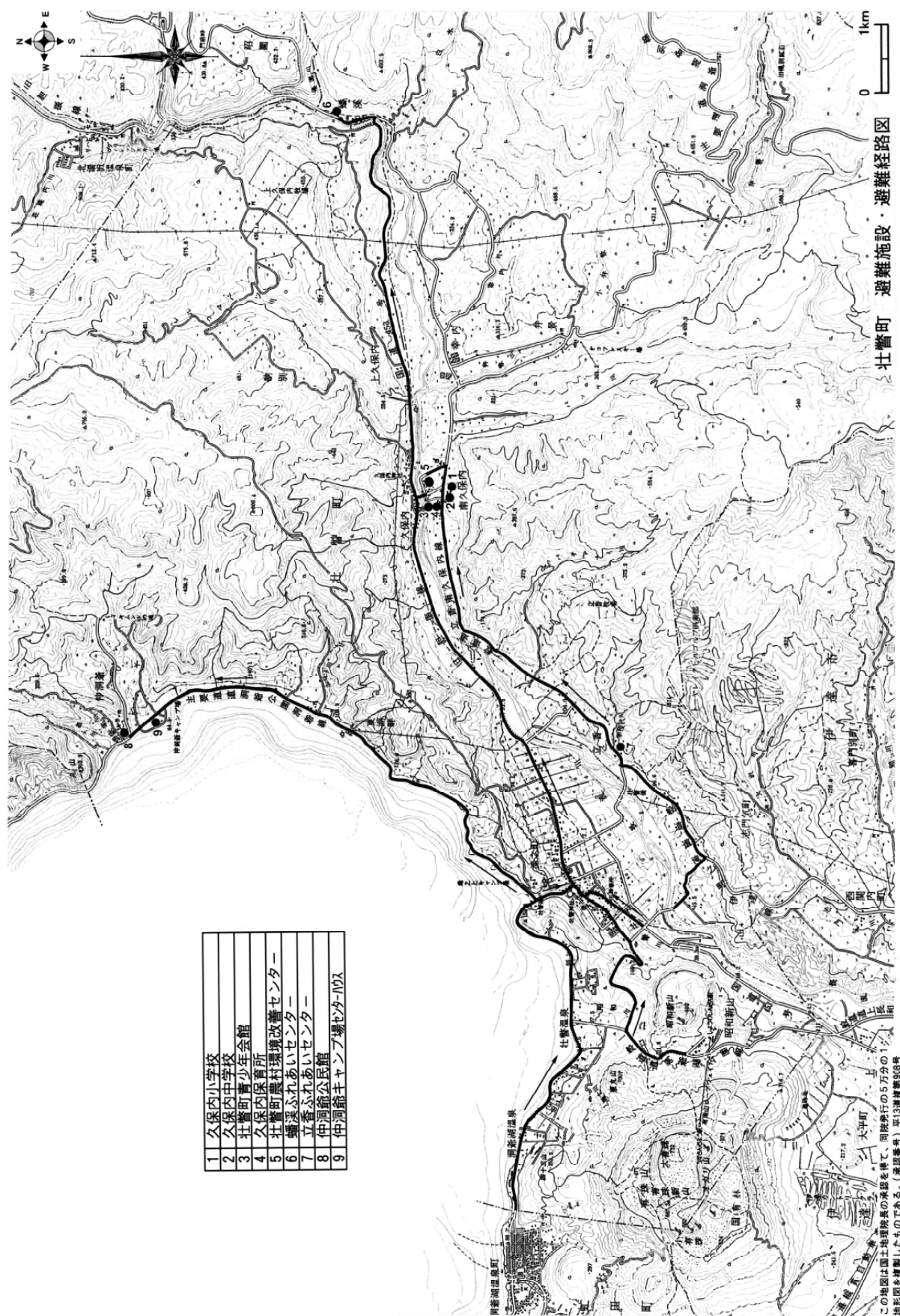
爺 湖 町		3	あぶたふれ合いセンター	洞爺湖町字本町55	76-2046	200	
		4	虻田小学校	洞爺湖町字栄町59	76-2015	1,650	
		5	健康福祉センター別館	洞爺湖町字栄町63	76-2995	240	
		6	花和小学校	洞爺湖町字花和170	83-2881	320	
		7	月浦集会所	洞爺湖町字月浦44	75-4407	120	
		8	旧月浦小学校	洞爺湖町字月浦44		420	
		9	洞爺湖温泉小学校	洞爺湖町字月浦44	75-2477	430	
	洞 爺 湖 町 合 計						3,475
	壮 警 町	久保内	1	久保内小学校	壮警町字南久保内142-4	65-2300	310
2			久保内中学校	壮警町字南久保内142-4	65-2210	360	
3			壮警町青少年会館	壮警町字南久保内14		260	
4			久保内保育所	壮警町字南久保内14	65-2420	80	
5			壮警町農村環境改善センター	壮警町字南久保内145-8	65-2181	300	
蟠 溪		6	蟠溪ふれあいセンター	壮警町字蟠溪26-1	65-2004	130	
立 香		7	立香ふれあいセンター	壮警町字立香	66-2515	170	
仲洞爺		8	仲洞爺公民館	壮警町字仲洞爺22-1	66-2115	30	
		9	仲洞爺キャンプ場センターハウス	壮警町字仲洞爺30-11	66-3131	40	
壮 警 町 合 計						1,680	
豊 浦 町	市街地	1	豊浦小学校	豊浦町字船見町95-3	83-2017	140	
		2	豊浦中学校	豊浦町字東雲町83-2	83-2079	320	
		3	豊浦町中央公民館	豊浦町字船見町95	83-2239	160	
		4	スポーツセンター	豊浦町字船見町95-1	83-2239	340	
		5	海岸町福祉の家	豊浦町字海岸町51-1	83-2121	20	
		6	豊浦町社会館	豊浦町字幸町86-2	83-2121	150	
		7	旭町集会所	豊浦町字海岸町21-2	83-2121	20	
		8	ふるさとドーム	豊浦町字浜町17-17	83-2239	390	
	桜	9	桜公民館	豊浦町字桜206-3	83-2239	50	
	大 和	10	大和小学校	豊浦町字大和151	86-1113	160	
		11	大和母と子の家	豊浦町字大和138-3	83-2121	50	
	美 和	12	美和公民館	豊浦町字美和117	83-2239	16	
	山 梨	13	山梨小学校	豊浦町字山梨217	86-1111	170	
	新山梨	14	新山梨小学校	豊浦町字新山梨394-3	86-1112	70	
	上 泉	15	上泉公民館	豊浦町字上泉572	83-2239	10	
	新 富	16	新富保健福祉館	豊浦町字新富228	83-2121	50	
	大 岸	17	大岸小学校	豊浦町字大岸91-1	84-1011	170	
		豊 泉	18	大岸いきいきセンター	豊浦町字大岸97-60	83-2121	70
			19	大岸福祉の家	豊浦町字大岸166-11	83-2121	20
	礼文華	20	礼文華小学校	豊浦町字礼文華169	85-1014	180	
		21	礼文華生活館	豊浦町字礼文華156-1	83-2121	180	
豊 浦 町 合 計						2,736	

5. 避難施設・避難経路図（三市町）









有珠火山防災計画

沿革 昭和56年10月30日 有珠火山防災計画策定
昭和60年4月24日 修正
昭和62年6月3日 修正
平成14年4月25日 改訂
平成19年11月30日 修正

有珠火山防災計画

平成19年11月30日 発行

編集・発行 有珠火山防災会議協議会
